

Local Government of Australia and New Zealand

オーストラリアと ニュージーランドの 地方自治



一般財団法人

自治体国際化協会

はじめに

当協会では、各国の地方自治制度や地方行政に関わる個別施策等の調査研究を海外事務所を通じて行っている。その成果は各種の刊行物等によって日本の地方自治体や地方自治関係者に紹介しているが、オーストラリアとニュージーランドの地方自治制度の全体的な解説としては、2005 年 3 月に刊行した「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」があった。その後、同書刊行以来 10 年の歳月が経ち、両国の政治、社会、経済状況の変遷とともに、地方自治制度においても様々な改革・制度変更が行われたこと等を踏まえ、2015 年 3 月に改訂版を発行した。

今回は、2015 年版の構成を踏襲しつつ、できる限り最新のデータ更新に努めたほか、内容の拡充や自治行政の最新情勢の反映を行った。

調査にはこの間の統計データの変更・廃止やオーストラリアにおける各州の違いなど様々な制約があったが、両国における地方自治の包括的な概説書として、関係者の方々に御活用いただき、また不適切な部分については御指摘・御教示いただければ幸いである。

本書の作成に当たり、両国の地方自治関係者から、説明や情報提供等の御協力をいただいた。また、過去 23 年間にわたる当協会シドニー事務所の諸先輩が行った幅広い調査が、その基盤になっていることは言うまでもない。

この場を借りて深く感謝の意を表したい。

2018 年 3 月

一般財団法人 自治体国際化協会シドニー事務所

執筆・編集

鈴木基大
島田菜々子
小松俊也
菅原亨
成田静香
藤島穰
渡邊雄太

監修

上坊勝則

■ 目 次 ■

はじめに

第1編 オーストラリアの地方自治

第1章 オーストラリア及びその政府構造の概要

第1節 オーストラリアの概要	1
第2節 オーストラリアの政府構造	7

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数	11
第2節 地方自治体合併	13
1 各州における地方自治体合併の変遷	13
2 2016年ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体合併	16
(1) 地方自治体合併の概要	16
(2) 合併の目的及び手順	17
(3) 合併へのインセンティブ	18
(4) 合併の一時停止	18
(5) 地方自治体合併を巡るその後の動向	18
第3節 地方自治体の権限及び事務	22
1 地方自治体の権限	22
2 地方自治体の事務	23
第4節 地方自治体の組織	27
1 組織の基本構造	27
2 議会	28
(1) 役割	28
(2) 議長（市町村長）	28
(3) 議員	29
第5節 地方自治体の州組織・全国組織	32
1 地方自治体協会	32
2 地方自治体専門家協会	32
3 オーストラリア政府間協議会	32
第6節 地方自治体の選挙制度	34
1 被選挙権	34

2	選挙権	34
3	投票義務	36
第7節	住民の地方自治への直接参加	45
1	直接参政制度	45
(1)	連邦における国民投票	45
ア	憲法改正手続における国民投票（Referendum）	45
イ	諮問型国民投票（Plebiscite）	46
(2)	州における州民投票	47
(3)	地方自治体における住民投票	48
ア	州憲法上の住民投票（Constitutional Referendum）	48
イ	地方自治体による諮問型住民投票（Council Poll）	48
(4)	その他の直接参政権	49
2	請願	50
3	その他	50
(1)	地方自治体の長期計画策定における連携	51
(2)	パブリック・コンサルテーション	51
(3)	情報公開	52

第3章 地方自治体の財政

第1節	地方自治体の財政構造	53
1	全政府における地方自治体の相対的規模	53
2	連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較	54
3	連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較	56
第2節	地方自治体の財源	60
1	主な財源	60
(1)	資産税（レート）	60
(2)	交付金	60
(3)	手数料及び罰金	60
(4)	公営企業純益	61
(5)	その他	61
2	資産税制度の概要（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）	61
(1)	資産税の種類	61
(2)	資産税に関わる土地の評価	62
(3)	税率の決定	64
(4)	納税義務者と納税方法	64

(5) 非課税特例制度	64
(6) 納税者の人的要素に着目した課税上の配慮	65
(7) レイト・ペギング制度	65
第3節 交付金	66
1 州への交付金	66
(1) 政府間の財政協定	66
(2) 一般歳入助成金 (General Revenue Assistance)	67
(3) 特定目的助成金 (Payments for Specific Purposes (PSP))	68
2 地方自治体への交付金	70
(1) 連邦から地方自治体への交付金	70
(2) 州から地方自治体への交付金	72
第4節 借入制度	73
1 州による借入	73
2 地方自治体による借入	75
3 州及び地方自治体の借入の状況	76

第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数	77
1 概況	77
2 職員数の変化	77
3 地方自治体職員の年齢構成	79
第2節 法的基礎	80
1 職員制度に関する法令	80
(1) 通則	80
(2) 地方自治体職員に適用される裁定	80
2 上席職員制度	80
(1) 概要	80
(2) ジェネラル・マネージャー	81
ア 地方自治体の常勤最高位職	81
イ 権限	82
ウ 任用	82
3 給与	83
4 定数、組織・職の改廃	84
第3節 任用 (ニュー・サウス・ウェールズ州の場合)	85
1 任用原則－雇用機会均等	85

2 任用方法	85
第4節 任用後	87
1 人事異動	87
2 昇任	87
3 退職	87
(1) 解雇	87
ア 上席職員の解雇	87
イ 一般職員の解雇	88
(2) 定年制度	88
第5節 勤務条件	89

第2編 ニュージーランドの地方自治

第1章 ニュージーランド及びその政府構造の概要

第1節 ニュージーランドの概要	91
第2節 ニュージーランドの政府構造	97

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数	101
第2節 地方自治体の権限及び事務	106
1 地方自治体の権限及び事務	106
2 政府間の事務配分	107
3 地域自治体の事務	109
4 広域自治体の事務	111
5 統合自治体の事務	112
6 地域自治体と広域自治体の連携	112
第3節 地方自治体の組織	113
1 組織の基本構造	113
2 議会及び市長	114
(1) 役割	114
(2) 選出方法	114
(3) 報酬	117
(4) 議会の運営	118
(5) 地方自治大臣による議会の執行停止	119

3	首席行政職員	120
4	コミュニティ委員会 (Community Board)	121
5	企業的活動を行うための組織	122
	(1) ビジネス・ユニット	123
	(2) 公律企業 (Council-Controlled Organisation)	123
第4節	地方自治体の活動例	125
1	地域自治体 (ハミルトン市)	125
2	広域自治体 (ワイカト広域自治体)	128
3	統合自治体 (オークランド市)	131
	(1) 市長	131
	(2) 議会	131
	(3) 地域委員会	132
	(4) 首席行政職員	132
	(5) 公律企業	132
	(6) 法定マオリ独立委員会	133
	(7) 諮問委員会	133

第3章 地方自治体の財政

第1節	地方自治体の財政構造	137
1	全政府における地方自治体の相対的規模	137
2	中央政府及び地方自治体の歳入内訳	138
3	中央政府及び地方自治体の歳出内訳	139
第2節	地方自治体の財源	141
1	資産税制度	141
	(1) 資産税制度の概要	141
	(2) 資産税の種類と課税客体	142
	ア 普通資産税	142
	イ 統一年間使用料	143
	ウ 目的別資産税	143
	エ 水道供給目的資産税	144
	(3) 課税客体の評価	147
	(4) 非課税客体と減免措置	148
	(5) 資産税の徴収	149
	(6) その他	150
	ア 縦覧制度	150

イ 不服申立て	151
ウ 税額の更正	151
エ 小額資産税の不徴収	151
2 借入制度	151
（1）借入制度の概要	151
（2）借入先	152
（3）借入の制限とその指標	152
ア 借入負担指標（Debt Affordability Benchmark）	153
イ 借入利息指標（Debt Servicing Benchmark）	153
ウ 借入管理指標（Debt Control Benchmark）	153
3 使用料及び手数料等	154

第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数	156
第2節 地方自治体職員に関する法令	157
第3節 職員との雇用契約	158
第4節 勤務条件	159
第5節 任用	164
第6節 退職	166

第5章 最近の地方行政の動き

第1節 2010年地方自治法改正	167
第2節 Better Local Government（2012、2014年地方自治法改正）	168
1 地方自治体の改革方針	168
2 2012年地方自治法改正	169
（1）地方自治体の目的の見直し	169
（2）財政責任に対する要件を導入	169
（3）地方自治体のガバナンスの強化	170
ア 市長の権限の拡大	170
イ 地方自治体が策定する報酬及び雇用計画 （Remuneration and Employment Policy）	170
ウ 地方自治大臣の地方自治体支援（関与）の強化	170
（4）地方自治体の再編手続の合理化	171
3 2014年地方自治法改正	172
（1）開発負担金の見直し	172

(2) オークランド市以外での地域委員会の設置.....	172
(3) 地方自治体の効率的な公共サービスの提供とガバナンス.....	173
(4) 住民との協議、意思決定、長期計画及び年次計画.....	173
(5) インフラ戦略及び資産運用.....	174

参考文献リスト

第1編 オーストラリアの地方自治

第1章 オーストラリア及びその政府構造の概要

第1節 オーストラリアの概要

オーストラリアは1つの大陸全体を主な国土としており、その面積は約 769 万 km²におよぶ。これは、アラスカを除いた米国とほぼ同じ大きさであり、ロシア、カナダ、米国、中国、ブラジルに次いで世界第6位である。

人口は約 2,340 万人で、日本の約 5 分の 1 に過ぎない。また、西部地域と中央低地の大部分は乾燥地帯であるため人口は一部の地域に集中しており、大陸の沿岸部、特に南東部に占める割合が大きく、6つの州及び2つの特別地域（北部特別地域、首都特別地域）の州都地域に 65%以上が居住している¹。

1770 年、英国人探検家ジェームズ・クックが大陸南東部に到着して英国領とすることを宣言した。その後、1788 年 1 月に英国の犯罪者流刑植民地としてシドニーの植民が始まり、1803 年のタスマニアから 1859 年のクイーンズランドに至るまで、50 年以上かけて現在の 6 州の基礎となる 6 つの植民地（居留地）が設置された²。英国の犯罪者の移送は 1868 年まで続いた。

これらの 6 つの植民地はそれぞれ英国から自治権を与えられていたが、1900 年 7 月、英国でオーストラリア連邦結成法が成立し、1901 年、6 州からなるオーストラリア連邦が正式に発足した。

連邦発足同年の 11 月、連邦議会は「移民制限法」(Immigration Restriction Act 1901) を制定し、この法に基づいた制限的な移民政策

¹ Australian Bureau of Statistics (ABS), *AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*, <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

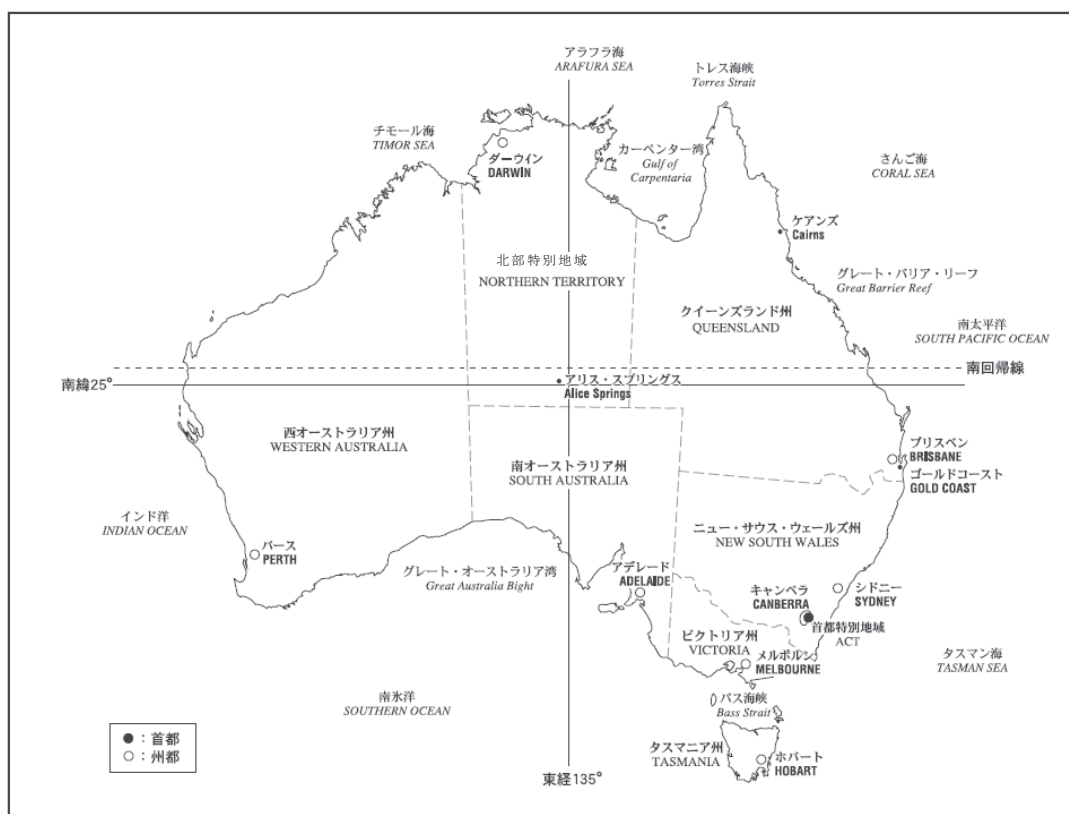
² ビクトリア植民地とクイーンズランド植民地は、それぞれ 1851 年と 1859 年にニュー・サウス・ウェールズ植民地より分離

は、「白豪主義」と呼ばれた。

しかし、第二次世界大戦以後、アジア太平洋地域における英国の影響力の衰退や豪英間の貿易の縮小に伴い、オーストラリアは次第に米国や日本等のアジア太平洋諸国との関係を強化する外交政策をとり始めた。第二次世界大戦後は南欧・東欧や中東地域からの移民を、1970年代以降は特にベトナム戦争後はアジア系移民を多く受け入れるようになり、1973年には白豪主義政策を撤廃した。

こうして、オーストラリアは多くの移民を受け入れ、多民族・多文化国家が形成されていった（図表 1-3 参照）。また、この移民政策と戦後のベビーブーム等により、人口は 1947 年から 1988 年にかけて倍増し、1,600 万人に達した。オーストラリアの現人口約 2,340 万人のうち約 28%が海外生まれの移民であり、その二世を含めると約 50%になる¹。

図表 1-1 オーストラリア概略図³



³ シドニー日本商工会議所『オーストラリア概要 2017/2018 年版』、2017 年

図表 1-2 日豪の地理的・人口統計的データの比較

	豪 州		日 本
	全国	ニュー・サウス・ウェールズ州	
面 積	769 万 km ² ※ 世界第6位、日本の約 20 倍	80 万 km ²	38 万 km ²
位 置	東経 113～154 度 南緯 10～ 44 度 キャンベラ: 東経 149.08 度 南緯 35.18 度	東経 141～154 度 南緯 28～ 37 度 シドニー: 東経 151.10 度 南緯 33.55 度 ⁴	東経 123～154 度 北緯 20～ 46 度 東京: 東経 139.45 度 北緯 35.40 度
気 候	熱帯性気候から温帯性気候まで多様 (国土の4割弱が熱帯性)	【シドニー】(2017 年) ⁵ 平均気温 夏 25.7 度 (1月) 冬 13.8 度 (7月) 年間降雨量: 1,075.6 mm	【東京】(2017 年) ⁶ 平均気温 夏 27.3 度 (7月) 冬 5.8 度 (1月) 年間降雨量: 1,430 mm
人 口 ⁷	2,340 万人 (2016 年8月)	748 万人(豪州の 32%) (2016 年8月) ※シドニー地域 482 万人 ※シドニー市 20 万 8,374 人 (2016 年8月)	1 億 2,676 万人 (2017 年6月)
人口密度	3.0 人/km ²	9.35 人/km ²	335.38 人/km ²

⁴ 緯度の数値は、愛媛県新居浜市(北緯 33.57、東経 133.15) とほぼ同じ。The Times, *The Index-Gazetter of the World*, 1965.

⁵ Australian Government Bureau of Meteorology, Greater Sydney in 2017, <<http://www.bom.gov.au/climate/current/annual/nsw/sydney.shtml>> (Accessed 2018-1-15).

気象庁「地点別データ・グラフ (世界の天候データツール) シドニー オーストラリア」、<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/graph_mkhtml.php?&n=94767&p=24&s=1&r=1&y=2017&m=9&e=0&k=0>(閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

⁶ 気象庁「東京 年ごとの値 主要要素」

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2016&month=&day=&view=p1>(閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

気象庁「東京 2017 年 (月ごとの値) 主要要素」

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2017&month=&day=&view=p1> (閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

⁷ ABS, *New South Wales (1) 2016 Census of Population and Housing in General Community Profile, Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/community/profile/1?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

総務省統計局「人口推計—平成 29 年 11 月報—、確定値」

<<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201711.pdf>> (閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

図表 1-3 オーストラリア人口に関する情報

海外出身者人口比率 (2016 年) ⁸	28.4%
家庭で英語以外を主な言語とする 人口比率 (2016 年) ⁹	20.8%
8 州都地域の人口 ¹⁰ (2016 年)	1,537.5 万人 (全人口の 65.7%)
先住民の人口 ¹¹ (2016 年)	64 万 9,171 人 (全人口の 2.8%)
在留邦人 ¹²	9 万 2,637 人

⁸ ABS, *AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

⁹ ABS, *AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

¹⁰ ABS, *Greater Sydney (1GSYD); Greater Melbourne (2GMEL) ; Greater Brisbane (3GBRI); Greater Adelaide (4GADE); Greater Perth (5GPER) ; Greater Hobart (6GHOB); Greater Darwin (7GDAR); Canberra (CED801), 2016 Census of Population and Housing, General Community Profile Catalogue number 2001.0*, <<http://www.abs.gov.au/websitedbs/D3310114.nsf/Home/2016%20Census%20Community%20Profiles>> (Accessed 2018-1-15).

¹¹ ABS, *AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing, General Community Profile, Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

¹² 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 平成 29 年要約版 (平成 28 年 10 月 1 日現在)」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html> (閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

図表 1-4 オーストラリア各州の面積・人口¹³

州・特別地域	面積		人口	
	(万 km ²)	(%)	(万人)	(%)
ニュー・サウス・ウェールズ州	80.1	10.42	748	32.0
ビクトリア州	22.7	2.95	593	25.3
クイーンズランド州	173.0	22.50	470	20.1
南オーストラリア州	98.4	12.79	168	7.2
西オーストラリア州	252.7	32.87	247	10.6
タスマニア州	6.8	0.88	51	2.2
北部特別地域	134.8	17.53	23	1.0
首都特別地域	0.2	0.03	38	1.6

※州別面積の割合については、四捨五入の関係で合計 100 にならない。

図表 1-5 オーストラリアの歴史¹⁴

紀元前約4～6万年	先住民アボリジニがオーストラリアに移住
1770 年	英国人探検家ジェームズ・クックがボタニー湾に到着
1788 年	英国及びアイルランドから最初の白人入植者が到着し、シドニーに植民地を築く。新しい植民地建設のために多くの囚人が労働力として英国から送り込まれる(～1868 年)。
1827 年	英国が、オーストラリア全体統治を初めて公式に表明
1840 年	最初の地方自治体としてアデレード市が発足
1841 年	ニュージーランドがニュー・サウス・ウェールズから分離
1842 年	シドニー市及びメルボルン市設置
1850 年	最初の大学、シドニー大学創立
1850 年頃～1860 年頃	金採掘のため、多くの国から移民が流入
1865 年	日本への輸出が記録される(石炭)。

¹³ ABS, *New South Wales (1); Victoria (2); Queensland (3); South Australia (4); Western Australia (5); Tasmania (6); Northern Territory (7); Canberra (CED801) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*, <<http://www.abs.gov.au/websitedbs/D3310114.nsf/Home/2016%20Census%20Community%20Profiles>> (Accessed 2018-1-15).

¹⁴ シドニー日本商工会議所『オーストラリア概要 2017/2018 年版』、2017 年

1880 年代～1890 年代	日本（主に和歌山県）から真珠採りの潜水夫が西オーストラリア州北部のブルーム等に移住
1896 年	タウンズビルに日本領事館開設
1901 年	連邦国家成立。アジア移民の受入停止
1908 年	首都としてキャンベラを選定。将来の連邦議会の場所として選ばれる。（キャンベラが正式に首都と呼ばれるようになったのは 1913 年）
1914～1918 年	第一次世界大戦参戦
1927 年	連邦議会がメルボルンからキャンベラに移される。
1939～1945 年	第二次世界大戦参戦。ドイツ、イタリア、日本と戦う。 （1942 年 日本軍がダーウィン、タウンズビル、ブルーム、シドニー湾を攻撃）
1947 年	戦後ヨーロッパの難民の受け入れ開始 （1947 年から 1952 年までの間で 20 万人弱）
1952 年	日豪間に外交関係樹立（豪、サンフランシスコ平和条約に調印）
1956 年	メルボルンでオリンピック開催
1957 年	日豪通商協定締結
1967 年	アボリジニの選挙権が認められる。
1973 年	白豪主義政策の廃止
1986 年	憲法上英国から分離
1988 年	入植 200 年記念祭
1999 年	東チモールに豪州治安維持軍派遣。共和制移行の是非を問う憲法改正国民投票が行われるが否決される。
2000 年	シドニーオリンピック開催
2001 年	連邦結成 100 周年
2006 年	2006 年日豪交流年
2007 年	資源ブームに乗って好調な経済が続き、インフレが進行
2012 年	ギラード首相が「アジアの世紀におけるオーストラリア白書」を発表
2013 年	日豪観光交流年 2013
2015 年	日豪経済連携協定（EPA）発効
2016 年	日豪友好協力基本条約 40 周年
2017 年	日豪通商協定 60 周年 同性婚を法制化

第2節 オーストラリアの政府構造

オーストラリアは、英国女王でもあるエリザベス二世を元首とする立憲君主国である。オーストラリア連邦憲法（以下、連邦憲法）は、王権を代行する連邦総督に議会の開会・休会・解散権、議会を通過した法案に対する承認・拒否・修正要求権、行政の執行権、閣僚の任命権、国軍の指揮権等を与えている¹⁵。しかし、これらの権限を連邦総督が行使することは稀で¹⁶、実際は慣習法に従って連邦議会や内閣¹⁷が行使している。

連邦議会は上院と下院の二院制であり、それぞれの議員定数は上院議員 76 名、下院議員 150 名である¹⁸。上院の任期は、6 年（ただし、特別地域からの選出議員は 3 年）であり、3 年ごとに州・特別地域単位の移譲式比例代表制選挙によって半数の議席（特別地域は全議席）が改選される。下院の任期は 3 年¹⁹であり、小選挙区単位の優先順位付投票制を採用している。

政府構造は、連邦、州（特別地域を含む。²⁰）及び地方自治体からなる三層制である。このうち第二層の州は、連邦制が成立した経緯に由来し、日本の都道府県と比べ幅広い権限を持っている。

前述のとおり 1859 年までにオーストラリアには英国により 6 つの植民地が設置されたが、囚人ではない自由移民の割合が増加するにつれ、植民地の自治を求める運動が強まった。そして、1890 年には全ての植民地が自治権を獲得するに至った。その後、各植民地は独自の

¹⁵ 28, Part 3, Chapter 1; 58, Part 5, Chapter 1; 61-64, Chapter 2, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution).

¹⁶ 1975 年 11 月、ジョン・カー連邦総督がゴフ・ウィットラム首相を解任したのは総督が権限を行使した事例である。

¹⁷ 閣僚は、常時閣議に参加する閣内大臣及び関連する議題が取り上げられた際に参加する閣外大臣からなる。現在では、30 名の閣僚のうち 23 名が閣内大臣、7 名が閣外大臣である（2018 年 1 月 15 日現在）。

Parliament of Australia, *Current Ministry List, The 45th Parliament*, <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Parliamentary_Handbook/Current_Ministry_List> (Accessed 2018-1-15).

¹⁸ 議員定数は、2018 年 1 月 15 日現在

¹⁹ 選挙後初めて召集される議会の日から起算されるが、解散により実際の任期はそれより縮まる場合が多い。

²⁰ この編では、以降、特別に定義しない限り、州と特別地域を総称して「州」と呼ぶ。

歩みを展開していたが、植民地間の関税障壁等の経済活動の阻害要因を除去すること、加えて、軍隊の保持や郵便・通信制度の運営上の非効率を解消すること等から、統一国家形成の必要性を認識することとなり、1901年に連邦を成立させた。この際、各植民地はその機能の一部を連邦に移譲したものの、多くの機能は新設された州が継承した。

このような経緯から、連邦の権限は連邦憲法に記載されたものに限られる。それらの権限には、関税・消費税の課税、硬貨の製造等、連邦のみが行使し得る「専属的権限」と関税・消費税以外の課税、社会福祉等、連邦も州も行使し得る「共管的権限」がある（各層政府の権限は、図表1-7参照）。一方、州の権限は連邦憲法上「連邦の権限を除き、連邦成立前から有していた植民地政府の権限の全ては州が受け継ぐ²¹」と規定されており、具体的には警察、学校教育、病院、土地利用、地域開発、農業、鉱業等、広範に渡っている。

地方自治体は、各州の地方自治法により存立するが、その権限は日本の市町村に比べて限られている。具体的には、地方道路、上下水道等の日常生活関連のインフラ整備と、ごみ収集等の生活環境関連サービスが中心となっている。

²¹ 107, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act(The Constitution) .

図表 1-6 連邦及びニュー・サウス・ウェールズ州の基本構造²²

	オーストラリア連邦 ²³	ニュー・サウス・ウェールズ州 ²⁴
立法府	二院制議会 <議席数>²⁵ 上院：73 名（欠員3名） （6州各 12 名、2特別地域各2名） 〔内訳〕保守連合 28 名（自由党 23 名、国民党 4 名、地方自由党 1 名）、労働党 26 名、グリーン党 9 名、その他 10 名 下院：150 名 〔内訳〕保守連合 76 名（自由党 60 名、国民党 16 名）、労働党 69 名、その他 5 名 <任期> 上院：6 年（特別地域は3年） 下院：3 年	二院制議会 <議席数>²⁶ 上院：42 名 〔内訳〕保守連合 20 名（自由党 13 名、国民党 7 名）、労働党 12 名、グリーン党 5 名、その他 5 名 下院：93 名 〔内訳〕保守連合 53 名（自由党 37 名、国民党 16 名）、労働党 34 名、その他 6 名 <任期> 上院：8 年 下院：4 年
行政府	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※ 2013 年 9 月以降保守連合政権	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※ 2011 年 3 月以降保守連合政権
司法制度	連邦最高裁判所及び連邦裁判所²⁷ 連邦最高裁判所は、連邦裁判所又は州の最高裁判所からの上訴を取り扱う最終裁判所である。	下級裁判所、地方裁判所及び最高裁判所の三層構造

²² 2018 年 1 月 15 日現在

²³ 42, Division 2, Part 3, Commonwealth Electoral Act 1918
Parliament of Australia, *SENATORS AND MEMBERS*,
<https://www.aph.gov.au/Senators_and_Members> (Accessed 2018-1-15).

²⁴ Electoral commission
NSW, <https://www.elections.nsw.gov.au/about_elections/Elections_for_each_level_of_government/state> (Accessed 2018-1-15).

²⁵ The Parliamentary Education Office (PEO), *Composition of the Senate*,
<<https://www.peo.gov.au/learning/parliament-now/parliamentary-statistics/composition-of-the-senate.html>> (Accessed 2018-1-15).

The Parliamentary Education Office (PEO), *Composition of the House of Representatives*,
<<https://www.peo.gov.au/learning/parliament-now/parliamentary-statistics/composition-of-the-house-of-representatives.html>> (Accessed 2018-1-15).

²⁶ Parliament of NSW, *All Members*,
<<https://www.parliament.nsw.gov.au/members/pages/all-members.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

Parliament of Australia, *New South Wales state election 2015*,
<https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1516/NSWStateElections2015#_Toc450568793> (Accessed 2018-1-15).

²⁷ 家事事件は連邦家庭裁判所及び連邦巡回裁判所で主に取り扱われるが、州下級裁判所でも申立は可能である。Family Law Act 1975 参照

図表 1－7 各層政府の権限²⁸

連 邦		州・特別地域 ²⁹	地方自治体
専属的権限	共管権 ³⁰	その他の権限	
連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限 ³¹	連邦憲法に規定されている、連邦政府と州が行使し得る権限 ³²	専属的権限・共管権以外の権限（州のみが行使し得る権限）	各州がそれぞれの地方自治法により地方自治体に付与した権限
〈例〉 ・関税・消費税の課税 ・硬貨製造 ・連邦憲法改正の発議 等	〈例〉 ・関税・消費税以外の課税 ・防衛 ・外交 ・社会福祉 ・年金 ・郵便制度 ・度量衡制度 ・銀行運営 ・保険運営 ・著作権制度 等	〈例〉 ・警察 ・消防 ・救急 ・公立学校 ³³ ・公立病院 ・環境保全 等	〈例〉 ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 ・土地利用計画 等

²⁸ 久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998年

²⁹ 首都キャンベラでは、首都特別地域政府が州及び地方自治体の機能を果たしている。

³⁰ 権限行使に関し、連邦と州で競合したときは連邦の権限が優先する（109, Chapter5, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)）。

³¹ 90, Chapter4;115, Chapter5 Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)。

³² 51, Part5, Chapter1, Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution)。

³³ ニュー・サウス・ウェールズ州は、義務教育を6歳以上15歳未満と定める（Section21B, Division2, Part3, Education Act 1990 No 8）。*日本語学習者 35万7,348人（全豪）（国際交流基金「海外の日本語教育の現状 2015年度日本語教育機関調査より」

< <https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/survey15.html> >（閲覧日：2018年1月15日）。

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数

2017年11月現在、538の地方自治体が存在する。州ごとの内訳は図表2-1のとおりである。

地方自治体の名称は州により異なる。都市部の地方自治体は、シティ又はタウン、農村部の地方自治体は、シャイア又はディストリクトと称されることが多い。行政組織としての地方自治体を示す場合、これらの名称にカウンシルを付けて、「〇〇シティ・カウンシル」、「△△シャイア・カウンシル」等と呼ばれる¹。

地方自治体の面積には、大きな差異がある。面積が最も小さい地方自治体は西オーストラリア州のペパーミント・グローブ村であり、その行政区域はわずか約1 km²である。これに対し、面積が最も大きい地方自治体は同州イーストピルバラ町の37万1,200 km²であり、これはビクトリア州全域（22万7,495 km²）よりも広く、日本全国の間積とほぼ同じである。

地方自治体の人口にも大きな差異があり、小さい地方自治体では100人に満たない一方、最も大きい地方自治体ブリスベン市では100万人を超える。ただし、地方自治体の人口は1万人以下であることが多い。

¹ カウンシルとはもともと地方自治体の議会のことで、狭義のカウンシルは議会のことを指す。タスマニア州においては、都市部・農村部を問わず全ての地方自治体が単に「□□カウンシル」又は「××シティ・カウンシル」と称される。ニュー・サウス・ウェールズ州においても、基本的にはカウンシルの名称の中に「シャイア」を用いない（Section 221, Division 1, Part 2, Chapter 1, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales)）。ただし、この条項制定（93年）以前から地方自治体名の中に「シャイア」等が含まれていた場合それらを名称に用いることができる（6, Part 2, Schedule 8, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales)）ため、現在はそれらをその名称に含んでいるカウンシルが多い。

図表 2-1 州別地方自治体数²

州・特別地域	地方自治体数
ニュー・サウス・ウェールズ州 ³	128
ビクトリア州 ⁴	79
クイーンズランド州 ⁵	77
南オーストラリア州 ⁶	68
西オーストラリア州 ⁷	140
タスマニア州 ⁸	29
北部特別地域 ⁹	17
合 計	538

² 首都特別地域に地方自治体は存在しない。また、地方自治体数には先住民アボリジニのコミュニティを基礎とする自治団体（コミュニティ・カウンシル）を含む。

³ LGNSW, *NSW Council Links*, <<https://www.lgnsw.org.au/about-us/council-links>> (Accessed 2018-1-15).

⁴ MAV, *ABOUT LOCAL GOVERNMENT*, <<http://www.mav.asn.au/about-local-government/Pages/default.aspx>> (Accessed 2018-01-15).

⁵ LGAQ, *YOUR ASSOCIATION*, <<http://www.lgaq.asn.au/web/guest/membership>> (Accessed 2018-01-15).

⁶ LGASA, *Council Map*, <<http://www.lga.sa.gov.au/councilmaps>> (Accessed 2018-1-15).

⁷ WALGA, *About WALGA*, <<http://walga.asn.au/About-WALGA.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

西オーストラリア州は、州内 138 地方自治体及びクリスマス島地方自治体、ココス諸島地方自治体を含む。

⁸ LGAT, *What is Local Government?*, <<http://www.lgat.tas.gov.au/page.aspx?u=226>> (Accessed 2018-01-15).

⁹ LGANT, *ABOUT LOCAL GOVERNMENT*, <<http://www.lgant.asn.au/local-government/>> (Accessed 2018-1-15).

図表 2-2 人口・面積が最大・最小の地方自治体（2016 年現在）

	オーストラリア		日本	
	最大	最小	最大	最小
人口	118 万人 ¹⁰ ブリスベン市 (クイーンズランド州)	62 人 ¹⁰ マラリング・ティアルトウ ジャ村 (南オーストラリア州)	372 万人 ¹¹ 横浜市 (神奈川県)	166 人 ¹¹ 青ヶ島村 (東京都)
面積	37 万 km ² ¹² イーストピルバラ町 (西オーストラリア州)	1.07km ² ¹² ペパーミント・グローブ村 (西オーストラリア州)	2,177.61km ² ¹³ 高山市 (岐阜県)	3.47km ² ¹³ 舟橋村 (富山県)

第 2 節 地方自治体合併

1 各州における地方自治体合併の変遷

1990 年代初頭から、タスマニア州、ビクトリア州、南オーストラリア州の 3 州は、地方行政改革の一環として、地方自治体の大規模な合併を実施した¹⁴。タスマニア州は、州地方自治法を大幅に改正するとともに、合併の調整のために州と州地方自治体協会が合同委員会を設

¹⁰ ABS, Population and People, LGA, 2011-2016 in *1410.0 - Data by Region, 2011-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1410.02011-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

¹¹ 総務省自治行政局、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数、2016 年
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&kikan=00200&tstat=000001039591&cycle=7&year=20160&month=0&tclass1=000001039601&result_back=1&result_page=1&second2=1>(閲覧日 2018 年 1 月 15 日)。

¹² ABS, Family and Community, Land and Environment, LGA, 2011-2016, in *1410.0 - Data by Region, 2011-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1410.02011-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-01-15).

¹³ 国土交通省国土地理院「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」、参考資料（面積に関する各種順位の公表）
<<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO201610-index.html>> (閲覧日 2017 年 1 月 15 日)。

¹⁴ タスマニア州は、1993 年に地方自治体数を 46 から 29 へ、ビクトリア州は 1994 年に 210 から 78 へ、南オーストラリア州は 1996 年から 1998 年にかけて 122 から 69 へと削減した。

置した。南オーストラリア州では、連邦と州の資金援助のもとに地方自治体が自発的に合併を行った。一方、ビクトリア州では、州が地方自治体の議会を解散して新たな地方自治体を設置し、州主導で合併を行った。

2003 年には、ニュー・サウス・ウェールズ州において、州により合併が促され、結果的に 2004 年までに地方自治体数が 20 減少した¹⁵。

2000 年代後半になると、クイーンズランド州と北部特別地域、西オーストラリア州において地方自治体の合併が行われた¹⁶。いずれの州も州主導で進められたものであるが、西オーストラリア州においては特に地方自治体の任意に任せていた¹⁷。

また、2016 年 5 月にニュー・サウス・ウェールズ州において、州により州内の地方自治体の大規模な合併が行われた（本節第 2 項参照）。なお、2017 年 12 月現在、西オーストラリア州でも新たな自治体再編の議論が進められている。

¹⁵ Local Government NSW, *'Amalgamations: To Merge or not to Merge?'* 2015, p.7.

¹⁶ 北部特別地域は 2006 から 2008 年にかけて 61 から 16 へ、クイーンズランド州は 2007 から 2008 年にかけて地方自治体数を 157 から 73 へと削減した。その後、地方自治体分離等を経て図表 2-3 のとおりとなっている。

¹⁷ Elvin, R., *Local government reform in the Northern Territory: reforming the governance of service delivery and the view from the Barkly*, 2009, p.1.
Tiley, I. and Dollery, B., *Historical Evolution of Local Government Amalgamation in Queensland, the Northern Territory and Western Australia*, 2010, pp.2,3,9,14.

図表 2-3 各州の地方自治体数の変遷¹⁸

州 名	地方自治体数					
	1910 年	1990 年	2000 年	2003 年	2014 年	2017 年
ニュー・サウス・ウェールズ州	324	176	174	172	152	128
ビクトリア州	206	210	78	79	79	79
クイーンズランド州	164	134	157	125	77	77
南オーストラリア州	175	122	68	68	68	68
西オーストラリア州	147	138	142	144	140	140
タスマニア州	51	46	29	29	29	29
北部特別地域	0	22	69	63	17	17
合計	1,067	848	717	680	562	538

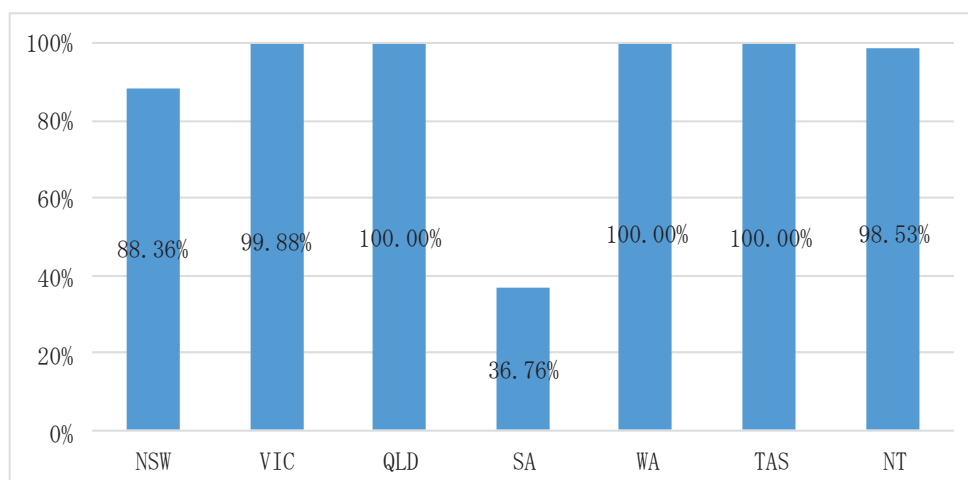
また、図表 2-4 が示すとおり、クイーンズランド州、西オーストラリア州、タスマニア州の 3 州では地方自治体の区域は州全域に及ぶが、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、南オーストラリア州の 3 州と北部特別地域では、砂漠地帯等、人口が希薄なため地方自治体が設置されていない地域も多い。

なお、北部特別地域では、2003 年時点で総面積のわずか 5 % に地方自治体が設置されていたが、2008 年の地方自治体改革により、98 % が地方自治体の管轄区域となった。

¹⁸ 自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治 2015 年版』
Sansom, G., *Australian Mayors: What Can and Should They Do? A discussion paper*,
2012, p.12, < <https://opus.lib.uts.edu.au/handle/10453/42103> > (Accessed 2018-1-15).

図表 2-4 各州の領域に占める地方自治体の区域の割合

(2016 年現在) ¹⁹



2 2016 年ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体合併

(1) 地方自治体合併の概要

2016 年 5 月 12 日、ニュー・サウス・ウェールズ州総督名での布告が公布され、同州のマイク・ベアード首相が州内地方自治体の合併を宣言した。州内の 44 地方自治体はこれをもって、地方自治体の意向にかかわらず州主導で合併され、対象地方自治体の市長及び市議会議員は同日付で失職となった。2017 年 9 月に行われた新地方自治体の選挙までの間、市長・議員の業務を行うアドミニストレーター、暫定 GM (Interim General Manager) が職務代理者として州から任命され、市の行政を行った。オーストラリアにおける各州主導の地方自治体合併は、基本的に規模の拡大が事務の効率化や行政サービスの向上につながるとする考えの下に行われた。ニュー・サウス・ウェールズ州では、この合併により、州内各地方自治体の平均人口は約 5 万人から約 6 万 8 千人にまで増加²⁰し、規模の経済を実現することができると目された。州がこのような地方自治体合併を行うことができるのは、

¹⁹ ABS, Family and Community, Land and Environment, LGA, 2011-2016 in 1410.0 - Data by Region, 2011-16, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1410.02011-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

²⁰ Grant, B. and Drew, J., *Local Government in Australia*, 2017, pp.360-361.

オーストラリアにおいて地方自治体の根拠法が州法にあり、地方自治体が「州の創造物」(Creature of the State)とされているためである。

(2) 合併の目的及び手順

1990年代から2000年代にかけて、オーストラリアの各州では、地方自治体の合併が進められたものの、ニュー・サウス・ウェールズ州内では、1982年に175あった地方自治体数が2004年に152になった程度であり、他州と比較して大きな変化はなかった。州内地方自治体の多くが財政赤字に陥ったことで新たな地方自治体改革の必要性が叫ばれるようになり、地方自治体の改革手法について、州は地方自治体独立評価委員会 (Independent Local Government Review Panel) に諮問した。

2013年、地方自治体独立評価委員会は財政分析や推計人口等から今後の安定的な運営が危ぶまれる危機的地方自治体の一覧を作成し、行財政改革、組織改革、地方自治体合併等により改善する必要性があるとした。これを受けて州は2014年に「Fit for the Future」プログラムを開始した。このプログラムでは、危機的地方自治体の運営を改善することを目的にしており、独自の基準を用いて各地方自治体の運営状況を査定するとともに、その改善を行った。各地方自治体の査定は独立価格規制審判所 (Independent Pricing and Regulatory Tribunal of New South Wales)²¹が行い、各地方自治体は同審判所に今後の戦略のプロポーザルを提出した。審判所の査定の結果、144の地方自治体から提出された139件のプロポーザルのうち、州の基準に適合するものは52件のみとされた²²。この結果を踏まえ、州は州内の地方自治体を152から112に削減し、特にシドニー大都市圏の地方自治体は43から25に削減することで地方自治体の大規模化を図る方針

²¹ 州の経済顧問及び政策シンクタンクとして機能している第三者機関

²² IPART, *Report Card*, 2015.

<<http://www.fitforthefuture.nsw.gov.au/sites/default/files/IPART%20Report%20Summary%20.pdf>> (Accessed 2018-1-15).

を示した²³。

州主導の合併の根拠は州の地方自治法（Local Government Act 1993）にあり、図表 2-5 の手順で州は地方自治体の合併を行うことができる。2016 年地方自治体合併では、地方自治省（Office of Local Government）が作成した報告書を境界委員会が審査し、地方自治大臣に意見を具申した。報告書及び境界委員会の意見を受理した地方自治大臣は、州総督に合併を勧告し、これにより地方自治体合併が行われた。

（３）合併へのインセンティブ

合併によって生まれた地方自治体には、州からの特例措置により、新体制の整備費として 500 万豪ドルから 1,000 万豪ドルが交付されることに加え、地域コミュニティ関連事業に対して最大で 1,500 万豪ドルの補助金が交付される等のインセンティブがあった²⁴。

（４）合併の一時停止

州の行う地方自治体合併に対し、一部の地方自治体では強い反発が起きた。こうした地方自治体は、州が地方自治体合併を主導すること自体は適法であるが、合併の判断根拠とした報告書に法的不備があるとして訴訟を起こした。州土地環境裁判所（NSW Land and Environment Court）がその法的欠陥を認めた場合には、州が再度適法な書類を作成するまでは当該地方自治体の合併は一時停止状態とされた。

（５）地方自治体合併を巡るその後の動向

合併によって新地方自治体が成立した後にも、一部の地方自治体で

²³ ABC News, NSW councils to merge under State Government plan for forced amalgamations; 2016 elections delayed, ABC News, 2015, 18 December, <<http://www.abc.net.au/news/2015-12-18/sydney-councils-to-be-forced-to-merge-by-nsw-government/7039326>> (Accessed 2018-1-15).

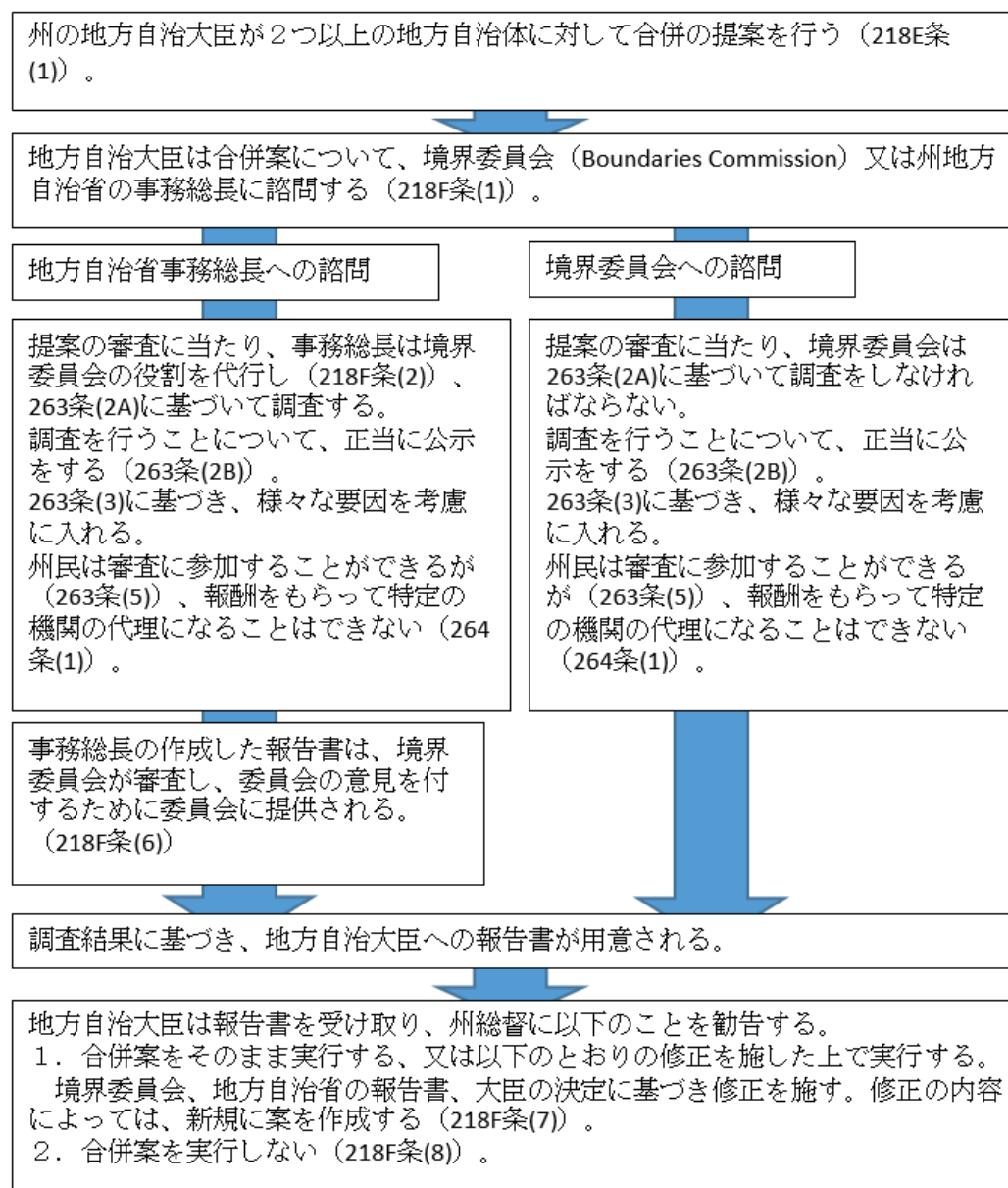
²⁴ NSW Government Stronger Councils, *Stronger Communities Fund*, <<https://www.strongercouncils.nsw.gov.au/funds/>> (Accessed 2018-1-15).

は住民による強い反発が起きた。3市の合併によって生まれたインナーウエスト市では、市の会議に約200名の市民が押しかけ、州が任命した職務代理者の妨害をすることで流会にする事件も起きたが、合併の解消には至らなかった。

2017年1月に合併を主導したベアード首相が退任し、同じく保守連合のグラディス・ベレジクリアン首相が就任すると、保守連合内でも合併に消極的な動きが生まれた。同年2月には合併一時停止中の地方自治体のうち、シドニー大都市圏外の6地方自治体の合併取止めが表明され、7月には地方選挙を理由に一時停止中の全ての地方自治体の合併が中止された²⁵。合併中止となった地方自治体の選挙も2017年9月に行われた。また、州による合併に対する批判から、2017年2月に野党の労働党議員によって州内地方自治体の合併時に住民投票を行うことを定める法案（Local Government Amendment (Amalgamation Referendums) Bill 2017）が提出されたが、否決されている。

²⁵ Glanville, B. and Stuart, R., *NSW council amalgamations scrapped after Government backflip*, ABC News, 2017, 27 July, <<http://www.abc.net.au/news/2017-07-27/council-amalgamations-scrapped-in-nsw-after-government-backflip/8748164>>(Accessed 2018-1-15).

図表 2-5 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法における州主導の地方自治体合併の手順²⁶

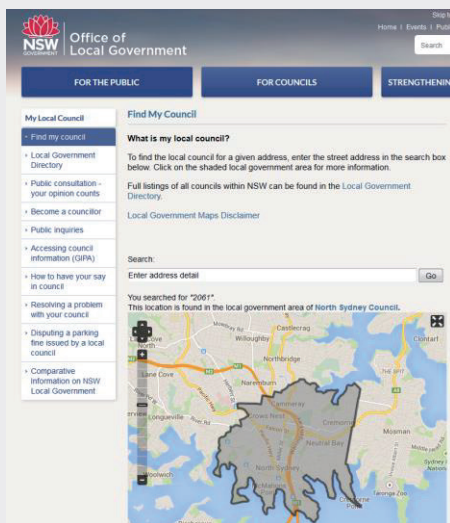


²⁶ 小松俊也「連邦国家における地方自治体の強制合併-2016年ニューサウスウェールズ州自治体強制合併の事例から-」首都大学東京『都市政策研究』、第11号、2017年、95頁

参考 自分はどの地方自治体管轄地域に住んでいるのか？

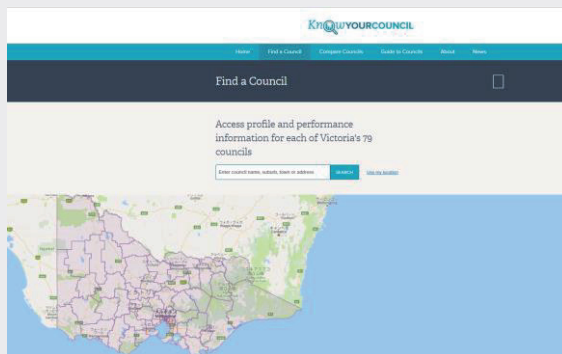
日本とは異なり、オーストラリアの地方自治体名は必ずしも住所に表記されない。住民票制度がなく、日本のように転居時に役所に行く必要もない。したがって、選挙登録をしない限り、自分がどの地方自治体の管轄下にあるのか知らないまま生活を送っているということも起こりうる。

自分がどの地方自治体に属しているかは、州の該当省庁やオーストラリア選挙委員会のウェブサイト等で検索することができる。



ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省
ウェブサイト

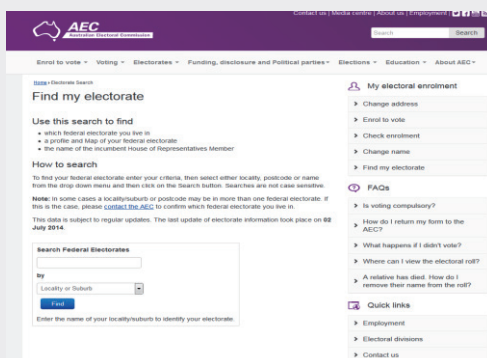
住所を入力して検索



ビクトリア州

Know Your Council ウェブサイト

住所や地区名等を入力して検索するほか、
地図からも検索可能



オーストラリア選挙委員会
ウェブサイト

郵便番号、地区名、選挙区のいずれかを入力して検索

第3節 地方自治体の権限及び事務

1 地方自治体の権限

地方自治体の機構、権限及び責任の範囲は地方自治法等、各州の法令が規定している。例えば、地方自治体は区域内の建築物や地域開発等を規定するための独自の条例を州の法令に従い制定することができ、州がその制定を認可する。

また、ほとんどの州の地方自治法は、地方自治体議会の解散や地方自治体の合併（地方自治体領域の変更）²⁷を行う権限とともに、通常業務の執行のために地方行政官²⁸を任命する権限を州に与えている。

参考 議会解散権・地方自治体合併権の行使例

【議会解散権行使例】

- ・ 地方自治体の汚職事件が発生した時
〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州ワリング市、1965 年及び 1985 年〉
- ・ 職員人事や開発事業への介入、職員に対する個人攻撃等、議員による規範を逸する行為が横行し、議会としての責務を果たしていないと判断された時〈例：同州、1999 年8月〉

【地方自治体合併権行使例】

- ・ 地方行政改革（地方自治体合併）の推進に当たって、全州的に行使された時
〈例：ビクトリア州、1994 年〉
- ・ 人口 400 人足らずの小規模地方自治体で、財政的に公共サービスの維持が難しく、議会も本来の機能を失っており、他の地方自治体との合併の推進が必要であると判断された時 〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州、2000 年〉
- ・ 州が推進している合理化のための地方自治体合併に地方自治体が合意しなかった時〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市及びサウス・シドニー市、2004 年〉
- ・ 安定的な運営が危ぶまれる自治体の危機的状況を是正するために合併が必要であると判断された時（本章第2節第2項参照）〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州、2016 年〉

²⁷ ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は Section 218A, Division 2A, Part 1, Chapter 9, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)に規定。なお、事前に公聴会を開くことが求められるケースもある。

²⁸ Administrator 又は Commissioner。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、Division 6, Part 2, Chapter 9, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)に規定

2 地方自治体の事務

地方自治体の事務は、しばしば『3つのR』－道路（Road）、資産税（Rate）、ごみ処理（Rubbish）－に例えられてきた。これは、かつて地方自治体が資産税を徴収し、納税者への対価サービスとして道路建設やごみ処理等の日常生活関連の事業を行うために設置された団体であったことに由来している。

地方自治体の事務は、各地方自治体により相当差があるものの、概して都市部の地方自治体では農村部の地方自治体より広範囲に及んでいる。各地方自治体は、州地方自治法の定める範囲内でその規模や地域性に応じた様々な施策を行っている。以下にその一例を示す。

図表 2－6 地方自治体の事務の例²⁹

- **エンジニアリング（都市計画・維持管理）**
公共施設の計画、建設、維持管理（例：道路、橋梁、歩道、下水道、清掃、ごみ収集・処理）
- **都市開発の許認可**
- **建築物**
検査、許可、認証、規制
- **管理運営**
飛行場、採石場、墓地、駐車場
- **レクリエーション**
ゴルフ場、プール、運動場、レクリエーションセンター、公民館、売店、キャンプ場
- **衛生**
水質検査、食品検査、予防接種、公衆便所、騒音規制、食肉検査、動物管理
- **コミュニティ・サービス**
児童福祉、高齢者介護サービス・住宅施設、避難所、食事宅配サービス、カウンセリング、生活保護
- **文化・教育**
図書館、美術館、博物館

²⁹ National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2010-11*, p.4
<<http://regional.gov.au/local/publications/reports/>> (Accessed 2018-1-15).

地方自治体の事務内容は土木関連が多いが、近年の社会・環境問題に対処するため、都市計画、建築規制、コミュニティ・サービスの分野に重点を置く地方自治体が増えている。また、都市部の地方自治体では、文化イベントの開催や美術館、劇場等の文化施設の充実に力を入れるところが多い。

一方で、多くの地方自治体が行政コストの効率化を図るため、ごみ収集や清掃業務、レクリエーションセンターや保育園の運営及び高齢者への在宅福祉等のサービスを外部委託する試みを始めている。

電気、上下水道や公営バス等の公営事業の運営については、州によって事業主体が異なっている。電気事業と公営バス事業は、基本的に州が主体となって運営しており、上下水道事業は、州及び地方自治体が役割を分担して運営している（図表 2-7 参照）。

図表 2-7 各州の電気・上下水道・公営バスの事業主体³⁰

州 名	電気(配電)	上下水道	公営バス(州都)
ニュー・サウス・ウェールズ州	州と民間 ³¹	州公社・地方自治体 ³²	州
ビクトリア州	民間	州公社	州が民間に委託
クイーンズランド州	州	州公社・地方自治体 ³³	州
南オーストラリア州	民間	州公社・地方自治体 ³⁴	州
西オーストラリア州	州	州公社・地方自治体 ³⁴	州
タスマニア州	州	地方自治体共同設立公社	州
首都特別地域	州と民間 ³⁵	州	州
北部特別地域	州	州・地方自治体	州

³⁰ Australian Energy Regulator, *State of the energy market, May 2017*

<<https://www.aer.gov.au/publications/state-of-the-energy-market-reports/state-of-the-energy-market-may-2017>> (Accessed 2018-1-15).

³¹ ニュー・サウス・ウェールズ州の電力公社民営化の方針に従い、州内 4 公社の内、以下の 3 公社の株式が「99 年リース」という形で売却された。

2015 年から 2017 年にかけて、州は、州内高電圧網線のトランスグリッド (TransGrid) の株式の 100%、州内人口集中地域の消費者に個別に送配電しているオースグリッド

(Ausgrid、旧 Energy Australia、) 及びエンデバーエナジー (Endeavour Energy) の株式をそれぞれ 50.4%売却した。

なお、地方部の配電を行うエッセンシャルエナジー (Essential Energy) は、従前どおり州の所有である。

The SYDNEY MORNING HERALD, *Transgrid lease reaps more than \$10 billion for NSW government*,

<<http://www.smh.com.au/nsw/transgrid-lease-reaps-more-than-10-billion-for-nsw-government-20151124-gl77pc.html>> (Accessed 2018-1-15).

Ausgrid, *ABOUT US*, <<https://www.ausgrid.com.au/Common/About-us.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

<<http://www.abc.net.au/news/2016-08-11/scott-morrison-sale-of-ausgrid-to-chinese-consortium-blocked/7720530>> (Accessed 2018-1-15).

The Australian Financial Review, *NSW sells Endeavour Energy stake to Macquarie Group-led consortium*,

<<http://www.afr.com/business/energy/electricity/nsw-sells-endeavour-energy-stake-to-macquarie-group-led-consortium-20170510-gw25t7>> (Accessed 2018-1-15).

Essential Energy, *About Us*, <<http://www.essentialenergy.com.au/#>> (Accessed 2018-1-15).

³² 州営企業の Sydney Water Corporation と Hunter Water Corporation がそれぞれシドニー市周辺及びニュー・キャッスル市周辺に上下水道サービスを供給。その他の地域は地方自治体が主体となり運営する。

³³ 末端給水事業は地方自治体が行う。

³⁴ 遠隔地等一部地域では地方自治体等が水道事業を行う。

³⁵ 首都特別地域 (ACT) 政府が運営する ACTEW が水、排水、電気及びガスの設備と資産を所有しており、配電は ACTEW と民間の共同事業体において運営、上下水道は ACTEW のみが運営している。

参 考 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法における事務の種類

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治法は地方自治体の事務を以下の6つの機能に分類している³⁶。

《ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体の機能》

機能	内容
サービス機能	公衆衛生、娯楽施設、教育・情報の提供、環境保護、ごみ処理、産業・観光の振興及び助成等
規制的機能	認可、命令、建築許可等
補助的機能	土地収用、立入検査等
歳入機能	資産税課税、料金・罰金徴収、借入金、投資等
管理機能	職員雇用、運用計画、会計報告、年次報告書等
統制機能	法令違反への処分、起訴等

地方自治体の機能は、地方自治法以外の州法も多く規定しており、州の関係部局の監督を受けている。その法令の一部を参考までに下記に示す³⁷。

- 海岸保護法 (Coastal Protection Act)
- 消防隊法 (Fire Brigades Act)
- ヘリテージ法 (Heritage Act)
- 図書館法 (Library Act)
- ペット法 (Companion Animals Act)
- 道路法 (Roads Act)
- 不動産譲渡法 (Conveyancing Act)
- 食品法 (Food Act) 等

³⁶ Note, Chapter5, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales).

³⁷ Section 22, Part5, Chapter1, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales).

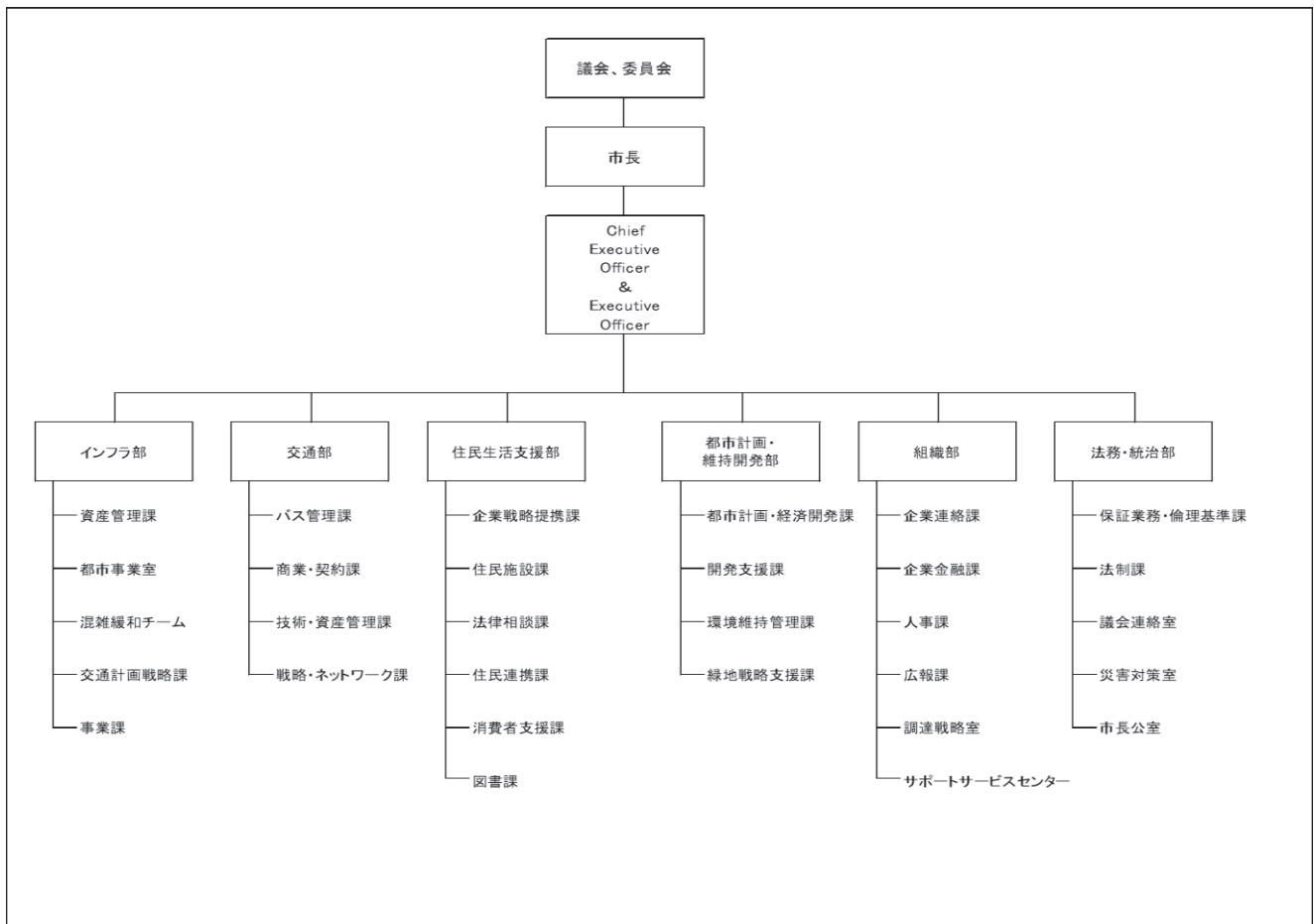
第4節 地方自治体の組織

1 組織の基本構造

市町村長は議会の議長であり、対外的に地方自治体を代表している。
また、非常勤である場合が多い。

地方自治体の行政組織の一例として、ブリスベン市の行政機構図を示す。

図表 2-8 ブリスベン市行政機構図³⁸



³⁸Brisbane City Council, *Organisational chart*,
<<https://www.brisbane.qld.gov.au/about-council/governance-strategy/organisational-chart>> (Accessed 2018-1-15).

2 議会

(1) 役割

議会の主な役割は、以下のとおりである。

- ・地方自治体の重要な問題に関し、政策決定を行うこと。
- ・地方自治体の歳入歳出予算を決定し、決算を認定すること。
- ・連邦、州及び他の地方自治体との協議を行うこと。
- ・住民の請願を処理すること。
- ・首席行政職員（CEO 又はジェネラル・マネージャー）を任命し、その職務遂行を監督すること。

議会は、借入、資産税率決定等の権限を除き、特定の権限について首席行政職員や自ら設置した委員会等に事務を委任することができる³⁹。これに従い、土木、都市計画、環境や施設管理等の委員会を設置し、その権限の一部を委任している。

また、議会は審議を毎月1回等、定期的に行い、原則として住民に公開する。議員は、自らの金銭上の利害に関わる事項についての審議には参加できない⁴⁰。

(2) 議長（市町村長）

議会の審議を主宰する議長は市町村長を兼ねており、対外的に地方自治体を代表する。その名称は、主にロード・メイヤー、メイヤー、プレジデント、チェアパーソンの4種類あるが、それぞれの権限に差異はない。ロード・メイヤーはシドニー市、メルボルン市、ブリスベン市等州都の市長⁴¹、メイヤーは都市部地方自治体の市長、プレジデント及びチェアパーソンは農村部地方自治体の町村長であることが

³⁹ ニュー・サウス・ウェールズ州 Section 377, Part3, Chapter12, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)、ビクトリア州 Section86, Division2, Part4, Local Government Act 1989 No. 11 of 1989 (Victoria)、タスマニア州 Section22, Division2, Part3, LOCAL GOVERNMENT ACT 1993- Act 95 of 1993 -(Tasmania)等

⁴⁰ ニュー・サウス・ウェールズ州 Section 451, Division3 Part2, Chapter14, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)等

⁴¹ ニュー・サウス・ウェールズ州のみ他の地域（ニュー・キャッスル市、パラマタ市、ウロンゴン市）の市長にもロード・メイヤーを用いている。

多い。

議長（市町村長）の選出方法は、住民による直接選挙（公選）と議員による間接選挙（互選）に分かれる（図表 2－9 参照）。各地方自治体がいずれかの方法を任意に選択できるとする州もあるが、選出方法の変更については住民投票にかける必要がある⁴²。

図表 2－9 議長の選出方法⁴³

州・特別地域	議長の選出方法 ⁴⁴	任 期
ニュー・サウス・ウェールズ州	公選又は互選	公選：4年、互選：1年
ビクトリア州	互 選 ⁴⁵	1年又は2年
クイーンズランド州	公 選	4年
南オーストラリア州	公選又は互選	4年
西オーストラリア州	公選又は互選	4年
タスマニア州	公 選 ⁴⁶	2年
北部特別地域	公選又は互選	4年

（３）議員

オーストラリアの地方自治体の議員定数は、日本の市町村に比べ格段に少なく⁴⁷、地方自治体ごとに様々である⁴⁸。例えばニュー・サウス・ウェールズ州では5名以上 15 名以下、ビクトリア州では5名以上 12 名以下と地方自治法が定数を定めており⁴⁹、その範囲で議会又は

⁴² ニュー・サウス・ウェールズ州は、Section16, Division2, Part3, Chapter4, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales) オーストラリアにおける住民投票については第2章第7節参照

⁴³ 各州地方自治法

⁴⁴ 特定の市の市長は、必ず公選であるとしている州法もある。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州ではシドニー市長を必ず公選としている。Section23, Division3, Part 3, City of Sydney Act 1988 No48(New South Wales)

⁴⁵ メルボルン市及びグレーター・ジーロング市のみ公選で、任期は4年

⁴⁶ 立候補者がいないときのみ互選

⁴⁷ 平均 10 人未満。Australian Local Government Association, *ABOUT ALGA*

<<http://alga.asn.au/?ID=42>> (Accessed 2018-1-15).

⁴⁸ 主な地方自治体の議員定数：シドニー市 10 名、メルボルン市 11 名、ブリスベン市 27 名等（各数値は市長・副市長含む）。なお、シドニー市は市長が議員としても当選する必要があるが、メルボルン市とブリスベン市はそれを要していない。

⁴⁹ Section 224, Division1, Part2, Chapter9, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales)及び Section5B, Part2, Local Government Act 1989 No. 11 of 1989 (Victoria).

担当大臣が決める。ただし、タスマニア州では地方自治法が、クイーンズランド州では州の規則が各地方自治体の定数を個別に規定しており⁵⁰、また、北部特別地域では地方自治法に規定がなく、各地方自治体の議会が個別に定めているものの、州による承認が必要とされる。議員の任期は州ごとに定められているがいずれの州も4年である。改選の方法については2年ごとに半数改選する西オーストラリア州及びタスマニア州を除き、議員全員を一度に改選する（各州地方自治体の定員数と任期は図表2-12参照）。

地方自治体議員数は、約6,600人である。議会における男女比率では男性が多く、例えば2012年時点でのニュー・サウス・ウェールズ州の地方議員約1,400人のうち女性議員は27%⁵¹である。議員の年齢層は50、60歳代が約6割を占め、40歳代（19%）、30歳代（9%）と続く。職業別では専門職が25%で最も高い割合となっており、続いて自営業者、農業、退職者、管理職の順となっている。

議員には議員活動にかかる経費として報酬が支給される。この支給額は地方自治体により相当の差がある。報酬額は議会自らが決定するが、その上限と下限は州政府が定めている。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、州地方自治省に設けられた「地方自治体報酬審査会」

（Local Government Remuneration Tribunal）が1年に1回、議員及び議長の報酬額の上下限を定め、議会が決定している⁵²。

⁵⁰ Section25, Division2, Part3;Schedule3,LOCAL GOVERNMENT ACT 1993- Act 95 of 1993 -(Tasmania)及び Schedule 1, Local Government Regulation 2012(Queensland).

⁵¹ NSW Government Office of Local Government, *NSW Councillor and Candidate Report 2012*, <<https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/NSW-Councillor-and-Candidate-Report-2012.pdf>> (Accessed 2018-1-15) .

⁵² Section 241, Division4; Section 248, Division5, Part2, Chapter9, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales).

**図表 2-10 ニュー・サウス・ウェールズ州の
地方自治体議員及び議長の報酬（2017/18 年度）⁵³**

（単位：豪ドル）

Category （級） ⁵⁴	地方自治体議員報酬		議長（市町村長）手当 ⁵⁵	
	最低額	最高額	最低額	最高額
主要都市	26,310	38,580	160,960	211,790
大都市	17,540	32,500	37,270	105,000
都市部（大規模）	17,540	28,950	37,270	84,330
都市部（中規模）	13,150	24,550	27,940	65,230
都市部（小規模）	8,750	19,310	18,630	42,120
地方部（都市）	17,540	30,500	37,270	95,000
地方部（戦略地域）	17,540	28,950	37,270	84,330
地方部（広域）	8,750	19,310	18,630	42,120
地方部（一般）	8,750	11,570	9,310	25,250
事務組合（水道）	1,740	9,650	3,730	15,850
事務組合（その他）	1,740	5,770	3,730	10,530

⁵³ オーストラリアにおける一般的な会計年度は、7月1日から翌6月30日までである。以下、本稿においては、2017年7月1日～2018年6月30日の期間を2017/18年度と記載する（他の年度についても同様）。

Local Government Remuneration Tribunal, *Annual Report and Determination under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 12 April 2017, p.24
<<http://www.remtribunals.nsw.gov.au/local-government/all-lgrt-determinations>> (Accessed 2018-1-15).

⁵⁴ 主要都市にシドニー市、大都市にパラマタ市、都市部（大規模）にブラックタウン市、ペンリス市等が、地方部（都市）にニュー・キャッスル市、ウロンゴン市等が分類される。30 地方自治体は都市部に、98 地方自治体が地方部に分類される。また、12 の事務組合（カウンティ・カウンシルと呼ばれ、広域行政を目的に複数の地方自治体による代表議員で構成される事務組合のこと）も分類される。Local Government Remuneration Tribunal, *Annual Report and Determination under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 12 April 2017, pp.21-23
<<http://www.remtribunals.nsw.gov.au/local-government/all-lgrt-determinations>> (Accessed 2018-1-15).

⁵⁵ 議長（市町村長）には、議員報酬に加えて議長手当が支払われる。

第5節 地方自治体の州組織・全国組織

1 地方自治体協会

「全豪地方自治体協会」(ALGA: Australian Local Government Association) は、各州及び北部特別地域にある「地方自治体協会⁵⁶⁾」の連合体であり、1947年に発足した。地方自治体の役目も担う首都特別地域も2001年から加わっている。地方自治体の政府としての役割を拡大すること、連邦に対して地方自治体を効果的に代弁すること、国民に対する地方自治体の評判を高めること等を目標として掲げている。また、同協会はその所属団体に対し、地方自治体に影響を及ぼす全国的な課題、政策、市場動向に関する情報の提供、オーストラリア政府間協議会(本節第3項参照)を始めとした全国的団体への参加・代弁、連邦省庁との折衝等を行っている。

2 地方自治体専門家協会

「全豪自治体専門家協会」(LGPA: Local Government Professionals Australia⁵⁷⁾) は、オーストラリアの地方自治体管理者・専門職による集合体であり、1936年に発足した。各州にある「地方自治体専門家協会⁵⁸⁾」の連合体である。地方自治体の専門的なマネージメントの向上に寄与する。地方自治体協会と同様、全国的団体への代弁を行うほか、地方自治体に対して研修等を行う。

3 オーストラリア政府間協議会

「オーストラリア政府間協議会」(COAG: Council of Australian Governments) は、1992年に発足した連邦・州・地方自治体間で協議を行うための機関である。その構成員は、連邦首相、各州・特別地

⁵⁶⁾ Local Government Association (呼称は州によって若干異なる) は、州内の地方自治体を代表する組織であり、地方自治体に代わり、州や連邦に対するロビー活動や折衝等を行うほか、調査活動の一環としての各種情報提供、財務管理、法的助言、人材斡旋、共同購入、職員研修等の支援を行っている。

⁵⁷⁾ 旧名称は「地方自治体管理者協会 (Local Government Managers Australia)」

⁵⁸⁾ Local Government Professionals Australia, NSW 等。呼称は州によって異なる。

域首相及び全豪地方自治体協会会長であり、議長は連邦首相である。教育、保育分野における改革や先住民の生活格差の改善等、政府間の協力が必要となる国家的重要性を持った政策改革活動を主導、促進することが役割である。

発足当初は懸案事項が十分溜まった時に協議を行っていたが、2000年より年に1回以上定例的に協議が行われることになった。

第6節 地方自治体の選挙制度

1 被選挙権

議員に立候補するための被選挙人資格は、オーストラリア国民であること及び当該選挙区の有権者であることである。地方自治体選挙においては、連邦や州レベルの選挙に比べ政党色は比較的薄い。議員の多くは、ほかに職業を持ちながら議員活動をしている。

2 選挙権

かつて、地方自治体の役割が不動産所有者の税負担による道路・橋梁等の公共施設整備に重点が置かれていた時代には、不動産を所有している資産税の納税者にのみ選挙権が与えられていた。しかし、コミュニティ・サービスや文化・レクリエーション事業等地方自治体のサービス行政分野の対象が広がるにつれ、選挙権が付与される住民の範囲も広がっていった。

現在では各州とも、州議会議員選挙の選挙人名簿に登録された住民全てに地方自治体選挙への選挙権を与えている。加えて、クイーンズランド州、北部特別地域を除いた各州では、当該選挙区の居住者でなくても資産税を当該自治体に納税する不動産所有者及び借家人は、納税額の多寡によらず地方自治体選挙の選挙人名簿への登録を申請することができる⁵⁹。居住者の選挙人名簿の管理は州の責任であるが、非居住者の選挙人名簿の管理は各地方自治体の責任となっている。

⁵⁹ シドニー市では、特別法の規定により年額 4,000 豪ドル以上の資産税納税者に限定されている。Section 14-15, Division 1, Part 3, City of Sydney Act 1988 No48.

参考 選挙人名簿 (Electoral Roll)

住民票制度がなく、罰金が科される義務投票を採用しているオーストラリアにおいて選挙人名簿を常に更新することは重要である。18 歳以上のオーストラリア国民は、現住所に少なくとも 1 か月居住するごとに、選挙人名簿に登録する義務があり、登録されていない限り投票することはできない。一定の場所に少なくとも 1 か月居住した場合には登録しなければならない。登録用紙は郵便局や選挙管理事務所、ウェブサイト等から入手でき、1 枚の用紙で連邦・州・地方自治体選挙の全てに登録される。

名簿更新のため、オーストラリア選挙委員会は、転居等により現在の登録記録が空白になっている住所宛てに、登録用紙を随時送付し住民に返送を要請したり調査員が直接訪問する等の方法を取っている。また、転居時に住民が必ず連絡をとると思われる電気・ガス・水道会社等から合意のもとで住民の加入時の登録情報を入手し、名簿と合致しない住所宛てに登録用紙を送付する等、更新に利用している。市民権を授与された人や 17・18 才になる学生に対しても調査を行っている。

(オーストラリア選挙委員会への聴取による。)

3 投票義務

オーストラリアでは、連邦及び各州選挙において、義務投票制が採用されている。地方自治体の選挙については、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州⁶⁰、クイーンズランド州の3州と北部特別地域は義務投票制を、その他の3州は任意投票制を採用している⁶¹。

義務投票制度を採用している州の場合、投票しなかった有権者には罰金が科される。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州で地方自治体選挙の投票を行わなかった場合、55豪ドルを払わなければならない。

任意投票制度を採用している州における平均投票率はタスマニア州で54.58%（2014年）⁶²、西オーストラリアで27.61%（2015年）⁶³とさまざまであるが、義務投票制度を採用している各州では70%を超えている⁶⁴。なお、全ての州で郵便投票が認められている。

⁶⁰ ただし、ビクトリア州のみ70歳以上の有権者は任意投票としている。

⁶¹ ニュー・サウス・ウェールズ州及びビクトリア州では有権者のうち居住者にのみ投票義務があり、非居住者は任意である。ただし、州都であるシドニー市及びメルボルン市では、特別法の規定により選挙人名簿に登録された全有権者の投票が義務付けられている。

⁶² Tasmanian Electoral Commission, '2014 Local Government Elections' 2015, p7

⁶³ Western Australian Electoral Commission, '2015 Local Government Ordinary Elections, Election Report' 2016, p20.

⁶⁴ 地方自治体や州の選挙では70%を超える程度であるが、連邦議会の選挙では、投票率は西オーストラリア州、北部特別地域以外で90%を超える。（2016年の連邦選挙での全国平均は上院、下院ともに約91%であった。）

The Australian Electoral Commission (AEC), *Turnout by state, House of representatives, 2016 Federal Election*

<<http://results.aec.gov.au/20499/Website/HouseTurnoutByState-20499.htm>> (Accessed 2018-1-15).

AEC, *Turnout by state, Senate, 2016 Federal Election*

<<http://results.aec.gov.au/20499/Website/SenateTurnoutByState-20499.htm>> (Accessed 2018-1-15).

図表 2-11 連邦議会、州議会の選挙・投票制度⁶⁵

		任期	議員定数	選挙制度	投票制度 ⁶⁶
連邦議会	上院	州議員：6年 (3年ごとに半数改選) 特別地域議員：3年	76 名	各州から 12 名、 各特別地域から2名	移譲式比例代表制(単一移譲 投票法と上欄選択投票法が選択可) 部分優先順位付投票制
	下院	3年	150 名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
ニュー・サウス・ ウェールズ 州議会	上院	8年 (下院改選時に半数改選)	42 名	州全体から 21 名ずつ	移譲式比例代表制(単一移譲 投票法と上欄選択投票法が選択可) 部分優先順位付投票制
	下院	4年	93 名	小選挙区制	任意優先順位付投票制
ビクトリア 州議会	上院	4年	40 名	8選挙区から 各5名	移譲式比例代表制(単一移譲 投票法と上欄選択投票法が選択可) 任意優先順位付投票制
	下院	4年	88 名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
クイーンズランド 州議会		4年	93 名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
南オーストラリア 州議会	上院	4年	22 名	州全体から 22 名	移譲式比例代表制(単一移譲 投票法と上欄選択投票法が選択可) 部分優先順位付投票制
	下院	4年	47 名	小選挙区制	完全優先順位付投票制 (ただし、過半数得票が必要)
西オーストラリア 州議会	上院	4年	36 名	6選挙区から各 6 名	移譲式比例代表制 (単一移 譲投票と上欄選択投票が選択可) 完全優先順位付投票制
	下院	4年	59 名	小選挙区制	完全優先順位付投票制
タスマニア 州議会	上院	6年 (毎年2～3名改選)	15 名	小選挙区制	部分優先順位付投票制 ロブソン循環法 ⁶⁷
	下院	4年	25 名	5選挙区から各5名	移譲式比例代表制(ヘア・ク ラーク法) 部分優先順位付投票制 ロブソン循環法
北部 特別地域議会		4年	25 名	小選挙区制	任意優先順位付投票制
首都 特別地域議会		4年	25 名	5選挙区から 各5名	移譲式比例代表制 (ヘア・クラーク法) 部分優先順位付投票制 ロブソン循環法

⁶⁵ Electoral Council of Australia and New Zealand, *Electoral systems*,
<<http://www.ecanz.gov.au/systems/>> (Accessed 2018-1-15).

⁶⁶ 各制度についての説明は、40 頁「参考 オーストラリアの投票制度」を参照

⁶⁷ Robson Rotation : 投票用紙の候補者一覧で、用紙上の目立ちやすく有利とされる位置
(最上位や最下位) が全候補者に公平に与えられるように循環させるシステム。候補者名
の記載順が異なる投票用紙を印刷する。

図表 2-12 各州地方自治体議会の選挙・投票制度⁶⁸

	任期	議員定数	投票制度 ⁶⁹
ニュー・サウス・ウェールズ州内 地方自治体	4年	各5～15名	移譲式比例代表制 任意優先順位付投票制 包括的優先順位付投票制
ビクトリア州内地方自治体	4年	各5～12名	1議席空席のときは完全優先順位付投票制 1議席以上空席のときは、移譲式比例代表制
クイーンズランド州内 地方自治体	4年	州の規則が各地方自治体の定数を規定	小選挙区制の地方自治体は、任意優先順位付投票制 大選挙区制の地方自治体は、相対多数当選制
南オーストラリア州内 地方自治体	4年	定数は、各議会が個別に設定	移譲式比例代表制・部分優先順位付投票制(当選人数分まで順位を付けられる) ※全て郵便投票
西オーストラリア州内 地方自治体	4年 (2年ごとに半数改選)	首長公選:各5～14名 首長互選:各6～14名	相対多数当選制
タスマニア州内地方自治体	4年 (2年ごとに半数改選)	地方自治法が各地方自治体の定数を規定	移譲式比例代表制(ヘア・クラーク法) ロブソン循環法 部分優先順位付投票制 ※全て郵便投票
北部特別地域内	4年	法・条例による定数の規定はない	包括的優先順位付投票制

⁶⁸ Electoral Council of Australia and New Zealand, *Electoral systems*, <<http://www.ecanz.gov.au/systems/>> (Accessed 2018-1-15). ACELG, VLGA *Local Representation in Australia (November 2013)* pp.19-20.

⁶⁹ 各制度についての説明は、「参考 オーストラリアの投票制度」を参照

図表 2-13 各議会の投票義務⁷⁰

		名簿登録及び投票の義務
連邦議会		・ 現住所に1か月以上居住している18歳以上の豪州国民は、名簿登録・投票の義務あり ・ 1984年1月25日に名簿に登録されていたイギリス国民も投票可であり、義務あり ・ 17歳の国民は仮登録可
ニュー・サウス・ウェールズ州	州議会	連邦議会と同じ
	地方自治体議会	・ 州議会と同じ ・ 上記以外に、豪州国民であれば、区域外に居住する資産課税土地所有者・占有者・資産課税賃借人は投票可であり、投票義務なし（自然人及び法人に指名された者）。なお、シドニー市は名簿に登録された資産税納税者は投票義務がある。
ビクトリア州	州議会	連邦議会と同じ
	地方自治体議会	・ 州議会と同じ ・ 上記以外に、豪州国籍問わず、資産税納税者（自然人及び法人に指名された者）は登録可であり、投票義務なし。なお、メルボルン市は名簿に登録された資産税納税者は投票義務がある。 ・ 70歳以上の居住者等投票義務免除
クイーンズランド州	州議会	・ 原則、連邦議会と同じ ・ 上記以外に、1991年12月31日に同州の名簿に登録されていたイギリス国民も投票可 ・ 16歳の国民は仮登録可
	地方自治体議会	州議会と同じ
南オーストラリア州	州議会	・ 原則、連邦議会と同じ ・ 上記以外に、1983年10月26日から1984年1月25日の間に連邦又は同州に登録されていたイギリス国民も投票可
	地方自治体議会	・ 任意投票 ・ 州選挙名簿登録者は投票可 ・ 豪州国籍問わず、1か月以上居住している居住者は投票可 ・ 豪州国籍問わず、資産税納税者（自然人及び法人に指名された者）は投票可
西オーストラリア州	州議会	・ 原則、連邦議会と同じ ・ 上記以外に、1983年10月26日から1984年1月25日の間に連邦又は同州に登録されていたイギリス国民も投票可 ・ 17歳の国民は仮登録可
	地方自治体議会	・ 任意投票 ・ 州選挙名簿登録者は投票可 ・ 豪州国民であれば、区域内に居住していない資産税納税者（自然人及び法人に指名された者）は登録・投票可
タスマニア州	州議会	・ 連邦議会と同じ ・ 16歳の国民は仮登録可
	地方自治体議会	・ 任意投票 ・ 州選挙名簿登録者は投票可 ・ 豪州国籍問わず、資産税納税者（自然人及び法人に指名された者）は投票可
北部特別地域	特別地域議会	・ 連邦議会と同じ ・ 16歳の国民は仮登録可
	地方自治体議会	特別地域と同じ
首都特別地域	特別地域議会 ⁷¹	・ 連邦議会と同じ ・ 16歳の国民は仮登録可

⁷⁰ Electoral Council of Australia and New Zealand, *Electoral systems*, < <http://www.ecanz.gov.au/systems/> > (Accessed 2018-1-15).

⁷¹ ジャービス・ベイの居住者は首都特別地域に含む。

参 考 オーストラリアの投票制度⁷²

オーストラリアの主な投票制度は、以下のとおりである。

● 移譲式比例代表制 (Proportional Representation) :

投票者が候補者に優先順位を付ける方式。候補者は、優先順位 1 位を数える初期集計で当選基数⁷³に達するか、優先順位 2 位以下を数える分配集計の結果、当選基数に達すると当選する。

当選者が出た場合、その人の当選基数を超えた得票を優先順位 2 位の候補者に比例配分する⁷⁴。この段階 (初期集計) で当選者が出なかった場合は、得票数の最も少ない候補者の得票が回収され、その票が優先順位 2 位の候補者の得票とされる。議席が埋まるまで、この集計法を繰り返す。

移譲式比例代表制には以下の 2 種類の投票法がある。

- ① 単一移譲投票法 (Single Transferable Voting) — 投票者自身が候補者に優先順位を付ける投票法
- ② 上欄選択投票法 (Above The Line Voting) — 投票者が 1 つの政党 (又はグループ) に投票する方法。各政党は、候補者の優先順位を事前登録する。投票者がある政党に投票すると、その政党が登録したとおりの優先順位を候補者に付けたと見なされる。

● ヘア・クラーク法 (Hare-Clark system) :

移譲式比例代表制の一種。投票は、単一移譲投票法で行い、上欄選択投票法を用いることはできない。また、必ずロブソン循環法⁷⁵が採られる。集計手順は、移譲式比例代表制と同じ。

● 優先順位付投票制 (Preferential Voting) :

当選者が出るまで、得票数の最も少ない候補者の得票を回収し、分配集計を行う。優先順位付連記投票制には以下の 3 種類がある。小選挙区制では、集計法は移譲式比例代表制とほぼ同じだが、当選者は過半数の票を得なければならない。

- ① 完全優先順位付投票制 (Full Preferential) — 全候補者に優先順位を付ける方式
- ② 部分優先順位付投票制 (Partial Preferential) — 候補者に優先順位を必要最低数 (通常当選人数分) 付ける方式
- ③ 任意優先順位付投票制 (Optional Preferential) — 候補者に優先順位 1 位を付けることが必須で、他の優先順位付けは任意という方式

● 相対多数当選制 (Plurality/First-past-the-post) :

相対的多数を得票した (つまり、得票の最も多い) 候補者が当選する方式

● 包括的優先順位付投票制 (Exhaustive Preferential) :

当選者が複数の場合に用いる方式。優先順位付投票制と同様の手順で進められるが、過半数を獲得した当選者が出るとその人の獲得票が回収され分配集計が行われる。

● コンセンサス方式 (Consensus) :

投票ではなく協議で選出する方式

⁷² Electoral Council of Australia and New Zealand, *Electoral systems*, < <http://www.ecanz.gov.au/systems/> > (Accessed 2018-1-15).

⁷³ quota : 当選に必要なとされる票数。総有効投票数 ÷ [議席数 + 1] に 1 を足した数

⁷⁴ 優先順位 2 位の者が当選済みか得票を回収され候補者としての資格を失っている場合、3 位以下の者が票を得る。以下も同様

⁷⁵ 「図表 2-10 連邦議会、州議会の選挙・投票制度」を参照

参考 移譲式比例代表制の当選人決定過程の例

(改選議席数を3議席、総有効投票を 20,000 票、立候補者を5人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位1位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表1のようであった。

表1

A	B	C	D	E
3,500	6,000	5,000	3,000	2,500

- ② 仮定に従うと、当選基数は「5,001」となる。

(当選基数 = {総有効投票数(20,000) ÷ [改選議席数(3) + 1]} + 1)

- ③ Bは当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、Bの余剰票(当選基数を超える票: $6,000 - 5,001 = 999$)は、Bの全ての得票に記された優先順位2位に従って、比例配分される。

Bの得票に記された優先順位2位は、表2のとおりであった。

表2

A	B	C	D	E
1,000	—	2,000	0	3,000

各立候補者に、表2の数字を按分して配分した結果が表3である。

(按分比率 = 余剰票数(999) ÷ Bの得票数(6,000) = 0.1665)

表3

A	B	C	D	E
166	—	333	0	499

(1票に満たない端数は切り捨てられる。)

- ④ 按分された票数(表3)を各立候補者の得票(表1)に加えると、表4の得票数となる。

表4

A	B	C	D	E
3,666	—	5,333	3,000	2,999

- ⑤ この結果、Cが当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、Cの余剰票(332)は、Cの全ての得票(按分された票数の基礎となる2,000票(表2)に記されていた優先順位も考慮されるため、初期集計時での得票数 5,000 票(表1)に 2,000 票を加えた 7,000 票となる。)に記された優先順位2位(按分された 2,000 票については、優先順位3位)に従って、比例配分される。

Cの得票に記された優先順位2位は、表5のとおりであった。

表5

A	B	C	D	E
3,000	—	—	0	4,000

未当選の立候補者に、表5の数字を按分して配分した結果が表6である。

(按分比率＝余剰票数(332)÷ C の得票数(7,000)＝0.047428)

表6

A	B	C	D	E
142	—	—	0	189

- ⑥ 按分された票数(表6)を各立候補者の得票(表4)に加えると、表7の得票数となる。

表7

A	B	C	D	E
3,808	—	—	3,000	3,188

- ⑦ 按分された票数を加えても、当選基数(5,001)を満たしている者がいないため、得票数の最も少ない立候補者 D の得票が回収され、D の全ての得票(3,000)に記された優先順位2位に従って配分される。

D の得票に記された優先順位2位は、表8のとおりであった。

表8

A	B	C	D	E
1,000	—	—	—	2,000

- ⑧ 残る2人の立候補者に、表8の票数を配分した結果が表9である。
この結果、Eが当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、最終的にB、C、Eが当選者として確定される。

表9

A	B	C	D	E
4,808	—	—	—	5,188

参考 優先順位付投票制の当選人決定過程の例

(改選議席数を1議席、総有効投票を20,000票、立候補者を5人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位1位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表のようであった。

表1

A	B	C	D	E
3,500	6,000	5,000	3,000	2,500

- ② 優先順位付投票制では、当選者は総有効投票数(20,000)の過半数の票(10,001)を得なければならないため、この段階(初期集計)での当選者は存在しない。このため、得票数の最も少ない立候補者Eの得票が回収され、Eの全ての得票(2,500)に記された優先順位2位に従って配分される。

Eの得票に記された優先順位2位は、表2のとおりであった。

表2

A	B	C	D	E
500	500	1,000	500	—

配分された票数(表2)を各立候補者の得票(表1)に加えると、表3の得票数となる。

表3

A	B	C	D	E
4,000	6,500	6,000	3,500	—

- ③ 配分された票数を加えても、過半数の票(10,001)を得た者がいないため、得票数の最も少ない立候補者Dの得票が回収され、Dの全ての得票(3,500)に記された優先順位2位に従って配分される。(Dの得票の中で、既に除外されたEを優先順位2位に選んだ票があった場合は、優先順位3位の立候補者に配分される。)

Dの得票に記された優先順位2位は、表4のとおりであった。

表4

A	B	C	D	E
500	500	2,500	—	—

配分された票数(表4)を各立候補者の得票(表3)に加えると、表5の得票数となる。

表5

A	B	C	D	E
4,500	7,000	8,500	—	—

- ④ 更に配分された票数を加えても、過半数の票(10,001)を得た者がいないため、③の手順と同様に、残る3人の立候補者の中で得票数の最も少ない立候補者 A の得票が回収され、A の全ての得票(4,500)に記された優先順位2位に従って配分される。

A の得票に記された優先順位2位は、表6のとおりであった。

表6

A	B	C	D	E
—	2,500	2,000	—	—

配分された票数(表6)を各立候補者の得票(表5)に加えると、表7の得票数となる。

表7

A	B	C	D	E
—	9,500	10,500	—	—

- ⑤ この結果、立候補者 C が過半数の票(10,001)を得たため、当選となる。

第7節 住民の地方自治への直接参加

1 直接参政制度

連邦、州、地方自治体では、直接参政制度として限定的に国民（住民）投票を認めている。

（1）連邦における国民投票

ア 憲法改正手続における国民投票（Referendum）

連邦憲法 128 条により憲法改正案が両院において絶対多数で可決された場合、国民の承認を得るため、国民投票（手続条項）法（Referendum (Machinery Provisions) Act 1984）に基づいた国民投票を 2 か月以後 6 か月以内に行わなければならない。また、憲法改正案について両院の合意が得られず、再度法案を提出しても合意を得られなかった場合、総督は国民投票に付することができる。

この国民投票は、義務投票制及び二重多数決方式を採用しており、連邦全体の有権者の過半数の承認を得るとともに、特別地域を除く過半数以上の州（4 州以上）において有権者の過半数の承認を得る必要がある⁷⁶。

現在までに、憲法改正の国民投票は対象事項 44 件（複数の事例が同時に行われている例もあるため計 19 回）が執行され、うち 8 件が承認された⁷⁷。1999 年には、共和制への移行に関する「憲法改正（共和制移行）案」（Constitution Alteration (Establishment of Republic) Bill 1999）と「憲法改正（前文）案」（Constitution Alteration (Preamble) Bill 1999）の承認を問う国民投票が執行された。しかしながら、過半数以上の州で過半数の承認を得られず、連邦全体においても、投票率は 95.1% で、共和制移行案は賛成 45.13%、反対 54.87%、前文案は賛成 39.34%、反対 60.66%であっ

⁷⁶ Parliamentary Education Office, *Referendums and Plebiscites*, <<https://www.peo.gov.au/learning/fact-sheets/referendums-and-plebiscites.html>> (Accessed 2018-1-15).

⁷⁷ Parliamentary Education Office, *FACT SHEETS REFERENDUMS AND PLEBISCITES*, <[https:// www.peo.gov.au](https://www.peo.gov.au)> (Accessed 2018-1-15).

たため、否決されている⁷⁸。

イ 諮問型国民投票 (Plebiscite)

憲法改正以外の事項については、諮問型国民投票を行い、国民の是非を問うことができる。諮問型国民投票を行う際は、実施に関する個別法を制定する必要がある⁷⁹。これは、あくまで諮問的に国民の意見を問うものであり、結果に必ずしも拘束されないものとされる⁸⁰。2016年にマルコム・ターンブル連邦首相は、選挙公約であった同性婚の法制化に関する諮問型国民投票について、通常の投票方式による義務投票制で行う旨の法案を提出したが否決された。これを受け、ターンブル首相は、2017年9月12日から11月7日にかけて郵送による自由投票制の国民調査 (Postal Survey) を行うこととし、同性婚法制化の支持が過半数を上回った場合、関連法案を議員提出法案として提出すると公表した。これにより、有権者の79.5%が投票を行い、投票者の61.6%が賛成票を投じた⁸¹。その結果、同年11月15日、上院議会に婚姻制度改正 (定義及び信教の自由) 法案 (Marriage Amendment (Definition and Religious Freedoms) Bill 2017) が提出された。同年12月8日には両院を通過し、婚姻法における婚姻の定義が「二人の融合 (A union of two people)」と性別の概念を省いた表現に変更され、オーストラリアは同性婚を法制化する世界で26番目の国となった。

⁷⁸ Australian Electoral Commission, *1999 Referendum Report and Statistics*, <http://www.aec.gov.au/Elections/referendums/1999_Referendum_Reports_Statistics/Key_Results.htm>(Accessed 2018-1-15).

⁷⁹ Parliament of Australia, *A quick guide to plebiscites in Australia*, <https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2011/June/A_quick_guide_to_plebiscites_in_Australia> (Accessed 2018-01-15).

⁸⁰ Australian Electoral Commission, *What are referendums and plebiscites?* <<http://www.aec.gov.au/Elections/referendums/types.htm>> (Accessed 2018-1-15).

⁸¹ ABS, *Australian Marriage Law Postal Survey Results*, <<https://marriagesurvey.abs.gov.au/results/>> (Accessed 2018-1-15).

（２）州における州民投票

各州の州憲法及び法令により規定されており、州により異なる制度を有している。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、州憲法にて、以下の場合には州民投票に付し過半数の承認を得ることが義務付けられている。

- ・ 上院の廃止・解散・権限の変更、上院選挙に関する事項に関する憲法改正案及び被選挙人や議席に関する条項を含む法案が両院において可決された場合⁸²
- ・ 下院選挙に関する条項の憲法改正案や下院の会期の変更に関する条項を含む法案が両院において可決された場合⁸³

また歳入歳出関係以外の法案について両院の不合意があった場合、下院は、決議により州民投票を行うことができる⁸⁴。

参考 クイーンズランド州における州議会任期の変更

クイーンズランド州では、州憲法において州議会に関する規定を変更するためには、義務投票制の州民投票を行い過半数以上の賛成を得ることが必要とされている⁸⁵。これに基づき、クイーンズランド州では、州議会の任期を現在の３年から４年に変更する州憲法改正案（the Constitution (Fixed Term Parliament) Amendment Bill 2015）の承認を問う住民投票が 2016 年 3 月 19 日に地方自治体選挙と同時に行われた。住民投票の投票率は 82.19%で、投票の結果、賛成が 52.96%で過半数を超えたため同年 4 月 5 日にクイーンズランド州選挙委員会より州民投票により改正案が承認されたことが正式に発表された⁸⁶。これにより、2017 年 11 月 25 日に実施された州議会選挙の次回以降の選挙は 4 年ごと 10 月最終土曜日に行われることになる⁸⁷。

⁸² 7A, Part 2, Constitution Act 1902 No 32.

⁸³ 7B, Part 2, Constitution Act 1902 No 32.

⁸⁴ 5B, Part 2, Constitution Act 1902 No 32.

⁸⁵ 7, Part 1, Chapter 2, Constitution of Queensland 2001.

⁸⁶ Electoral Commission Queensland, *2016 Fixed Four-Year Terms Referendum Election Report*, 2016.

⁸⁷ Queensland Parliament, *QLD State Election FAQs*, <<https://web.archive.org/web/20171029145402/https://www.parliament.qld.gov.au/work-of-assembly/sitting-dates/ElectionFAQ>> (Accessed 2018-1-15).

(3) 地方自治体における住民投票

地方自治法等、各州の法令により規定されており、州により異なる制度を有している。

ニュー・サウス・ウェールズ州内の地方自治体においては、地方自治法において、州憲法上の住民投票（Constitutional Referendum）と諮問型住民投票（Council Poll）の2種類が規定されている。

ア 州憲法上の住民投票⁸⁸（Constitutional Referendum）

地方自治体は、以下の事項を行うには住民投票を行い過半数以上の住民の承認を受けなければならない。

- ・地方自治体内の選挙区の境界変更、廃合
- ・市長の選出方法の変更（住民による公選又は議員による互選）
- ・議席数の変更
- ・選挙区のある地方自治体における議員選挙での選出方法の変更

この住民投票は義務投票制であり、投票数の過半数の賛成を得た場合のみ、議会を対象事項の変更を行うことができる。過半数以上の賛成を得られなかった場合は、再度、住民投票に付すことも可能である。

イ 地方自治体による諮問型住民投票⁸⁹（Council Poll）

また、地方自治体は州憲法上の住民投票（上記①）以外のいかなる事項についても諮問型住民投票として住民に是非を問うことができる。あくまで諮問型の住民投票であるため、投票は義務ではなく結果は拘束力を持たない。これらの住民投票は、実務上、選挙と同

⁸⁸ Division 2-3, Part 3, Chapter 4, Local Government Act 1993 No 30(New South Wales).

⁸⁹ Division 1-3, Part 3, Chapter 4, Local Government Act 1993 No 30(New South Wales).

時に行われることが多い⁹⁰。

参 考

ニュー・サウス・ウェールズ州内地方自治体における諮問型住民投票

【事例 1】

2017 年 9 月 9 日にカンバーランド市は、ニュー・サウス・ウェールズ州統一地方選挙に併せて、諮問型住民投票を行い、現在、215 万豪ドル（市の資産税収入の約 2.4%）の補助金を必要とする市内 5 つの公営プールについて市による他事業予算を使用し運営を継続するべきかどうかについて問うた。投票率は 76.55%で投票した住民のうち、74.81%が運営の継続に賛成した⁹¹。

【事例 2 州主導の合併と住民投票】

カヤマ市では、2016 年 5 月 7 日に、ショールヘイブン市との合併の是非を問う諮問型住民投票を行った。投票率 48.7%、95.7%が合併に反対票を投じ⁹²、この結果は、カヤマ市よりニュー・サウス・ウェールズ州に住民の意思として報告された。

当然、州は投票結果に拘束されないものの、同年 5 月 12 日にカヤマ市とショールヘイブン市の存続を発表した⁹³。

（４）その他の直接参政権

国民（住民）発議（イニシアティブ）、議会の解散、議員や長等の解職請求（リコール）、法案の承認、否決を行う立法的国民（州民）投票、政府の決定への反対を行う請願的国民（州民）投票等、その他

⁹⁰ NSW Government Office of Local Government, *The Election Process Guide*, 2017, p.6.

⁹¹ Electoral Commission NSW, *Cumberland Poll*
<<http://pastvtr.elections.nsw.gov.au/LGE2017/cumberland/poll/summary.htm>>
(Accessed 2018-1-15).

⁹² Electoral Commission NSW, *Kiama Municipal Council Poll: 7 May 2016*,
<http://www.elections.nsw.gov.au/results/referendums_and_polls/local/kiama_municipal_council_poll_7_may_2016> (Accessed 2018-1-15).

⁹³ Local Government NSW, *Media Release: Local Community, Local Democracy the Key*<<http://www.lgns.gov.au/news/media-release/media-release-local-community-local-democracy-key>> (Accessed 2018-1-15).

の直接参政権は、連邦、州、地方自治体、いずれにおいても認められていない。20 世紀前半より、連邦及び各州において、いくつかの関連法案が提出されているが全て否決されている⁹⁴。例えば、2013 年には、連邦上院議員により、国民投票の発議権を国民に認める法案（Citizen Initiated Referendum Bill 2013）が提出されたが、否決された。

2 請願

連邦、州、地方自治体それぞれにおいて実施されており、ニュー・サウス・ウェールズ州内の地方自治体については、地方自治体に対する請願について法律による特別の定めはないものの⁹⁵、各地方自治体が請願手続に関するガイドラインを有している。

例えば、ブルーマウンテンズ市では、市の管轄事項であれば、直接的利益を有する 5 名以上の署名をもって書面による請願を認めている。有効な請願書として受理されたものは、関連部局の長に送付され、請願者には、受理通知が送付される。また、請願の結果何らかの措置が行われた場合は、請願の結果が請願者に報告される⁹⁶。

3 その他

全ての州の地方自治法には各地方自治体が住民との協働し、参加を促す必要性が示されている⁹⁷。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治法では、住民は、資産税や手数料、地域戦略計画等に関する地方自治体の決定に対して、提言を行うことや提案に対して意見や反対をすることで影響を与えることができる⁹⁸と述べられている。ま

⁹⁴ Parliament of Australia, *Citizen Initiated Referendum Bill 2013*, <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Finance_and_Public_Administration/Completed_inquiries/2010-13/citizeninitiatedrefbill2013/report/c01> (Accessed 2018-1-15).

⁹⁵ Blue Mountains City Council, *Petitions*, <<https://www.bmcc.nsw.gov.au/yourcouncil/petitions>> (Accessed 2018-1-15).

⁹⁶ Blue Mountains City Council, *Petitions*, <<https://www.bmcc.nsw.gov.au/yourcouncil/petitions>> (Accessed 2018-1-15).

⁹⁷ Australian Centre of Excellence for Local Government, *Local Government and Community Engagement in Australia*, 2011, p.11.

⁹⁸ Introduction, Chapter4, Local Government Act 1993 No 30(New South Wales).

た、各州で住民参画に関するハンドブックや指針が策定され、州、地方自治体において活用されている⁹⁹。

（１）地方自治体の長期計画策定における連携

ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治法の一部が 2009 年に改正され、各地方自治体に対して、地方自治体の最高戦略¹⁰⁰として長期計画「コミュニティ戦略計画」（Community Strategies Plan）を地域住民との協働し作成することを義務付けた¹⁰¹。またコミュニティ戦略計画の作成に際して、具体的な地域住民と協働方法を定める「コミュニティ協働戦略」（Community Engagement Strategy）の作成・実施を各自治体に義務付けた¹⁰²。

（２）パブリック・コンサルテーション¹⁰³

連邦、州、地方自治体それぞれにおいて実施されており、ニュー・サウス・ウェールズ州内の地方自治体についても、住民と協働し作成したコミュニティ戦略計画の原案や修正案は少なくとも 28 日間公示し、住民に広く意見を求め、提出された意見は考慮されなければならない¹⁰⁴と地方自治法に定められている。

また、各地方自治体は、それ以外の事案についても、広く意見を募集しており、シドニー市をはじめ、様々な地方自治体がオンライン上でパブリック・コンサルテーションの対象事項一覧を公開している。

⁹⁹ 自治体国際化協会「オーストラリアにおける住民参画」『CLAIR REPORT』第 397 号、2014 年、4 頁

¹⁰⁰ NSW Government Office of Local Government, *Community Strategic Plan*, <<https://www.olg.nsw.gov.au/councils/integrated-planning-and-reporting/framework/community-strategic-plan>> (Accessed 2018-1-15).

¹⁰¹ 402, Part 2, Chapter 13, Local Government Act 1993 No 30(New South Wales).

¹⁰² NSW Government Office of Local Government, *Community Engagement Strategy*, <<https://www.olg.nsw.gov.au/councils/integrated-planning-and-reporting/framework/community-engagement-strategy>> (Accessed 2018-1-15).

¹⁰³ パブリックコメント手続を中核に、その前段階の非公式協議や周知、公聴会や諮問等も含む広い概念。藤田由紀子「英国地方自治体のコンサルテーション—公立小学校定員拡張プロポーザルを事例として—」『都市とガバナンス』Vol.19、2013 年

¹⁰⁴ 402(6), Part 2, Chapter 13, Local Government Act 1993 No 30(New South Wales).

(3) 情報公開

1982 年に連邦レベルで情報公開法が制定されたことを皮切りに 1993 年にかけて各州においても情報公開法が制定された。その後、ニュー・サウス・ウェールズ州では、情報公開法は廃止され、現在は、それに代わり、「政府情報（パブリック・アクセス）法」（Government Information (Public Access) Act 2009）が施行されている。これは、州、地方自治体、裁判所等、公的機関の保有する情報へのアクセスを住民に認めたもので、情報公開を以下の分類に分けて規定している。

- ・インターネット上において無料で閲覧可能（オープンアクセス）にすることを義務付けられた事項に関する情報公開¹⁰⁵

例) 議会への提出資料、情報公開記録、民間企業との 15 万ドルを超える契約の記録、行動規範、議事録、年次監査報告書

- ・機関の判断によるその他の情報の積極的な公開¹⁰⁶
- ・正式な書面によらない個人からの非公式請求による情報公開¹⁰⁷

例) 指紋情報、医療・財産記録等の個人情報、市の歴史資料、地域の写真、開発申請書、建設許可証等

- ・正式書面により申請を行い、開示申請料、手数料を支払う形で
の情報公開¹⁰⁸

¹⁰⁵ Section 6, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No52 (New South Wales).

¹⁰⁶ Section 7, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No52 (New South Wales).

¹⁰⁷ Section 8, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No.52 (New South Wales).

¹⁰⁸ Section 9, Division 1, Part 2, Government Information (Public Access) Act 2009 No52 (New South Wales).

第3章 地方自治体の財政

第1節 地方自治体の財政構造

1 全政府における地方自治体の相対的規模

職員数及び予算から見ると、地方自治体の規模は連邦及び州と比較して小さい。

2017年6月現在、軍を除いた公共部門の雇用者数は約196万人であり、オーストラリア全勤労者の約15.6%を占める¹。このうち、連邦が約24万人、州が約153万人、地方自治体が約19万人であり、公共部門全体に対する比率はそれぞれ12.2%、78.1%、9.7%である。保健（公立病院等）及び教育（公立学校）分野を担当する州の職員数の比率が大きい。

2015/16年度の全政府²の総歳入は、約5,499億豪ドルである³。その内訳は、連邦が69.0%、州が24.3%、地方自治体が6.7%である⁴。総歳出は約5,740億豪ドルであり、その内訳は、連邦が55.3%、州が39.0%、地方自治体が5.7%である⁵。歳入・歳出とも、公共部門全体に対する地方自治体の比率は極めて小さい。

¹ ABS, *6248.0.55.002-Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17*; *6202.0 - Labour Force, Australia, Jun 2017*

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.0022016-17?OpenDocument>>

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/6202.0Explanatory%20Notes1Oct%202017?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

² 各政府が所有する公営団体・企業は除く。

³ オーストラリアの会計年度は、7月から翌年6月である。

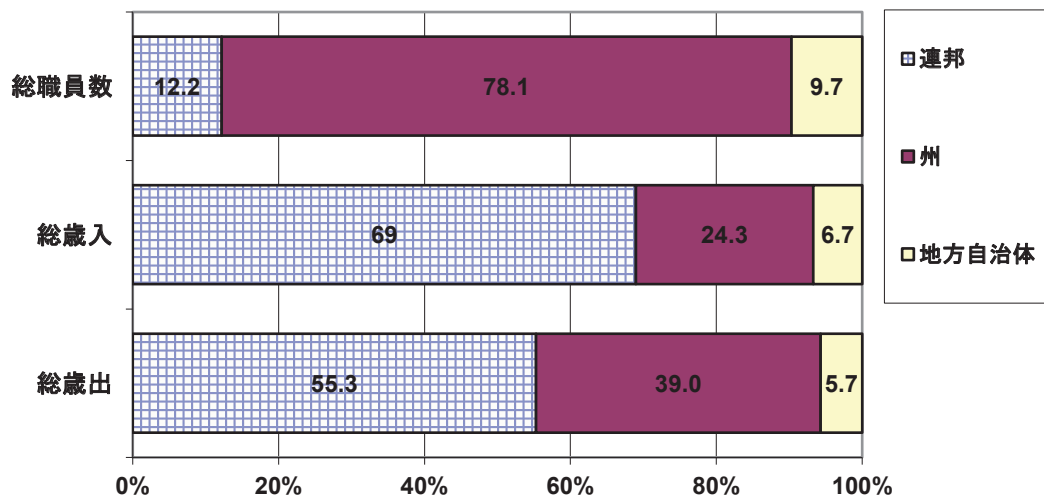
ABS, Table 000 in *5512.0 - Government Finance Statistics, Australia, 2015-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5512.02015-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

便宜上、多政府管轄団体（Multi-Jurisdictional）の数値を除く。

⁴ 州及び地方自治体政府の歳入は、（多政府管轄団体を除く）他政府からの交付金額（Current grants and subsidies）を除いた数値

⁵ 連邦及び州の歳出は、（多政府管轄団体を除く）他政府への交付金額を除いた数値

図表 3-1 各政府の職員数・歳出入の比率



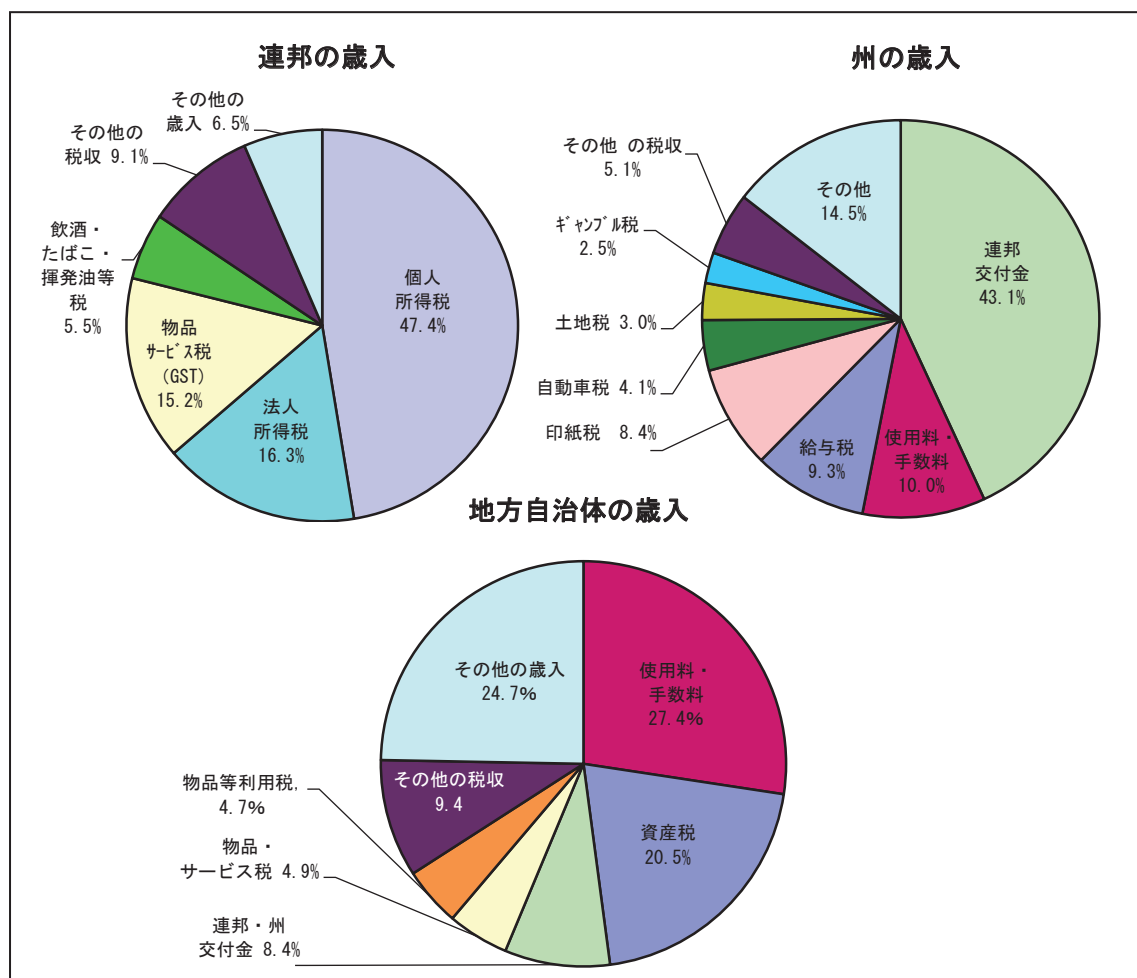
2 連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較

図表 3-2 は、2015/16 年度における連邦・州・地方自治体の歳入内訳を表したものである。連邦の主要財源は個人・法人所得税であり、歳入の 63.7% を占める。州の最大の財源は連邦からの交付金であり、歳入の 43.1% を占め、連邦からの財源移転に大きく依存する状況にある。地方自治体の歳入は、使用料・手数料が 27.4% と最も大きく、資産税がこれに次ぐ。一方、連邦及び州からの交付金は歳入の 10% 未満であり、連邦・州からの財源移転への依存度が比較的小さい。ただし、人口の密集する都市部の地方自治体と内陸部や人口希薄な地域の地方自治体では、交付金に対する依存度が異なる。地方自治体の歳入に占める交付金（負担金を除く。）の比率は、例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー近郊のウィロビー市では 21.6%⁶であるのに対し、同州内陸部のコバー・シャイ

⁶ Willoughby City Council, General Purpose Financial Statements for the year ended June 30 2016, p.4, 26, 28
 < <http://www.willoughby.nsw.gov.au/About-Council/Forms-Policies---Publications/Annual-Report/> > (Accessed 2018-1-15).

ア町では 49.8%⁷、人口約 7,500 人⁸のビクトリア州ロッドン・シャイア町では 49.5%⁹である。

図表 3-2 2015/16 年度各政府の歳入内訳¹⁰



⁷ Cobar Shire Council, *General Purpose Financial Statements for the year ended 30 June 2016*, p.3.

<<http://www.cobar.nsw.gov.au/council/annual-report>> (Accessed 2018-1-15)

<<http://www.cobar.nsw.gov.au/council/annual-report>> (Accessed 2018-1-15)

⁸ ABS, Loddon(S), 2016 Census QuickStats,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA23940?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

⁹ Loddon Shire Council, *Financial Statements Year Ending 30 June 2016* p.3

<<http://www.loddon.vic.gov.au/Our-documents/Financial-reports>> (Accessed 2018-1-15).

¹⁰ ABS, Table 130,239,339 in 5512.0 - Government Finance Statistics, Australia, 2015-16

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5512.02015-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

ABS, 5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2015-16

<<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5506.02015-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

3 連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較

図表 3-3 は、2015/16 年度における連邦・州・地方自治体の歳出内訳を表している。連邦の歳出のうち、社会保障・福祉及び医療関係が半分を占める。州の主な歳出は医療と教育であり、それぞれ全体の 28.5%及び 24.5%を占める。公立小学校、高等学校¹¹、専門学校の管理・運営、公立病院の管理・運営、救急サービスの提供等がこれらの歳出に含まれる。その他、警察、消防等の公共秩序・治安及び州道、バスや鉄道をはじめとする公共交通サービス等の運輸・通信等もそれぞれ約 10%を占めている。

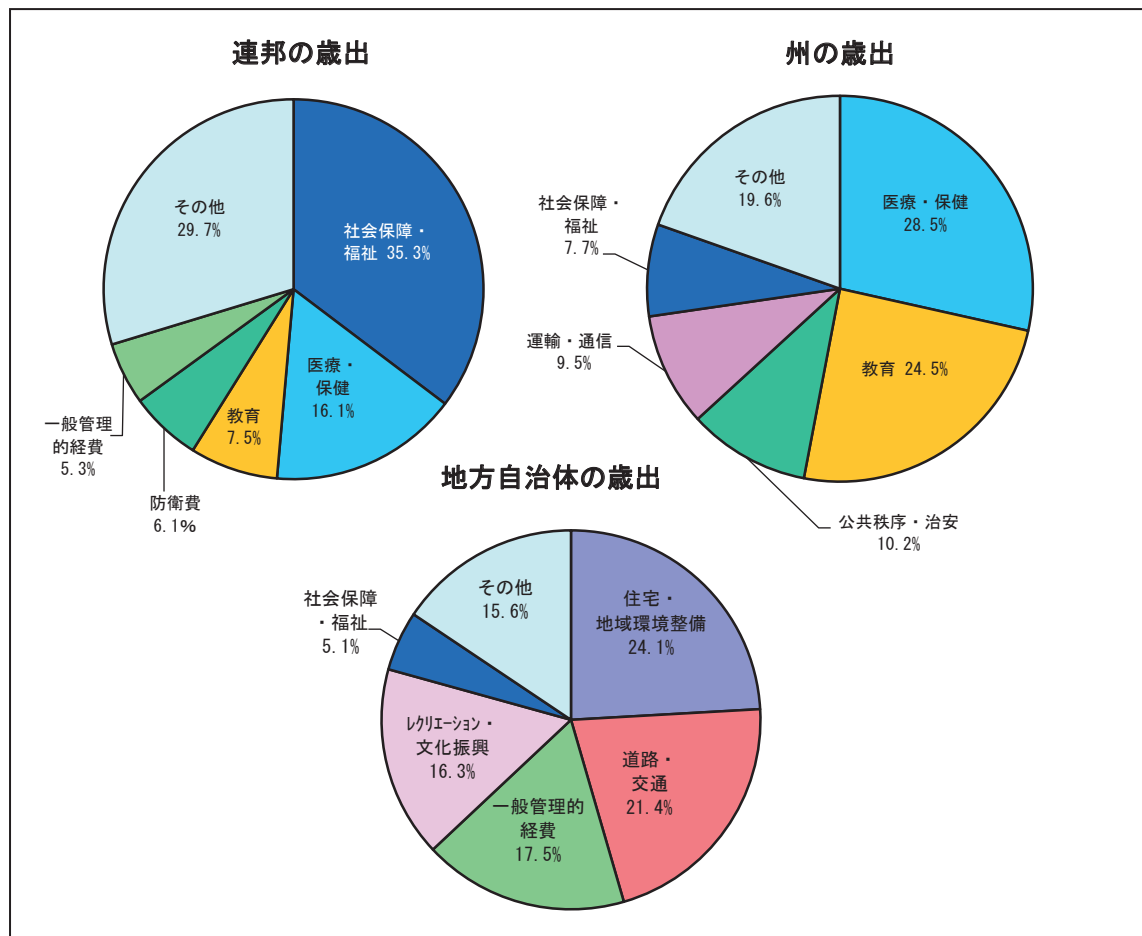
一方で、地方自治体はその歳出の 24.1%を住宅及び地域環境整備に費やしており、建物開発許可や水道供給、ごみ収集等を行っている。また、地方道の整備に 21.4%、図書館の管理・運営、ビーチや運動施設の維持管理、スポーツイベント等のレクリエーション・文化振興に 16.3%を支出している。

¹¹ 義務教育は、各州とも、小学 1 年生に先行する準備学級の 1 年間 (Foundation) から 10 年生 (日本の高校 1 年生に相当) までの 11 年間となっている。10 年生修了時に試験を経て義務教育修了証が発行される。日本の高校 2 年生、3 年生に相当する 11 年生、12 年生が後期中等教育段階にあたり、11 年生以降の進学は任意である。

国際交流基金、「日本語教育 国・地域別情報 オーストラリア (2016 年度)」

<<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2016/australia.html#SEIDO>> (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

図表 3—3 2015/16 年度各政府の歳出内訳¹²



¹² ABS, Table 000,130,239,339, in 5512.0 - Government Finance Statistics, Australia, 2015-16
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/5512.0Main+Features12015-16?OpenDocument> (Accessed 2018-1-15).

例として、ニュー・サウス・ウェールズ州ウィロビー市¹³とコバー・シャ
イア町¹⁴の財政状況を挙げる。歳入歳出の内訳は図表 3-4 のとおりである
が、都市部と地方部の財政運営の相違がうかがえる。地方部においては資
産税による歳入が乏しく、連邦・州からの交付金の依存度が高い一方で、
歳出においては道路等インフラ整備に係る割合が高いことがわかる。また、
上下水道の運営費について、都市部では州営企業が運営するため予算に計
上されていないが、地方部では地方自治体の歳出で運営されていることが
わかる（第 2 章第 3 節参照）。

¹³ シドニーCBD（中心業務地区）から北に 6 キロの位置にある人口約 7 万 4,000 人の地方自治体
ABS, Willoughby (C)2016 Census QuickStats,
<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA18250?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

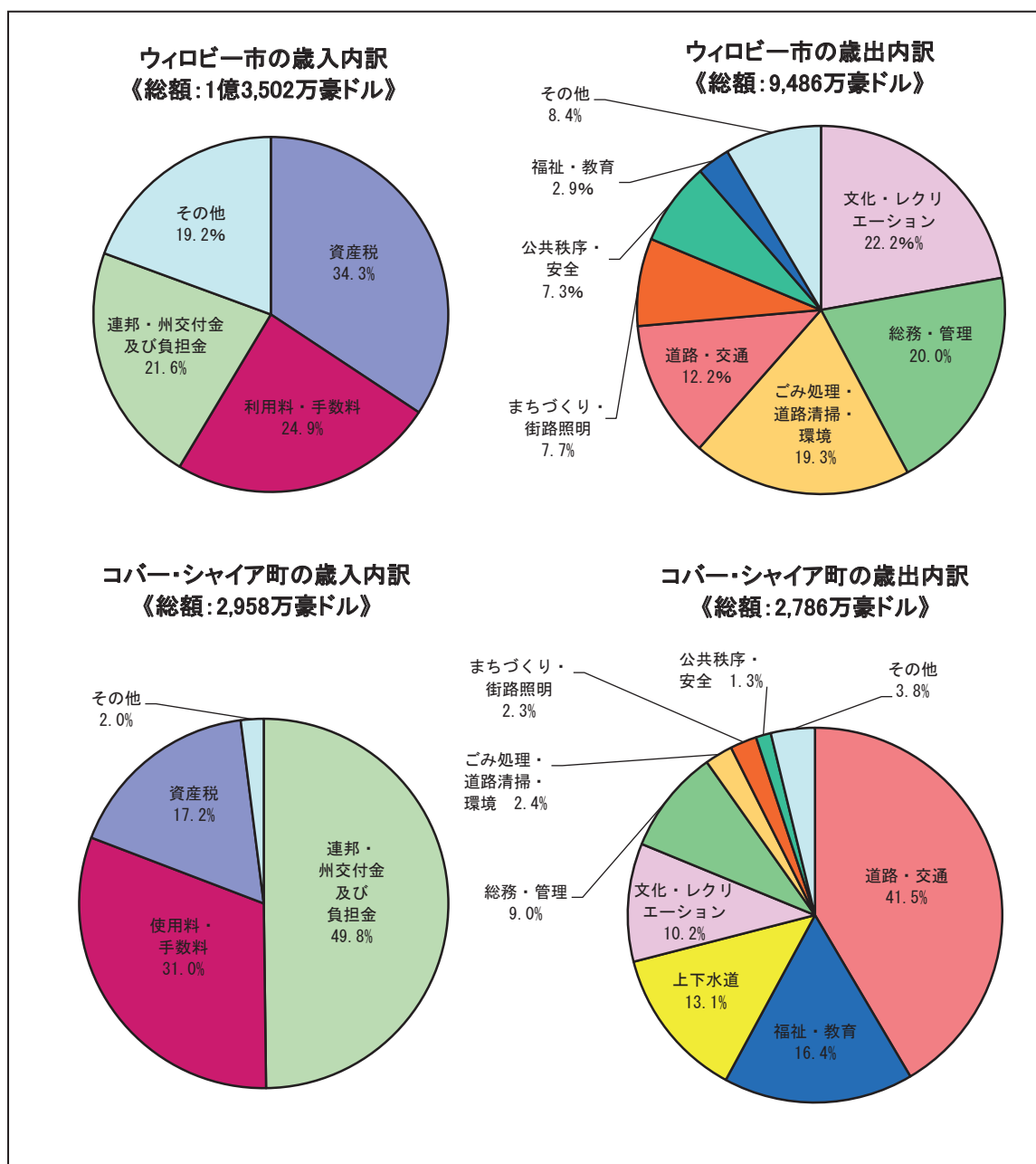
なお、ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体 129 のうち、人口 1 人未満の地方自治体は 38、
1 万人以上 4 万人未満の地方自治体は 37、4 万人以上の地方自治体は 54 となっている（2016 年
時点）。

ABS, POPULATION AND PEOPLE, Local Government Area, 2011-2016 in *1410.0 - Data by Region, 2011-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/1410.0Main+Features12011-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

¹⁴ シドニーから西に 600 キロの位置にある人口 5,000 人弱の地方自治体

ABS, Cober (A) 2016 Census QuickStats,
<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA11750?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

図表 3-4 2015/16 年度地方自治体の歳入歳出内訳¹⁵



¹⁵ Willoughby City Council, General Purpose Financial Statements for the year ended June 30 2016, p.4, 26, 28.

< <http://www.willoughby.nsw.gov.au/About-Council/Forms-Policies---Publications/Annual-Report/> > (Accessed 2018-1-15).

Cobar Shire Council, General Purpose Financial Statements for the year ended 30 June 2016, p.3, 26, 28.

<<http://www.cobar.nsw.gov.au/council/annual-report>> (Accessed 2018-1-15).

第2節 地方自治体の財源

1 主な財源

(1) 資産税（レート）

資産税は、そもそも道路整備等の地域インフラ整備にかかる経費の一部を地元住民に負担させようとした植民地政府によって地方自治体が設立された、という経緯に由来する。資産税は、土地の評価額を課税標準として、その所有者に課される。家屋及び償却資産は、評価、課税の対象とはならない。2015/16年度の連邦・州・地方自治体政府の全税収において、地方自治体の資産税収入はわずか約3%を占めるにすぎないが、個々の地方自治体における平均的資産税収入は歳入の20.5%を占める重要な自主財源である。しかし現在、歳入に占める資産税収入の比率は、減少傾向にある（なお、1992年度の地方自治体の資産税収入は歳入の約56%を占めていた。）。

(2) 交付金

地方自治体は、連邦と州から各種の交付金を受けている。

その内訳は、連邦と州のそれぞれから受けている特定目的交付金（Specific Purpose Payments (SPPs)）と、州を経由して連邦から受けている地方自治体財政支援交付金（Financial Assistance Grants）¹⁶である（交付金については本章第3節を参照）。

(3) 手数料及び罰金

地方自治体は、ごみ収集、駐車料金、公営プール利用、建築認可申請等行政サービス提供の代価として料金を徴収している。また、駐車違反をした場合等の罰金を徴収している¹⁷。

¹⁶ 2016/17年度の総額は150億6,640万豪ドル

The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17, 2017*, p.73.

¹⁷ Section 650(1), (4), (5), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

(4) 公営企業純益

一部の地方自治体は上下水道事業等の公営企業を経営しており、その純益を歳入に計上している。近年は、経済効率の向上を意図した競争政策の進展により、公営企業を民営化する傾向にある。

(5) その他

上記のほか、起債による借入金や利子収入等がある。起債には州の担当大臣の承認が必要な場合がある等多くの州で制限が設けられている¹⁸。借入金への依存度は低く総資産に対する借入金比率は3%である¹⁹。(第4節参照)

2 資産税制度の概要 (ニュー・サウス・ウェールズ州の場合)

(1) 資産税の種類

資産税には、普通資産税と特別資産税がある²⁰。普通資産税は、土地の種別により農地、宅地、鉱山、業務用地の4種に大別される²¹。資産税率は土地の種別を問わず同一でもよいし、異なってもよい²²。また、同じ土地の種別の間で異なる資産税率を採用することもできる²³。特別資産税は、特定の建設工事、サービス、施設、活動の経費を賄うことを目的としたものである²⁴。地方自治体は普通資産税を課することが義務付けられているが²⁵、特別資産税の課税は各地方自治体の任意である²⁶。

¹⁸ タスマニア州では担当大臣の承認がある場合を除き、借入金に対する返済のための支出が前年度歳入の30%を超える場合、いかなる目的であれ追加で起債する事は認められない(同州地方自治法第80条)。Section 80, Local Government Act 1993 No 30 (Tasmania).

¹⁹ Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2014-15*, 2017, p.12.

ABS, Table 000 in *5512.0 - Government Finance Statistics, Australia, 2015-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/5512.0Main+Features12015-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

ABS, Table 18 in *5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2015-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5506.02015-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

²⁰ Section 492, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²¹ Section 493(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²² Section 528, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²³ Section 528, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁴ Section 495(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁵ Section 494(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

²⁶ Section 453(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

（２）資産税に関わる土地の評価

州機関である土地評価鑑定監 (Valuer-General) が土地評価法 (Valuation of Land Act 1916) に基づいて土地評価することとされているが²⁷、実務は同法に基づきニュー・サウス・ウェールズ州資産局 (Property NSW) に委任されている²⁸。公的評価の対象は土地のみであり、家屋及び償却資産等は対象とならない。資産税の評価のため、ニュー・サウス・ウェールズ州資産局は３～４年ごとに地方自治体に対して以下の手順による土地評価額を提供する²⁹ことになっており、その評価額を各地方自治体が利用している。なお、評価方法は、次のような「コンポーネント方式」を採用している³⁰。

- ア 地方自治体ごとに土地利用区分と土地の特徴（位置や面積、ショッピングセンターに近いといったインフラへのアクセス等）に基づき類型（コンポーネント）を設定
- イ 区域内の物件をコンポーネントのいずれかに分類
- ウ コンポーネントごとにいくつかの指標となる物件を選定
- エ 物件の土地価格を近傍類似の取引価格等に基づき評価
- オ 指標物件の評価額を前年の評価額と比べて、コンポーネントの価格上昇率を算出
- カ コンポーネントごとの価額上昇率を比較し調整
- キ 調整された価額上昇率を各物件の前回評価額に乗じて得た額を新しい評価額とする

²⁷ 土地評価鑑定監による評価は州の財源となる土地税の算定にも使用される。

²⁸ NSW Government Valuer General, *Land valuation in NSW*, <http://www.valuergeneral.nsw.gov.au/about_us/Land_valuation_in_NSW> (Accessed 2018-1-15)

²⁹ Property NSW, *Services*, <<https://www.property.nsw.gov.au/services>> (Accessed 2018-1-15).

³⁰ NSW Government Valuer General, *Valuation method* <http://www.valuergeneral.nsw.gov.au/land_values/valuation_method> (Accessed 2018-01-15). NSW Government Valuer General, *Valuation of commercial land*, Valuer General's Policy May 2017, p1. <http://www.valuergeneral.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0008/198620/0.2_FINAL_Valuation_of_commercial_land_policy_May_2017.pdf> (Accessed 2018-1-15).

なお、土地取引価格を土地評価に取り入れるときに、土地評価鑑定監は以下の点を考慮する。

- ・ 評価の年の 7 月 1 日現在の不動産市場の状況
- ・ 土地の使用価値
- ・ 所在地
- ・ 建築規制や歴史・文化遺産の規制等の制約
- ・ 土地の大きさや形、土壌や勾配等の土地の特性
- ・ 近隣の開発状況やインフラ
- ・ 景観

このコンポーネント方式は、利用形態が類似している住宅地等では有効に機能しているが、土地利用区分が混在している地域や利用形態が物件により大きく相違する地域（例えば、高層ビルが林立するシドニーの中心市街地等）では必ずしも適当ではないため、個別の鑑定評価を行っている。

一方、ビクトリア州では、土地評価法（Valuation of Land Act 1960）に基づき各地方自治体が決定した資産評価額について、土地評価鑑定監の認定を受ける必要がある。

なお、2010 年に同法が改正され、地方自治体が土地評価鑑定監に評価を委託することができるとされた³¹。また、資産税に関わる土地の評価は次の 3 種類の方式から、いずれか 1 つを各地方自治体を選択できる³²。

- ・ 更地価格（site value）：土地のみの市場価格
- ・ 資産改良価格（capital improved value）：土地とうわものを合わせた市場価格
- ・ 純年割価格（net annual value）：必要経費を除いた年間賃貸価格

³¹ Victoria State Government, Property and land titles, *Valuer-General as valuation authority*, <<https://www.propertyandlandtitles.vic.gov.au/valuation/council-valuations/valuer-general-as-valuation-authority>> (Accessed 2018-1-15).

³² Section 6(2), Valuation of Land Act 1960 (Victoria).

（３）税率の決定

各地方自治体は、まず翌年度の歳出見込総額を決定する。その後、資産税以外の補助金、手数料、起債等の歳入見込額を計上し、不足分を資産税収入総額とする。したがって、決定された資産税収入総額を課税標準総額で除して得られる数値が資産税率となる。このように、各地方自治体の財政事情により資産税の収入総額が決められるので、税率は各地方自治体によって異なってくる。

税率については、① 1 ドルあたりの課税額をセントで示す従価方式 (ad valorem) ³³、②最低負担額 (minimum rate) ³⁴を伴う従価方式 (ad valorem) ³⁵、③基本負担額 (base amount) プラス従価方式³⁶のいずれか 3 種類の方式から地方自治体を選択する³⁷。

なお、ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治大臣が資産税収入の対前年度比増加率の上限を定めるレイト・ペギング制度（本項（７）参照）を設けている。

（４）納税義務者と納税方法

資産税の納税義務者は、原則として資産税賦課時の所有者である³⁸。納税に関しては 1 回払と四半期ごとの分割払が認められており³⁹、納期限は 1 回払の場合は 8 月 31 日で、四半期分割払の場合はそれぞれ 8 月 31 日、11 月 30 日、2 月 28 日、5 月 31 日である⁴⁰。

（５）非課税特例制度

資産税課税対象外の土地として主に以下のものが規定されている⁴¹。

³³ Section 497(a), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

³⁴ 2017/18 年度の最低負担額の上限は、514 豪ドルである。

NSW Government Office of Local Government, *Information about Rating 2017-18* <https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/17-09_0.pdf> (Accessed 2018-1-15).

³⁵ Section 497(a), 548, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

³⁶ Section 497(b), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

³⁷ NSW Government Office of Local Government, *Frequently Asked Questions – rates and Charges* <https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/17-09_0.pdf> (Accessed 2018-1-15).

³⁸ Section 560(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

³⁹ Section 562(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁴⁰ Section 562(3), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁴¹ Section 555(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

- ア 私用目的で使用されていない州の土地
- イ 国立公園、歴史的地区、自然保護区等の土地
- ウ 水道供給団体の土地
- エ 教会：宗教団体が保有し、かつ、礼拝、聖職者の居住、教育・訓練代表者の居住を目的とした建造物のために使用されている土地
- オ 教育施設：公立、私立を問わず、学校教育法に規定された定義に該当する学校が保有し、学校用地（運動場、教員等職員住宅用地を含む。）として使用している土地
- カ アボリジニ（先住民）団体保有の土地で、法令が非課税地として規定しているもの
- キ 公共交通用地：州が所有する鉄道用地

なお、以下に掲げるものは、上下水道特別資産税のみ課税される⁴²。

- ア 公共用地
- イ 州、公共法人又は公共信託（受託団体）が保有する公共墓地
- ウ 慈善団体が保有する土地
- エ 大学用地 等

（６）納税者の人的要素に着目した課税上の配慮

年金適格者がその主たる居住地とする土地について、地方自治体が減額する金額を算出するのに十分な証拠とともに申請すれば、資産税が減額される⁴³。ただし、減額の上限は、普通資産税及びごみ処理料金は 250 豪ドル、下水道に関する特別資産税は 87.50 豪ドルである⁴⁴。

なお、このほか更に税額の一部払戻を行う地方自治体⁴⁵も存在する。

（７）レイト・ペギング制度

ニュー・サウス・ウェールズ州は、レイト・ペギング制度を実施してい

⁴² Section 556(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁴³ Section 575(1), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁴⁴ Section 575(3), Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁴⁵ コフスハーバー市 (Coffs Harbour City Council) 等

る唯一の州である。これは、各地方自治体が翌年度の予算編成をする際に、各地方自治体の資産税収入の対前年度比増加率について、州地方自治大臣⁴⁶が毎年上限を定める制度である⁴⁷。この上限は、2017/18 年度が 1.5%⁴⁸、2018/19 年度が 2.3%⁴⁹に設定されている。

地方自治体は、上限を超えて資産税を徴収する必要がある場合は、特例としてその旨を州地方自治大臣に申請することができる⁵⁰。

第3節 交付金

1 州への交付金

前述のとおり、連邦からの交付金は州の最大の財源であり、その歳入の 43.1%を占める（第1節図表 3-2 参照）。州への交付金には、主に一般歳入助成金として物品サービス税（Goods and Service Tax (GST)）交付金のほか、特定目的助成金がある。

（1）政府間の財政協定

2009 年 1 月 1 日に新たな政府間財政の枠組として、政府間連邦財政協定（Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations）⁵¹が施行された。本協定は連邦の関与を軽減し、州の柔軟性を増加させることにより、行政サービスの質と効率性を向上させることを目的としたものであり、特にオーストラリア政府間協議会（COAG）が掲げる改革指針⁵²を反映させたものとなっている。

これは 2000 年に施行された「政府間財政改革協定」（Intergovernmental

⁴⁶ 実際には大臣から委任を受けた独立価格調整審査会（Independent Pricing and Regulatory Tribunal (IPART)）が行う。IPART は NSW 州の電気・水道料金、交通運賃の上限額を決定する役割を担うとともに、NSW 州の経済的アドバイザーや政策シンクタンク機能も持つ。

⁴⁷ Section 506, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁴⁸ IPART, *Fact Sheet "Rate peg for NSW councils for 2017-18"*, 2016, p.1.

⁴⁹ IPART, *Fact Sheet "Rate peg for NSW councils for 2018-19"*, 2017, p.1.

<<https://www.ipart.nsw.gov.au/Home/Industries/Local-Government/For-Councils/The-rate-peg/Fact-Sheet-Rate-peg-for-NSW-councils-for-2018-19-November-2017>> (Accessed 2018-01-15)

⁵⁰ Section 508(2), 508A, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁵¹ Council on federal Financial Relations, *Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations*, <http://www.federalfinancialrelations.gov.au/content/intergovernmental_agreements.aspx> (Accessed 2018-01-15).

⁵² 経済的かつ社会的な参画を促すための戦略（教育改革や健康福祉サービス等の向上）や、より良い連邦主義の実施等が掲げられている。

Agreement on the Reform of Commonwealth-State Relations (IGA))⁵³ を改変したもので、改変前に引き続き、GST 交付金や特定目的助成金等連邦による州への財政支援措置が規定されているほか、連邦と州の役割を明確にすることや教育や健康福祉分野等の改革を強く推し進めていくこと等が規定されている。

(2) 一般歳入助成金 (General Revenue Assistance)

用途を特定しない交付金で、主に「GST 交付金」からなる。

GST とは、付加価値型一般消費税であり、連邦が徴収する。連邦は、徴収事務費や延納分等を除いた GST 歳入の全てを各州に用途を特定しない一般目的交付金として毎月交付する。

なお、2016/17 年度における GST 交付金額は 598 億 4,550 万豪ドルであった⁵⁴。

GST 交付金は、水平的財政平衡化原則 (The Principle of Horizontal Fiscal Equalisation) にしたがって、各州の人口をベースに財政力補正を行った上で州に交付される。

水平的財政平衡化原則とは、各州が歳入増加のために同等の努力をし、かつ同等の効率性をもって財政運営した場合に同等の行政サービス提供能力を保持するよう、連邦が州を財政支援する原則である⁵⁵。連邦交付金委員会 (Commonwealth Grants Commission) は、毎年この原則に基づき各州の補正係数 (GST Relativities) を算出する。補正係数は、短期的な財政需要の変動や経済情報の変化による影響を除くため、過去 3 年間のデータをもとに算出される⁵⁶。当係数は連邦により承認され、各州の人口に補正

⁵³ 2000 年の GST 導入当初に締結された「政府間財政改革協定」については本章「参考：GST 導入に伴う財政調整制度の改正」を参照

⁵⁴ The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.58.

⁵⁵ 人口が分散している地域での行政サービス提供はより費用がかかるといった、やむを得ない要因による相違を考慮するものである。

Australia Government Commonwealth Grants Commission, *What is the Horizontal Fiscal Equalisation (HFE)?*, <https://cgc.gov.au/index.php?option=com_content&view=article&id=204:faq-old&catid=8&Itemid=554> (Accessed 2018-1-15).

⁵⁶ Australian Government Commonwealth Grants Commission, *Report on GST Revenue Sharing Relativities 2017 Update*, p.viii.
Commonwealth Grants Commission, Volume 2 Attachment, *Report on GST Revenue Sharing Relativities 2015 Review*, p.647.

係数を乗じて得た割合に応じ、各州の交付金額が決定される。

一般歳入助成金には、GST 交付金のほか、本来は地方自治体が行う行政サービスを首都特別地域が行うことに対して支払われる交付金や、ノース・ウェスト・シェルフ石油・ガス計画に関して沿岸天然資源課税関連法 (Offshore Petroleum (Royalty) Act 2006) に基づいて連邦が徴収したロイヤルティ (税の一種) を西オーストラリア州に分配する交付金等がある⁵⁷。

(3) 特定目的助成金 (Payments for Specific Purposes (PSP))

特定目的助成金は、使途を特定した助成金である。連邦が重要とする分野を遂行するため、州及び地方自治体に対して交付される。健康福祉、教育、職業訓練・雇用対策、コミュニティサービス、住宅供給、先住民格差対策、インフラ整備、環境が重要な分野に位置付けられている。

なお、2016/17 年度予算では PSP には次の 4 種類がある⁵⁸。

- ・ 全国健康福祉改革ファンド (National Health Reform Funding)
- ・ 学生教育ファンド (Students First funding)
- ・ 全国特定目的交付金 (National Specific Purpose Payments)⁵⁹
- ・ 全国連携交付金 (National Partnership Payments)

全国連携交付金の交付には時間的な制約があるが、その他の交付金は年間を通じて交付される⁶⁰。

同助成金には、州への助成金と、州を通じて地方自治体やその他団体に交付する助成金がある。なお、2016/17 年度の助成総額は 551 億 2,800 万豪ドルであった (本節第 2 項図表 3 - 5 参照)⁶¹。

⁵⁷ 2016/17 年度の GST 交付金以外の一般歳入助成金額は 7 億 800 万豪ドル

The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.58.

The Commonwealth Budget 2017-18, *Federal Financial Relations Budget Paper No. 3 2017-18*, 2017, p.77.

<<http://www.budget.gov.au/2017-18/content/bp3/html/>> (Accessed 2018-01-15)

⁵⁸ The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.53-54.

⁵⁹ 住宅供給、障がい者サービス、職業訓練・雇用対策に関する施策へ充当しなくてはならない。

⁶⁰ The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.54-55.

⁶¹ The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.53.

参 考 GST 導入に伴う財政調整制度の改正

2000 年 7 月、GST が導入された。同時に「1999 年新税制（連邦・州間財政関係）法」（New Tax System (Commonwealth-State Financial Arrangements) Act 1999）が施行され、それに伴い、オーストラリアにおける政府間財政調整制度の仕組みも大きく変わった。この改正は、連邦首相、連邦財務大臣、各州の首相が署名した政府間財政改革協定（IGA）に基づくものである。協定の骨子は、消費税と重複する性質を持つ州税⁶²を段階的に廃止するとともに、従来の「財政支援交付金」（Financial Assistance Grant）に代えて新たに導入された GST の収入額を全て財源調整交付金として各州に交付するものである。

GST 導入以前は、州への財政支援交付金額をめくり連邦と州との間で毎年折衝が行われていた。交付金総額は年ごとの連邦の財政状況に左右され、政治的に決定されていたが、政府間財政改革協定により連邦・州間財政関係の安定化が図られた。

当制度を導入するに当たり、2009 年 6 月 30 日まで以下の経過措置が講ぜられた。

- ・ 連邦は、各州の財政状況が本協定に含まれる諸改革により悪化しないことを保証する。各州への交付金額が、連邦財務大臣が州別に定める最低保障額を下回る場合、連邦は、予算均衡助成金（Budget Balancing Assistance : BBA）を支給する。
- ・ 最低保障額を決定する際には、消費税が導入されずに財政支援交付金制度が継続されていると仮定した場合に用いる補正係数（FAG relativities）を適用する。

FAG（財政支援交付金）から GST 交付金への推移

（単位：百万豪ドル）

	FAG		GST 交付金		
	1998 年度 ⁶³	1999 年度 ⁶⁴	2000 年度 ⁶⁵	2001 年度 ⁶⁶	2016 年度 ⁶⁷
ニュー・サウス・ウェールズ州	4,733	5,044	7,258	8,132	17,335
ビクトリア州	3,532	3,529	5,099	5,593	13,959
クイーンズランド州	3,196	3,250	4,658	5,019	14,055
南オーストラリア州	1,667	1,684	2,279	2,476	5,979
西オーストラリア州	1,615	1,591	2,375	2,518	1,914
タスマニア州	736	786	988	1,060	2,267
首都特別地域	278	342	473	544	1,155
北部特別地域	1,023	1,074	1,226	1,290	3,182
合計	16,780	17,300	24,355	26,632	59,846

※端数処理のため、合計が合致しない場合がある

⁶² 金融機関取引税や市場性のある有価証券に係る印紙税等

⁶³ The Commonwealth Budget 2000-2001, Table 13: General Revenue Assistance to the States, 1996-97 to 1999-2000, *Budget Paper No.3 Federal Financial Relations*, 2001.

<http://www.budget.gov.au/2000-01/papers/bp3/html/ch3.htm#P9_76> (Accessed 2018-1-15).

⁶⁴ The Commonwealth Budget 1999-2000, Table 25: Financial assistance grants to the States, *Final Budget Outcome 1999-2000*, 2000.

⁶⁵ The Commonwealth Budget 2000-2001, Table 25: GST revenue provision to the States and Territories, *Final Budget Outcome 2000-2001*, 2001.

⁶⁶ The Commonwealth Budget 2001-2002, Table 25: GST revenue provision to the States and Territories, *Final Budget Outcome 2001-2002*, 2002.

⁶⁷ The Commonwealth Budget 2016-17, Table 30: GST revenue assistance, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.58.

2 地方自治体への交付金

(1) 連邦から地方自治体への交付金

地方自治体への交付金には、州を経由して支払われる特定目的交付金（SPPs）と地方自治体財政支援交付金（Local Government Financial Assistance Grants (FAG)）⁶⁸がある。このほか、直接地方自治体に交付する特定目的交付金もある⁶⁹。

特定目的交付金の使途は、州に交付される助成金と同様、健康福祉、教育、労働力の向上等に限定されている。

地方自治体財政支援交付金は、一般目的交付金（General Purpose component）と地方道路交付金（Identified Local Road component）で構成される⁷⁰。いずれも使途は限定されていない。

地方自治体財政支援交付金は、連邦が州に交付する全国連携交付金に含まれる⁷¹。その総額は、前年度の交付金総額に人口や消費者物価指数から算出する増加要因を乗じて算定する⁷²。各州への分配額は、一般目的交付金は各州の人口比を基準とし、地方道路交付金は前年度の支給額を基準とする⁷³。

州から各地方自治体への分配額は、地方自治（財政支援）法（Local Government (Financial Assistance) Act 1995）に基づき、首都特別地域を除いた各州の地方自治体交付金委員会（Local Government Grants Commission）が州に勧告する。その後、州は連邦の地方自治大臣に報告し、

⁶⁸ 2016/17 年度の交付総額は 34 億 7,290 万豪ドルである。

The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.73.

⁶⁹ 2016/17 年度に連邦から地方自治体へ直接交付された特定目的交付金の総額は 7 億 8,090 万豪ドルである。

The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.73.

⁷⁰ 2017/18 年度の交付金予算額は、一般目的交付金が約 16 億 4,058 万豪ドル、地方道路交付金が 7 億 2,797 万豪ドルである。

Australian Government Department of Infrastructure, Regional Development and Cities, *Financial Assistance Grant to Local Government*

<<http://regional.gov.au/local/assistance/>> (Accessed 2018-1-15).

⁷¹ The Commonwealth Budget 2016-17, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.55.

⁷² Australian Government Department of Infrastructure, Regional Development and Cities, *Local Government National Report 2014-15*, 2017, p.10.

なお、2014/15～2016/17 年度までの 3 年間、物価スライドが凍結されていた。

⁷³ Australian Government Department of Infrastructure, Regional Development and Cities, *Financial Assistance Grant to Local Government* <<http://regional.gov.au/local/assistance/>> (Accessed 2018-1-15).

当該大臣が額を承認する⁷⁴。

一般目的交付金を分配する際には、各地方自治体の住民一人当たりの交付金額が、州の住民一人当たりの額の 30%を下回ってはならないと規定されている⁷⁵。地方道路交付金の分配額は、道路の総延長、種類、交通量等に基づき決定されている⁷⁶。

参 考 地方自治体交付金委員会の役割⁷⁷

各州の地方自治体交付金委員会の役割は、連邦が州を通して地方自治体に交付する財政支援交付金（一般目的交付金と地方道路交付金）に関して、各地方自治体への分配額を州に勧告することである。

地方自治（財政支援）法第 5 条は、各州の地方自治体交付金委員会が満たすべき基準を、次のように規定する。

- ・ 各州法に基づき、委員会を設立すること。
- ・ 委員会は、州内各地方自治体への財政支援の支給について州に勧告することを主な業務とすること。
- ・ 委員会の委員のうち、少なくとも 2 名は地方自治体又は地方自治体に関連した業務を行う者を充てること。

また、同法第 11 条は、同条に規定する要件を満たさない限り、地方自治体財政支援交付金を支給してはならないとしている。同条に規定する要件のうち、地方自治体交付金委員会が満たすべきものは下記のとおりである。

- ・ 委員会は、勧告に関連した公聴会を開催すること。
- ・ 委員会は、勧告に関して、地方自治体に対し具申を認める、又は要求すること。
- ・ 委員会は、国全体の基準に従って勧告すること。

⁷⁴ Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2014-15*, 2017, p.10,17.

⁷⁵ Section 6(2)(b), Local Government (Financial Assistance) Act 1995

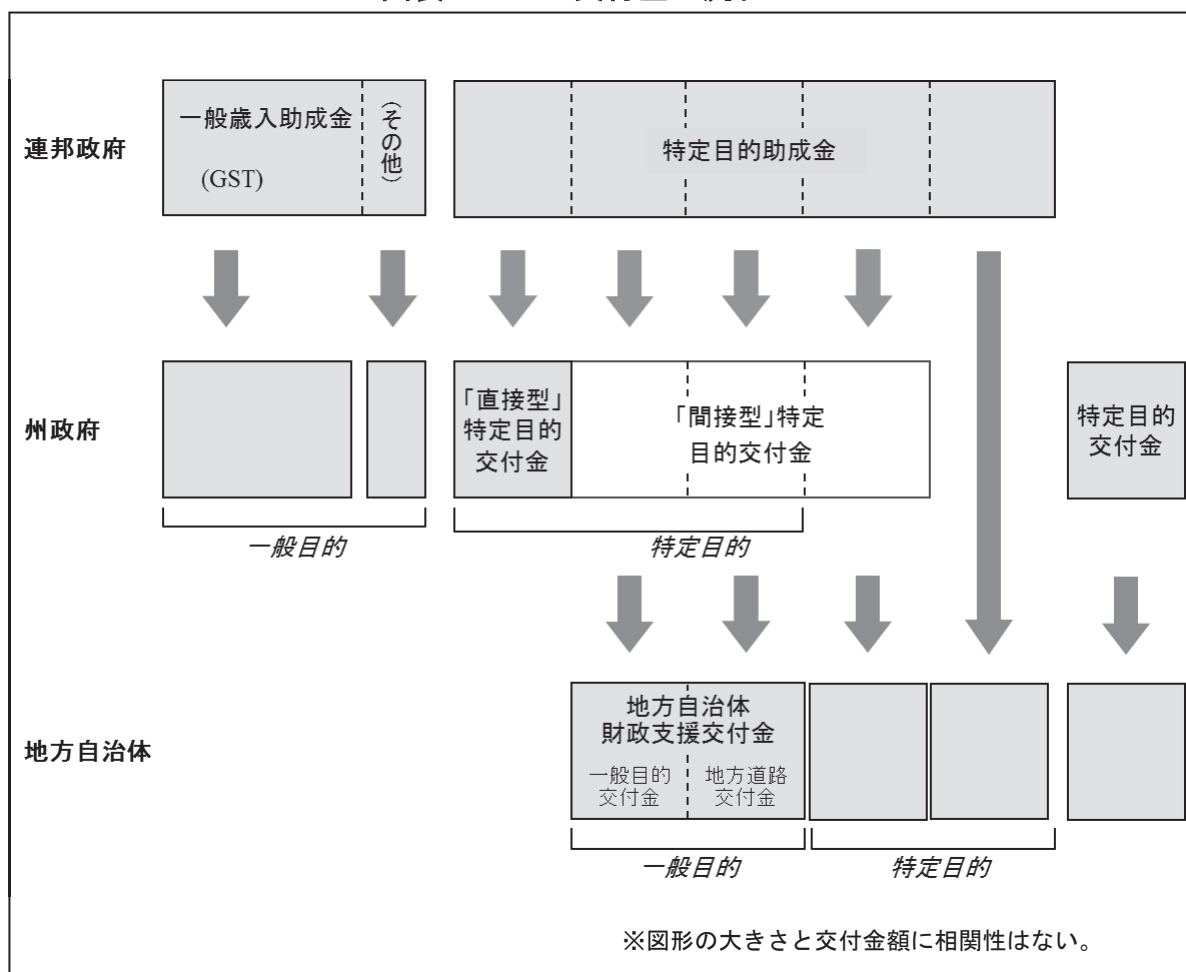
⁷⁶ Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2014-15*, 2017, p.47.

⁷⁷ Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2014-15*, 2017, p.22.

（２）州から地方自治体への交付金

地方自治体は、州から用途を限定する特定目的交付金を受ける。用途は、道路、上下水道・環境整備、社会保障・福祉、レクリエーション・文化等である⁷⁸。

図表 3－5 交付金の流れ



⁷⁸ 州から地方自治体への交付金の総額は、現在連邦では把握していない。なお、2010/11年度のその総額は30億5,100万豪ドルである。

Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2010-11*, 2013, p.14.

第4節 借入制度

1 州による借入

州（特別地域を含む。この節において同じ^{79）}）による公共部門（Public Sector）の借入は、1927年に連邦と州の間で締結された財政協定に基づき設置された起債委員会（Loan Council。以下、委員会）における借入額配分（Loan Council Allocation）の決定を経ることとされている。

委員会は、1923年に、連邦と州における公共部門による借入の調整を行うため、各政府による自主的な組織として設立された。その後、1927年に各政府の間で財政協定が締結され、翌1928年、当該協定を法律上位置付けるための法律（Financial Agreement Act 1928）が成立した。また、同年に行われた国民投票を経て連邦憲法の改正が行われ、連邦が州の債務を引き受ける権限等に関する規定（第105条A）が追加された。

委員会は、連邦首相及び各州首相又はこれらの者が推薦した者により構成され、連邦の代表が議長を務めることとされている⁸⁰。従来から3月に開催されているが、連邦の代表又は4以上の州の代表からの要請があればいつでも招集することができる⁸¹。かつては、連邦と州との間の合意により、委員会で決定した州の借入額を、連邦が州に代わって借り入れていたが、1995/96年度⁸²以降は行われていない。

各政府は、委員会に対して財政収支に基づいた借入額の配分を要請する。委員会は、各政府からの要請額の総額が、当時のマクロ経済目標と一致するかどうかを審査したうえで、各政府の財政状況、公共投資の必要性、その他の資金需要等を勘案し、各政府の配分を決定する。また、借入額の配分要請の基礎となった財政収支について大きな不均衡等懸念が認められる政府に対して、委員会は、当該政府が要請した借入配分額の必要性や財政

⁷⁹ 1994年の財政協定により、これまでオブザーバーであったオーストラリア首都特別地域及び北部特別地域が委員会の正式な構成団体となった。

⁸⁰ Item 1&4, Paragraph 4, Section 4, Financial Agreement Act 1994. 実際は、各政府の財務大臣が出席し、連邦の財務大臣が議長を務めている。

⁸¹ Item 6, Paragraph 4, Section 4, Financial Agreement Act 1994.

⁸² 連邦による州のための借入を今後行わないことを含む、1994年の財政協定を法制化した The Financial Agreement Act 1994 の施行日は1995年7月1日である。

の将来予測について説明を求め、必要があれば、当該政府の財政計画の修正を要請することがある。委員会による各政府の借入配分額の決定に際しては、超過限度額（Tolerance Limits⁸³）を設定することで配分額を超過した借入について一定の余地を認めているが、財政状況のモニタリングとして、1年ごと及び四半期ごとの財政状況の報告を各政府に求める⁸⁴等、公共部門における財政の透明性の確保を重視している。

図表 3-6 2017/18 年度借入額配分⁸⁵ (単位：百万豪ドル)

州・特別地域	配分額	超過限度額
ニュー・サウス・ウェールズ州	14,168	1,751
ビクトリア州	5,006	1,305
クイーンズランド州	4,251	1,294
南オーストラリア州	354	401
西オーストラリア州	4,046	937
タスマニア州	234	175
首都特別地域	205	113
北部特別地域	404	132
連邦	51,514	8,831

ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、借入先は、事実上、同州財務省が所管する財務公社（Treasury Corporation。以下、TCorp）のみとなっている。借入条件については TCorp と交渉が可能であるが、利率については市場での利率に基づいて決定される。

⁸³ 委員会の配分額の決定時には予見できなかった翌年度予算の内容を反映したこと、配分額の決定後に政策変更があったこと等により、配分額以上の借入が必要となった際の超過限度額。それぞれの政府が、警察、教育等の一般政府部門及び電気、公共交通等の非金融系の公社部門における事業を通じて得られる現金の2%として計算される。この限度額を超えた借入が必要となる場合は、委員会への説明が必要となる。Australian Government, PART 4: Developments in the Consolidated Non Financial Public Sector, *Federal Financial Relations Budget Paper No.3 2017-18*.

⁸⁴ 1992 年 12 月に開催された委員会において、各政府へ定期的な財政状況の報告を求めることが決定された。Department of the Parliamentary Library, Commonwealth of Australia, *The Australian Loan Council (2nd Edition)*, 1993.

⁸⁵ The Commonwealth Budget 2017-18, *Federal Financial Relations Budget Paper No.3 2017-18*, 2017, p.79-86.

2 地方自治体による借入

地方自治体における借入は、各州の地方自治法に基づき行われ、ニュー・サウス・ウェールズ州においては、第 621 条から第 624 条に借入に関する規定が置かれている。同法第 621 条では、地方自治体はいつ、いかなる目的でも借入を行うことができることとされているが、同法第 624 条の規定に基づく地方自治体の借入に対する州地方自治大臣からの指示により、地方自治体の借入は、オーストラリア国内で、オーストラリア通貨により行われる必要がある⁸⁶。また、借入は議会の議決事項とされている⁸⁷。

地方自治体は、民間銀行又は TCorp を通じた借入を行うことができる。地方自治体による借入の手続について法律上の要件はないが、同州地方自治省は通知⁸⁸により、借入を行う地方自治体は同省に対して借入に関する要請書を提出することとしている。2008 年以降、この要請に対する州による許可、承認等は行われておらず、事実上の届出制となっている。また、地方自治体は借入を行うに当たり、毎会計年度前に議会の議決を経て作成する業務計画 (Operational Plan)⁸⁹の中で、歳入政策 (Revenue Policy)⁹⁰として、当該地方自治体における歳出歳入の見込等とともに、当該会計年度内に行う事業の財源として借入を行うことを記載することとされている⁹¹。さらに、同通知では、借入額の増額や借入理由の変更が必要となった場合は、新たな財源調達をする前に議会の議決が必要であるとしている。また、借入額の増額を行う場合は、同省に借入の要請書を再度提出し、借入増額を行うこと及び変更後の借入額総額を知らせることが必要であるとしている。

期間、利率等の借入条件については、借入を行う地方自治体と貸主が直接交渉を行うこととなる。また、TCorp から借入をする場合は、当該地方

⁸⁶ NSW Department of Local Government, *Revised Borrowing Order*, Circular to Councils Circular No.09-21, 2009.

⁸⁷ Paragraph 1(f), Section 377, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁸⁸ NSW Government Office of Local Government, *Loan*, <<https://www.olg.nsw.gov.au/strengthening-local-government/supporting-and-advising-councils/directory-of-policy-advice/loans>> (Accessed 2018-1-15).

⁸⁹ Paragraph 1 (j), Section 377, Paragraph 1, Section 405, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁹⁰ Paragraph 2, Section 405, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁹¹ Paragraph 1, Section 201, Local Government (General) Regulation 2005 (New South Wales).

自治体は TCorp が定める業績比率（Operating Performance Ratio）等の財政基準⁹²及び債務返済比率（Debt Service Cover Ratio）等の信用基準を満たしている必要がある。

その他、地方自治体は同法第 410 条第 3 項の規定により余剰金を内国債として運用することができるとされていることから、この制度を利用して他の地方自治体から借入を行うことができる。その際、同項の規定により、内国債として貸付を行う地方自治体においては、州地方自治大臣の承認を受ける必要があり、また、同条第 4 項の規定により、州地方自治大臣は、当該承認を行う際に期間、利率等の貸付条件を付すこととされている。

3 州及び地方自治体の借入の状況

前述のとおり、州、地方自治体ともに借入への依存度は低く、ニュー・サウス・ウェールズ州の総資産に対する借入金比率は 9 % 程度⁹³、同州の地方自治体についても前述のとおり 3 % 程度である。なお、シドニー都市圏のパラマタ市（2016 年時点で人口 23 万 4,966 人⁹⁴）では 1 % 程度⁹⁵である。

いくつかの地方自治体では、借入方針をウェブサイト上に掲載し、借入の運用や手続を公開している。パラマタ市では、借入を行う事業の範囲を土地取得、資産の取得や改修等に限定するとしており、原則として、一般業務や維持管理事業のために用いないこととしている。借入に関する議会の議決を得た後、TCorp 等の公認預金受託金融機関から利率、貸借期間等を含む書面での見積もりを 3 つ以上徴取したうえで、最終的な借入先の選定は首席行政職員が行い、借入交渉が決着した後は借入期間を議会に知らせることとしている。財政担当は、定期的にこれまでの借入の条件や内容を見直し、有利な借換えが行えるか精査をすることとしている。

⁹² NSW Government Office of Local Government, *Fit for the Future Financial criteria reassessment Round 2*, 2016.

⁹³ NSW Treasury NSW Government, *Report on State Finances 2016-17*, pp.7-9.

⁹⁴ Parramatta City Council, *Population forecasts*,
< <http://forecast.id.com.au/parramatta/Population-households-dwellings> > (Accessed 2018-1-15).

⁹⁵ Parramatta City Council, *Financial Statement 2016*, p.8.

第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数

1 概況

2017年6月現在、地方自治体の全職員数は約18万9,500人であり、州別の内訳は図表4-1のとおりである。

図表4-1 各州の地方自治体の職員数¹

(単位：人)

州・特別地域	職員数	(参考) 人口
ニュー・サウス・ウェールズ州	55,900	7,480,228
ビクトリア州	50,900	5,926,624
クイーンズランド州	41,800	4,703,193
南オーストラリア州	11,300	1,676,653
西オーストラリア州	22,700	2,474,410
タスマニア州	3,900	509,965
北部特別地域	3,000	228,833
合 計	189,500	22,999,906

※人数については、端数処理の関係で合計が合わない。

オーストラリアには合計538の地方自治体が存在するため、一地方自治体当たりの職員数は平均で352人である。

2 職員数の変化

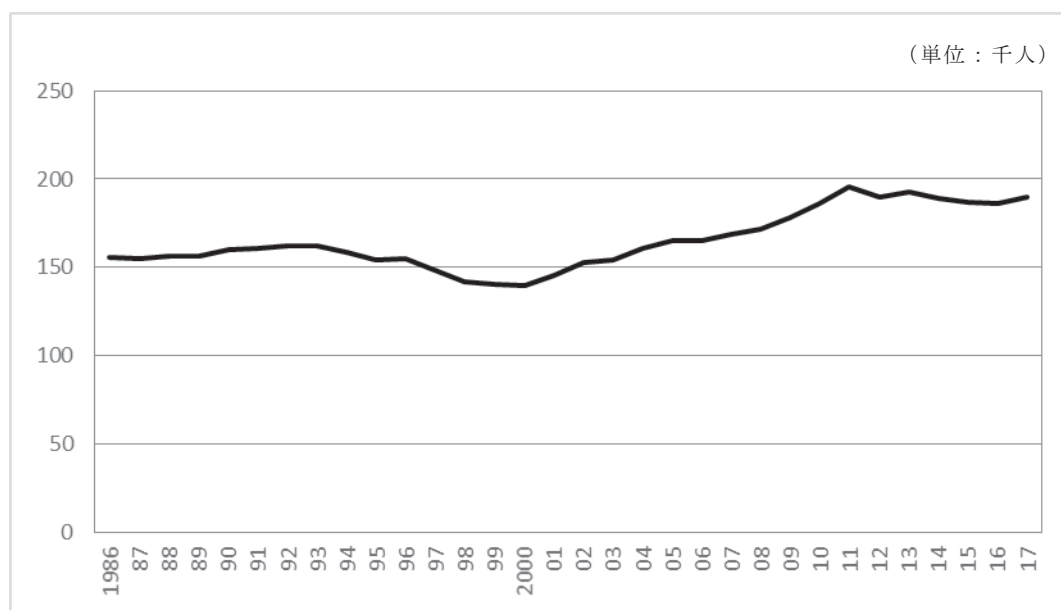
1986年以降の地方自治体職員数の変化は、図表4-2のとおりであ

¹ ABS, 6248.0.55.002 - *Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17*, <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/SUBSCRIBER.NSF/log?openagent&6428055002ds0001_2016-17.xls&6248.0.55.002&Data%20Cubes%2079AE8AB8BFCFE4BCA2581D2000E958D&0&2016-17&09.11.2017&Latest> (Accessed 2018-01-15).

ABS, *New South Wales (1); Victoria (2); Queensland (3); South Australia (4); Western Australia (5); Tasmania (6); Northern Territory (7); Canberra (CED801) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*, <<http://www.abs.gov.au/websitedbs/D3310114.nsf/Home/2016%20Census%20Community%20Profiles>> (Accessed 2018-1-15).

る。この間、1993 年まで緩やかな増加傾向が続いた後は減少に転じ、特に 1996 年から 1998 年にかけては同国の経済状況の悪化及びこれに伴う公的部門の行財政改革を受けて急激に減少した。2000 年から 2011 年までは再び増加傾向にあったが、それ以降は横ばいである。

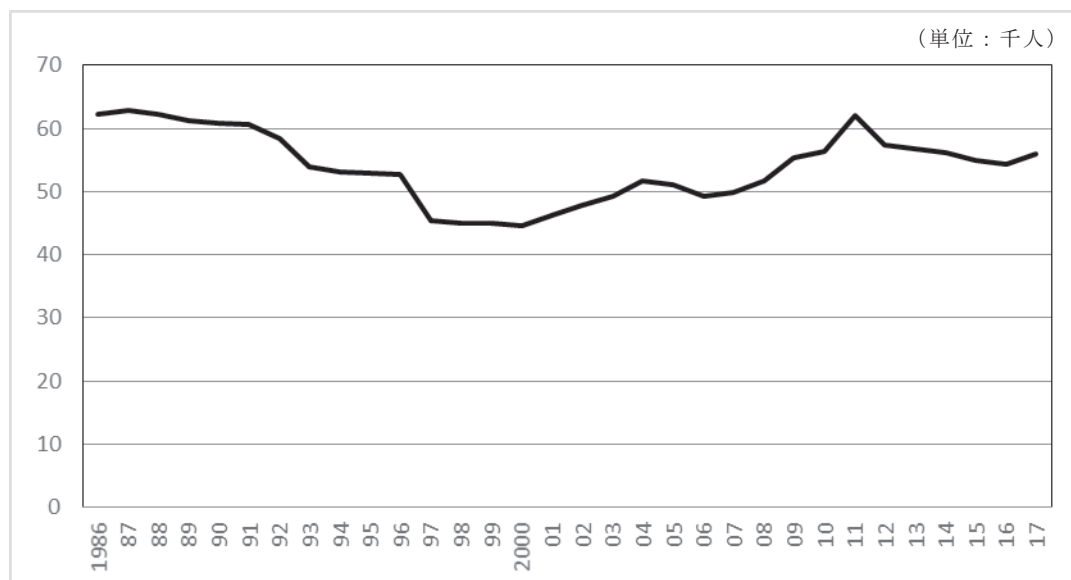
図表 4-2 全地方自治体職員数の変化²



ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員数の変化は、図表 4-3 のとおりである。1992 年から 1993 年には、電力公営事業の見直しにより、それまで地方自治体の職員とされていたシドニー周辺地域の電力関係職員が州職員になったため、地方自治体職員数は大幅な減少を示した。1996 年から現在にかけては、全国の傾向と同様の動きをとっており、2000 年から 2011 年までは増加傾向にあったが、それ以降はほぼ横ばいである。

² ABS, Table 6a in 6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007,
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.001Jun%202007?OpenDocument> ; 6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17,
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.0022016-17?OpenDocument> (Accessed 2018-1-15).

図表 4-3 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員数の変化³



3 地方自治体職員の年齢構成

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、雇用機会均等（Equal Employment Opportunity）の原則により、採用・昇給から退職に至るまでの間、年齢による差別・考慮が一切禁止されている（第3節参照）。そのため、人事管理資料としての職員年齢の意義はなくなり、地方自治体職員の年齢構成の実態把握は困難である。

³ ABS, Table 6a in 6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007, <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.001Jun%202007?OpenDocument>; 6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17 <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.0022016-17?OpenDocument> (Accessed 2018-1-15).

第2節 法的基礎

1 職員制度に関する法令

(1) 通則

オーストラリアには地方自治体の職員制度に関する日本の地方公務員法に相当する独立の州法はない。日本の地方自治法に相当する各州の地方自治法中に数カ条の規定が設けられているのみである⁴。地方自治法に規定のない事項については、各州労使関係法や同法に基づき設置される裁定⁵等による。

(2) 地方自治体職員に適用される裁定

地方自治体の議会は、雇用条件を規定する裁定に則り、各地方自治体職員の勤務条件を決定する⁶。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員に適用される裁定は、「ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体裁定」(Local Government (State) Award) である。これは同州地方自治体協会(第2章第5節参照)と、職員を代表する複数の職種別組合との合意に基づいて、労使関係委員会が承認したものである。

当該裁定は、幹部職員である「上席職員」(本節第2項参照)の任用には、適用されない⁷。

2 上席職員制度

(1) 概要

ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治法に基づく上席職員

⁴ 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、Chapter11, Local Government Act 1993 No30 (New South Wales) に職員制度について記載されている。

⁵ 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、労使関係法 (Industrial Relations Act 1996) は、同州労使関係委員会 (Industrial Relations Commission) が裁定を作ること認めている。(Part 10, Chapter 2, Industrial Relations Act 1996) 給与基準表や各種手当、最長勤務時間、休暇制度等が規定されている。ただし、シドニー市職員等、別の裁定に基づく場合もある。Local Government (State) Award 2017 (New South Wales)

⁶ 労務協定 (「Contract Agreement」や「Enterprise Agreement」等の呼称) を定める。

⁷ 44. Area, Incidence and Duration, Local Government (State) Award 2017 (New South Wales)。

制度を採用しており、現在同州の地方自治体職員は、幹部職員である上席職員とそれ以外の職員（以下、一般職員という）に大別される。

上席職員とは、ジェネラル・マネージャー（下記（２）参照）のほか、議会が上席職員として規定した⁸職にある地方自治体の幹部職員であり、ディレクターの名称で呼ばれることが多い。地方自治体の上席職員は最高５年間の期限付き個別雇用契約に基づいて任用される⁹。なお、上席職員の雇用契約内容については、議会への最低年１回の報告がジェネラル・マネージャーに義務付けられている¹⁰。

（２） ジェネラル・マネージャー

ア 地方自治体の常勤最高位職

オーストラリアの地方自治体における常勤の最高位職職員は、ジェネラル・マネージャーである。ジェネラル・マネージャーは、議会が決定した政策を受けて地方自治体の日常的な意思決定と業務執行を行い、職員を指揮する、行政のプロフェッショナルである。

常勤の最高位職の名称は、州によって異なる。ジェネラル・マネージャーではなく、首席行政職員（Chief Executive Officer）という名称を用いる州もある（図表４－４参照）が、本稿では「ジェネラル・マネージャー」に統一して記述する。

図表４－４ 各州地方自治体の常勤最高位職の主な呼称¹¹

州・特別地域	常勤最高位職の呼称
ニュー・サウス・ウェールズ州	General Manager (GM) ¹²
ビクトリア州	Chief Executive Officer (CEO)
クイーンズランド州	Chief Executive Officer (CEO)
南オーストラリア州	Chief Executive Officer (CEO)
西オーストラリア州	Chief Executive Officer (CEO)
タスマニア州	General Manager (GM)
北部特別地域	Chief Executive Officer (CEO)

⁸ Section332, Part1, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

⁹ Section338 (1) (2), Part1, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

¹⁰自治体国際化協会「オーストラリア地方自治体の公務員制度について」『CLAIR Report』第377号、2013年、17頁

¹¹ ALGA 提供全豪地方自治体リスト及び各州地方自治法

¹² シドニー市は CEO を用いる。

イ 権限

ニュー・サウス・ウェールズ州では、1993年の地方自治法改正に伴い、権限の改革が行われた。従来、議会が保持した職員の任免権や指揮監督権はジェネラル・マネージャーに移譲され、ジェネラル・マネージャーが行政の実質的な責任者となった。ジェネラル・マネージャーは、市町村長や議員とともに各種委員会の議事に参加し、主要な政策決定に深く関与している。

ジェネラル・マネージャーの主な役割は、次のとおりである¹³。

- ・ 重要な戦略計画・方針の策定又は実施、年次報告書の発表等に係る議会の補助
- ・ 日常の地方自治体運営
- ・ 議会により決定されたジェネラル・マネージャー業務の遂行
- ・ 議会により承認された組織や、人件費予算の範囲内での職員の任命
- ・ 職員の解雇及び指揮監督¹⁴
- ・ 雇用機会均等計画の実施

ウ 任用

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーは地方自治法上必置の職である¹⁵。ジェネラル・マネージャーを任用、解雇する権限を有するのは市長ではなく合議体としての議会である¹⁶。ジェネラル・マネージャーのポストは、民間を含む広い範囲から実力・実績に基づいて適材を採用するため、インターネットや新聞紙上の求人欄等で一般公募¹⁷する。議員による選考

¹³ Section335, Part2, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

¹⁴ ただし、上席職員の任命・解雇は議会との協議を経なくてはならない。Section337, Part 2, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

¹⁵ Section334, Part2, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

¹⁶ Division of Local Government, NSW Department of Premier and Cabinet, *Guidelines for the Appointment & Oversight of General Managers*, 2011, p.6.

¹⁷ ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、ジェネラル・マネージャーを含む上席職員の公募については、州全体に販売されている日刊紙に少なくとも2回は広告しなければならない。Section348, Part5, Chapter11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

を経て数年間の任用契約を結ぶ。採用までの過程はプライバシーに関すること以外は公表され、透明性を確保しなければならない。給与は年俸制であり、再任の可否は契約期間中の実績に基づいて判断される。

参考 ジェネラル・マネージャーの人材斡旋

地方自治体協会が採用活動のコンサルティングを行う州もある。例えばニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体協会は、「マネジメントサービス部 (Management Solutions)」という組織を持ち、上席職員等の採用をサポートする。

その主な業務内容は、採用及び求人広告に係る手順の向上、面接のコーディネート、推薦状の確認、不採用者との調整、契約交渉、職務契約の設定等である。

3 給与

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーの給与に関して、地方自治法の中で最低額の定めがある¹⁸以外は規定がないので、個々の契約の中で年俸が決定される。

2016/17 年度の年俸の平均は農村部等の小規模地方自治体では約 13 万豪ドル、都市部等の大規模地方自治体では約 49 万豪ドルとなっている¹⁹。

なお、同州では地方自治体協会のマネジメントサービス部が各地方自治体のジェネラル・マネージャー等の給与を比較できるデータを提供しており、多くの地方自治体で用いられている。

¹⁸ Section 332, Part 1, Chapter 11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

¹⁹ McArthur Talent Architects, *2016–17 Local Government National Remuneration Survey*, <<http://www.mcarthur.com.au/media/1412/rem-survey-snapshot.pdf>> (Accessed 2018-1-15).

参考 ジェネラル・マネージャーに関する事例

ジェネラル・マネージャーに関する興味深い事例を2つ紹介する。

〈ケース1〉3,000 キロの転職

2002 年1月に、ニュー・サウス・ウェールズ州サウス・シドニー市のジェネラル・マネージャーが交代した。新任のジェネラル・マネージャーは、西オーストラリア州バンバリー市から応募し、任用された。日本の約 20 倍の広さを持つオーストラリア大陸。その東海岸サウス・シドニー市と西海岸バンバリー市は、直線距離にして 3,000 キロ以上！（北海道根室市から沖縄県与那国島の直線距離に相当）

ちなみにジェネラル・マネージャーの募集は、全国から優秀な人材を求めるため、民間の専門業者に委託して行われた。

〈ケース2〉州政府が特定の地方自治体の議会を解散

ビクトリア州との境界の町、ニュー・サウス・ウェールズ州ベガ・バリー市では、州政府によって議員数 12 名の議会が強制的に解散させられた。

1999 年1月、7名の議員がジェネラル・マネージャーの解雇事案を発議、過半数をもって可決した。当時のジェネラル・マネージャーは任用後1年にも満たなかった。この他にも、同市上席職員が次々に解職される事態が続いていた。

同年 8 月、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省は、同州地方自治法第 430 条の規定に基づき、同市の実態調査に乗り出した。その結果、特定の市議7名がジェネラル・マネージャーを始め、上席職員を次々に解職決議した事実が発覚。結局、調査団は議会と行政の関係がもはや修復不可能と判断し、州地方自治大臣が議会を解散させた。

4 定数、組織・職の改廃

オーストラリアの地方自治体には、「議会が条例で定める職員定数」の概念はない。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体では、議会が上席職員の職とその他の必要な職を含んだ組織機構図と人件費の大枠を定め、その範囲内でジェネラル・マネージャーが必要な組織・職と職員数を定めている。

第3節 任用（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）

1 任用原則－雇用機会均等

オーストラリアでは、差別禁止法（Anti-Discrimination Act 1977）により、人種、性別、年齢、婚姻の有無、身体障がい等を理由とする差別の除去と、女性、少数民族グループ、身体障がい者の雇用の促進に努めなければならないとされる。こうした雇用機会の平等を確保するため、雇用機会均等計画を作成し、実施しなくてはならない。

日本のように、職員の任用に際して年齢制限を設けることは、雇用機会均等の考えに反するものとされている。

2 任用方法

定時の一括採用は行っておらず、職ごとに補充の必要が生じた段階で任用する。筆記試験制度は行われていない。任用は、通常「募集→応募→書類選考→面接・関係者（前の職場等）への照会→任用決定」の過程を経て行われる。なお、任用選考方法に関する特別の定めはなく、実施方法は各地方自治体が定める。

職員の公募が行われた場合、応募者は既に当該地方自治体に職を有するか否かに関わりなく、全て平等に扱われる。

議会が決定した組織機構図に基づいた職員の補充は、法律上公募が義務付けられている²⁰。

公募の媒体としては、ニュー・サウス・ウェールズ州の代表的な日刊紙の求人欄及び全国版の地方自治体職員求人ウェブサイト等が利用されるほか、人材派遣会社に委託する場合も見られる。地方自治体のウェブサイトにも人材募集のページが作られている場合が多い。

²⁰ Section 348(1), Part 5, Chapter 11, Local Government Act 1993 No 30 (New South Wales).

参 考

シドニー市の求人公告例

○シドニー市ウェブサイト

The screenshot shows the 'Career Opportunities' page on the City of Sydney website. The search results are for the keyword 'officer'. The page lists 5 jobs that matched the search. The jobs are:

- RECREATION OFFICER**
Req ID 4961 - Posted 12/01/2018 - SOCIAL PROGRAMS & SERVICE - CITY SPACES - Term Contract
Job Share
- COMMUNITY VENUES SUPPORT OFFICER**
Req ID 5281 - Posted 10/01/2018 - SOCIAL PROGRAMS & SERVICE - CITY SPACES - Temporary
Part time
- COMMUNITY VENUES SUPPORT OFFICER**
Req ID 5282 - Posted 10/01/2018 - SOCIAL PROGRAMS & SERVICE - CITY SPACES - Permanent
Full time
- BUSINESS SYSTEMS OFFICER**
Req ID 5082 - Posted 05/01/2018 - CITY INFRA & TRAFFIC OPS - CITY INFRA & TRAFFIC OPS - Permanent
Full time
- DEBT RECOVERY OFFICER**
Req ID 5004 - Posted 02/01/2018 - HEALTH & BUILDING - BUSINESS & ADMIN - Permanent
Full time

The search filters on the left include: Keywords (officer), Exact Match, in job title, in job title or description, Posted in last (days), Requisition ID, Business Unit (Any), Section (Any), Employment Status (Any), and Employment Arrangement (Any). The page also shows pagination (Page 1 of 1) and sorting options (Date Posted).

○上記のうち、コミュニティ会場支援職員（Community Venues Support Officer）の募集要項

- ・ 給与：6万5,716豪ドル（年）
- ・ 期間：雇用期限なし
- ・ 当該職の責務：シドニー市のホールをはじめとするコミュニティ会場の運営管理を行い、高いレベルの顧客サービスを提供する。
- ・ 必要な能力：高度なコミュニケーション能力と強い勤労意欲を要する。

第4節 任用後

1 人事異動

オーストラリアで職を得ることは、組織に就職することではなく特定の職に雇用されることであり、「定期的な人事異動」という概念はない。

2 昇任

オーストラリア社会でステップアップを図る手段としては、より高い賃金を得ることができる上位のポジションへ転職することが一般的である。地方自治体の職員として任用された後は定期的な人事異動や昇任の制度は存在せず、昇任を希望する職員は、組織内外にかかわらず、上位のポジションにおける欠職に応募し、新たな任用選考を経て採用される必要がある²¹。

3 退職

(1) 解雇

ア 上席職員の解雇

解雇事由は法に規定されていないが、通常、契約事項に対する重大かつ継続的な違反があった場合や、適切な議会の指示を故意に反故にした場合等は、議会は即刻当該上席職員を解雇することができる旨、雇用契約に記載される²²。

その他、地方自治体は必要な事前通告期間を置けば、上席職員を解雇できる旨の条項が通常雇用契約に記載される。

²¹ 自治体国際化協会「オーストラリア地方自治体の公務員制度について」『CLAIR Report』第377号、2013年、13頁

²² Division of Local Government NSW Department of Premier and Cabinet, *Guidelines for the Appointment & Oversight of General Managers*, 2011, p.37; NSW Department of Local Government, *Standard Contract of Employment-Senior Staff (other than General Managers) of Local Councils in New South Wales*, 2006.

イ 一般職員の解雇

廃職・過員（人員整理）による解雇を行うときは、一定の事前通告期間を置かなくてはならない。事前通告期間は図表 4-5 のとおりである。なお、かつては通告期間の条件として年齢も考慮されていたが、現在は勤務年数のみを条件としている。

図表 4-5 事前通告期間²³

勤務年数	最低通告期間
2年未満	2週間
2年以上3年未満	3週間
3年以上5年未満	4週間
5年以上	5週間

（２）定年制度

政府職員や地方自治体職員には定年制度がない。これは、定年制度は年齢に基づく差別であるという理由による。ニュー・サウス・ウェールズ州では、同州差別禁止法²⁴により、地方自治体職員の定年制度は 1992 年 1 月に廃止された²⁵。他の全ての州、特別地域でも同様に定年制度が廃止されている。

実際には、老齢年金の受給資格を得る 65 歳で退職（引退）する職員が多い²⁶。

²³ 38. Termination of Employment, Local Government (State) Award 2017 (New South Wales).

²⁴ Section 49ZV, Part 4E, Anti-Discrimination Act 1977 (New South Wales)

²⁵ 定年制度の廃止は 1991 年 1 月から段階的に開始された。Section 49ZU, Part 4E, Anti-Discrimination Act 1977 (New South Wales).

²⁶ 自治体国際化協会、「オーストラリア地方自治体の公務員制度について」『CLAIR Report』第 377 号、2013 年、28 頁

第5節 勤務条件²⁷

ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員における休暇等の主要な勤務条件は、図表 4-6 のとおりである。

図表 4-6 の勤務時間以外の条件で地方自治体業務に従事する職員としてパート・タイム、ジョブ・シェアリング等の職員も存在する。これらの職員も他の職員と同じ法の適用を受け、常勤職員と同等の権利を有する。例えば年次有給休暇も、実際の勤務時間を一般のフル・タイム職員の勤務時間と比較し、その割合に相当する日数が与えられる。

上席職員は、原則的には裁定の対象ではないが、勤務時間、休暇等の勤務条件は一般職員と基本的に同様である。

²⁷自治体国際化協会「オーストラリア地方自治体の公務員制度について」『CLAIR Report』第 377 号、2013 年、17 頁

図表 4-6 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員の勤務条件²⁸

勤務条件項目	内容
給料の支払（第 11 条）	原則として週給又は隔週給。他の期間による支払も労使双方の合意により可能
勤務時間（第 18 条）	1 週間当たり、非現業職 35 時間、現業職 38 時間 通常の勤務は月曜日から金曜日で、始業時刻・就業時間は労使双方の合意によるが、9:00～17:00 が多い。
時間外勤務手当（第 19 条）	所定の勤務時間終了後2時間までは、1.5 倍の時給が支払われる。それ以降は2倍の時給が支払われる。 また、土曜日は2時間までは 1.5 倍、それ以降及び正午以降は2倍、日曜日の時給は2倍になる。
病気休暇（第 21 条 A）	勤務1年ごとに3週間の有給休暇が与えられ、未使用分は翌年に加算される。 ニュー・サウス・ウェールズ州内の他の地方自治体に転職した場合、従前の病気休暇を上限 13 週間で持ち越すことができる。5年以上の勤務者で、病気休暇を全て使用した者に対しては、規定以上に与えることもできる。
看護休暇（第 21 条 B）	職員は、自己の病気休暇を家族の看護のために用いることができる。家族の定義は、配偶者（事実婚含む。）、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族等、幅広く認める。
年次有給休暇（第 21 条 D）	1年で4週間（20 日間）又はシフト制で1週間に7日間の勤務が定期的に求められる者においては5週間（25 日間） 未使用の休暇は翌年に繰り越され、当該職を辞すまで加算される。休暇の合計が8週間を超えるとき又は職場が4週間以内の休業（クリスマス・年末年始等）を予定するときは、4週間以上の事前通知を条件として、雇用者は職員に年次有給休暇を使用するよう命じることができる。 退職の際、未使用の休暇は、金銭に換算して支給される。
長期勤務休暇（第 21 条 E）	5年の勤務後 6.5 週間、10 年の勤務後 13 週間、15 年の勤務後 19.5 週間、20 年の勤務後 30.5 週間の有給長期勤務休暇が付与され、以後5年の勤務ごとに、11 週間分が加算される。 中途退職者に対しては、15 年未満の勤務者に対しては年 1.3 週間分、以後の勤務期間に対しては年 2.2 週間分が加算される。退職の際、未使用の休暇は、金銭に換算して支給される。
無給休暇（第 21 条 L）	上記以外に労使双方の合意により、無給の休暇を取得できる。
陪審員休暇（第 21 条 K i）	陪審員として法廷に出頭する場合、陪審員報酬額と出頭時間分の職員の給与計算額との差額分が支給される。
組合研修休暇（第 21 条 K ii）	労働組合の資金援助を受けて組合主催の研修に参加する場合の休暇は有給
組合総会参加休暇（第 21 条 K iii）	労働組合の代表として組合の年次総会に参加する場合、総会の間は有給
忌引休暇（第 21 条 J）	近親者の死去に伴う休暇は有給4日間。拡大家族の死去の場合は有給2日間
出産・育児休暇（第 21 条 F,G,H）	出産する女性職員は、①出産予定日の6週間前か、労使双方の合意があればそれ以前に無給の出産休暇の取得が可能 ②9週間の有給出産休暇（又は9週間分の半額を 18 週間にわたって受給可）の取得が可能 雇用者の承認の上、①、②、年次有給休暇等と組み合わせて取得することができる。 このほか、親になった職員は 12 か月の無給休暇の取得が可能 出産（又は養子縁組）の日から1年を経過すると取得できない。 いずれの休暇も取得開始前に 12 か月の継続した勤務経験が必要

²⁸ Local Government (State) Award 2017 (New South Wales).

第2編 ニュージーランドの地方自治

第1章 ニュージーランド及びその政府構造の概要

第1節 ニュージーランドの概要

ニュージーランドは、北島と南島の2つの主要島及び多数の島々からなる。総面積は26万8,107km²で、日本の約3分の2である。

総人口は約424万人、人口密度は約15.8人／km²であり、人口密度についてはオーストラリアよりは高いが、日本のそれと比べると約22分の1である¹。また85%が都市部に居住しているため、非都市部の人口密度は更に低く、人口の約4分の3が北島に集中する等、人口のバランスは偏っていると言える。

いつ頃からニュージーランドに人が住み始めたかは定かではないが、1300年頃までにはポリネシアから先住民マオリが移り住み²、定住していたとされている。1642年、オランダ人アベル・タスマンがこの地を発見して「ニュージーランド」と命名し、その後1769年、英国人探検家ジェームズ・クックにより調査が行われた。

1840年、マオリの伝統的首長と英国代表との間で、マオリの権利を保障する代わりにニュージーランドを英国領土とする「ワイタンギ条約」(Treaty of Waitangi)を締結した後、英国からの植民³が本格化した。この条約は現在でも効力を有しており、マオリはそれを根拠に現在政府が所有するマオリの伝統において重要な土地と漁業権を

¹ 本編では、ニュージーランド及び同国内地方自治体の人口は2013年国勢調査によるものとする。Statistics New Zealand, *2013 Census usually resident population counts*, 2013 <http://www.stats.govt.nz/browse_for_stats/population/census_counts/2013CensusUsuallyResidentPopulationCounts_HOTP2013Census.aspx> (Accessed 2018-1-15) .

² New Zealand Government, *Maori history*, <<https://www.govt.nz/browse/history-culture-and-heritage/nz-history/maori-history/>> (Accessed 2018-1-15) .

³ 一般的にヨーロッパからの植民者をマオリ語で「パケハ」と呼ぶ。

中心とする資源の利用権の返還を要求している⁴。

1960 年代までの入植はほとんどが英国からであったが、その後は太平洋諸島や特に最近ではアジアからの移民が増えた。2013 年 3 月時点で、人口の 74.0% は英国その他のヨーロッパ系民族であり、それに次いでマオリ系が 14.9%、アジア系が 11.8%、ポリネシア系が 7.4% を占める⁵。

⁴ ワイタンギ条約については、その解釈の相違から長年大きな問題になっており、1970 年代前半からマオリによる文化復興運動や土地復権運動が起こり始めた。1975 年には条約違反の審査機関「ワイタンギ審判所」が設立されている。なお、条約が結ばれた 2 月 6 日は「ワイタンギ・デー」として、現在では建国記念日（祝日）となっている。

⁵ この統計は複数回答可のアンケートによるため、総数は人口を超える。（つまり、割合も 100% を超える。）Statistics New Zealand, *Ethnic groups in New Zealand in 2013 Census QuickStats about culture and identity*, <<http://archive.stats.govt.nz/Census/2013-census/profile-and-summary-reports/quickstats-culture-identity/ethnic-groups-NZ.aspx>> (Accessed 2018-1-15) .

図表 1-1 ニュージーランドの概要⁶

	ニュージーランド	日 本
面 積	27 万km ² ※日本の約3分の2	38 万km ²
位 置	東経 160～173 度 南緯 33～53 度	東経 123～154 度 北緯 20～46 度
気 候	【平均気温(夏／冬)】(2017 年) ■ オークランド(北島) 20.5 度／11.2 度 ■ クライストチャーチ(南島) 16.8 度／5.5 度 【年間降雨量】(2017 年) ■ オークランド(北島) 1,190mm ■ クライストチャーチ(南島) 804mm	【平均気温(夏／冬)】(2017 年) ■ 東京 27.3 度／5.8 度 【年間降雨量】(2017 年) ■ 東京 1,430mm
人 口	424 万人 (2013 年3月) ※日本の約 30 分の1 人口増加率 5.3%(2006 年～2013 年)	1 億 2,676 万人 (2017 年6月)
人口密度	15.8 人／km² ※日本の約 22 分の1	335.38 人／km²

⁶ Statistics New Zealand, *New Zealand in Profile 2015*,
<http://archive.stats.govt.nz/~media/Statistics/browse-categories/snapshots-of-nz/nz-in-profile/2015/nzip-2015.pdf>; *New Zealand Official Yearbook 2010*,
https://www3.stats.govt.nz/New_Zealand_Official_Yearbooks/nz_official_yrbk_2010.pdf (Accessed 2018-1-15) .
 気象庁、「東京 年ごとの値 主な要素」
http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2016&month=&day=&view=p1 (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。
 気象庁、「東京 2017 年 (月ごとの値) 主な要素」
http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2017&month=&day=&view=p1 (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。
 総務省統計局、「人口推計—平成 29 年 11 月報—、確定値」
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201711.pdf> (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。
 気象庁、「地点別データ・グラフ (世界の天候データツール)
 AUCKLAND AERO AWS・クライストチャーチ (国際空港) ニュージーランド、
<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/frame.php> (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

図表 1-2 ニュージーランドの人口に関する情報

先住民(マオリ)の人口 ⁷	59 万 8,605 人 (全人口の 14.9%)
在留邦人 ⁸ (2016 年 10 月)	1 万 8,706 人 (うち永住者 9,963 人)
主要自治体の人口 ⁹	
オークランド市	約 142 万人
ウェリントン市 ¹⁰	約 19 万人
クライストチャーチ市	約 34 万人

参 考 ニュージーランドの国旗変更の是非を問う国民投票の結果

2014 年 1 月、当時のニュージーランド・キー首相は、「英国の植民地をほうふつさせる」「オーストラリアと同様に南十字星が特徴となっている」等との意見もある同国の国旗のデザイン変更の是非を問う国民投票の実施を検討する考えを示し、その結果 2015 年及び 2016 年に国旗の変更の是非を問う郵送による国民投票を行った。

2015 年 12 月の一度目の投票は、5 つの候補から新たな国旗の候補を選定するもので、最終的に 50.58%の支持を受けて、ラグビーの代表チームであるオールブラックスのロゴにも用いられるシルバーファーン(シダの一種の葉)を組み入れた変更案が決定された。

続く 2016 年 3 月の投票で、維持するか変更するかの是非が問われ、56.6%の支持を受け現行国旗が支持され、現行の国旗を維持することとなった。なお、投票率は 67.8%だった。

【ニュージーランド国旗】



【最終候補となった変更案】



【オールブラックス】



⁷ Statistics New Zealand, *Ethnic groups in New Zealand in 2013 Census QuickStats about culture and identity*,

<<http://archive.stats.govt.nz/Census/2013-census/profile-and-summary-reports/quickstats-culture-identity/ethnic-groups-NZ.aspx>> (Accessed 2018-1-15) .

⁸ 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 平成 29 年要約版」、
<<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf/gaiyou1.pdf>> (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

⁹ Statistics New Zealand, *2013 Census Usually Resident Population Counts*,
<http://m.stats.govt.nz/browse_for_stats/population/census_counts/2013CensusUsuallyResidentPopulationCounts_HOTP2013Census.aspx> (Accessed 2018-1-15) .

¹⁰ 周辺 3 地域(ポリルア、アッパーハット、ローワーハット)を含めた都市圏人口は約 38 万人

図表 1-3 ニュージーランドの歴史¹¹

13 世紀頃	ポリネシア系移民(先住民マオリ)がニュージーランドに移住
1642 年	オランダ人アベル・タスマンにより発見。Nieuw Zeeland と命名
1769 年	英国人探検家ジェームズ・クックが到着
18 世紀末～19 世紀前半	捕鯨、あざらし捕獲、カウリ材(ニスの材料)、亜麻等の積み出しのため西欧人渡来
1839 年	ニュー・サウス・ウェールズ州(オーストラリア)がニュージーランドを併合、英国からの本格的な入植が始まる。
1840 年	ワイタング条約締結、英領植民地となる。
1841 年	ニュー・サウス・ウェールズ州からの独立を宣言。首都をオークランドに設置
1842 年	ニュージーランド初の地方自治体ウェリントンが誕生
1843 年	マオリとの土地をめぐる争いが激化し、22 人の移住者と4人のマオリの死者を出したワイロウ虐殺事件が起こる。
1852 年	中央議会、6つの県及びその議会の設置を定めた憲法が公布
1854 年	オークランドで最初の中央議会が開催される。
1860～1872 年	土地問題をめぐるマオリと移住者との間の激しい対立が続く(マオリ戦争)。
1861 年	南島のオタゴでゴールドラッシュ始まる。
1865 年	ウェリントンへ遷都
1869 年	最初の大学、オタゴ大学創立
1876 年	県が廃止され、従前の地方自治体を再編して、全国に 63 の農村部地方自治体(カウンティ)と45の都市部地方自治体(ミュニシパリティ)が設置される。
1877 年	義務教育の開始
1879 年	20 歳以上の成人男性に参政権が認められる。
1882 年	冷凍食肉の輸出が開始。これを契機に牧畜・酪農業が飛躍的に発達
1889 年	非居住者及び所有資産による制限選挙を廃止
1890 年	初の普通選挙(男性のみ)で自由党政権が成立。以後 21 年間同党の政権が続く。
1893 年	世界で初めて女性の参政権が認められる。
1898 年	老齢年金法成立。世界的に早期に社会福祉制度が整備される。
1907 年	大英帝国自治領となり、自治権が拡大される。
1914～1918 年	第一次世界大戦参戦
1939～1945 年	第二次世界大戦参戦
1947 年	ウェストミンスター法 ¹² の採択によって国家としての主権を確立
1950 年	上院が廃止され一院制になる。朝鮮戦争に派兵

¹¹ Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 2010*、オークランド日本経済懇談会『ニュージーランド概要 2015-2016』、2015 年

¹² 英連邦内の国に本国と同様の主権を認める法律

図表 1-3 ニュージーランドの歴史（続き）

1951 年	南太平洋地域の安全保障体制を確立するため、米国及びオーストラリアと ANZUS 条約締結
1965 年	ベトナム戦争に派兵
1973 年	英国が EEC に加盟。輸入関税の引上げに伴い、ニュージーランドは農作物の安定した輸出先を失ったため、アジアとの政治的・経済的関係の強化に努める。 石油危機、以後経済悪化
1974 年	選挙権年齢を 18 歳以上に引下げ
1975 年	ワイタング審判所設立
1984 年	労働党ロンギ政権成立。大規模な経済改革に着手
1985 年	核兵器搭載の確認を拒んだ米国の駆逐艦「ブキャナン」号の入港を拒否 ワイタング審判所が、1840 年のワイタング条約締結時までマオリの苦情審査をさかのぼることを決定
1986 年	大規模な税制改革を実施し、消費税 (GST: Goods and Services Tax) を導入
1987 年	非核・軍縮・軍備管理法成立 マオリ語法によってマオリ語も英語と併せて公用語となる。
1989 年	消費税率を 12.5% に引上げ (引上げ前 10%)
1990 年	ボルジャー国民党政権成立
1997 年	与党国民党党首にシップリーが就任。初の女性首相が誕生する。
1999 年	労働党が 9 年ぶりに政権を奪取。首相にクラーク (女性) が就任
2008 年	総選挙で国民党が勝利し政権交代。キー首相誕生
2010 年	消費税率を 15% に引上げ (引上げ前 12.5%)
2011 年	クライストチャーチ大地震 (マグニチュード 6.3、死者 185 名)
2013 年	アジア太平洋地域で初となる同性婚法を施行
2017 年	政権交代により労働党連立政権が発足。アーダーン首相誕生

第2節 ニュージーランドの政府構造¹³

ニュージーランドは、憲法上、英国女王でもあるエリザベス二世を元首とする立憲君主国であり、その代理として総督（Governor General）¹⁴が置かれているが、実際は慣習法に則り内閣が行政権を行使する。議会は一院制であり、基本定数は120名、任期は3年である（図表1-4参照）。

ニュージーランドには単一の成文憲法はなく、立法府・行政府・司法府等の権限及び役割並びに総督の設置等を定めた最も包括的な憲法的意義を有する法律である「1986年憲法」（Constitution Act 1986）を中心に複数の法律や慣習法で憲法的役割を成している。

ニュージーランドの政府構造は、中央政府と地方政府の二層であり、地方政府には「広域自治体」と「地域自治体」の二種類があるが、両者の担当事務は明確に区別され、並列の関係に立っている（第2章参照）。

¹³矢部明宏『諸外国の憲法事情（ニュージーランドの憲法事情）』国立国会図書館調査及び立法考査局、2003年

¹⁴首相の推薦に基づき国王に任命される。任期は通常5年。総選挙後の首相の任命や首相の助言に基づき法律案の承認等を行う。

図表 1-4 ニュージーランド中央政府の基本構造¹⁵

立法府	一院制議会¹⁶ <議員数> 120 名¹⁷（小選挙区 71 名（うち、マオリ選挙区 7）、比例区 49 名） 〔内訳〕 労働党 46 名、ニュージーランド・ファースト党 9 名（連立内閣） 緑の党 8 名（閣外協力） 国民党 56 名、ACT 党 1 名 （2017 年 9 月総選挙結果） <任期> 3 年 <選挙制度> 小選挙区比例代表併用制
行政府	形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制
司法制度	地方裁判所、高等法院、控訴法院、最高裁判所の四層構造¹⁸ ほかに、特定事件を扱う裁判所として、雇用問題を扱う雇用裁判所、地域の計画や土地利用等を扱う環境裁判所、マオリの土地問題に関する紛争を扱うマオリ土地裁判所及びマオリ控訴裁判所がある。

地方自治の概念は、憲法上は明記されておらず、法令を通じて国会が地方自治体に権限を付与するものである。

地方自治体の権限については、主に地方自治法（Local Government Act 2002）が規定しているほか、地方選挙法（Local Electoral Act 2001）、地方自治体資産税法（Local Government (Rating) Act 2002）、地方自治体行政情報及び会議法（Local Government Official Information and Meeting Act 1987）、地方自治体関係者利害法（Local Authorities (Members' Interests) Act 1968）等複数の法律が

¹⁵ Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 2010*; New Zealand Parliament, *Members of Parliament*, <<https://www.parliament.nz/en/mps-and-electoralates/members-of-parliament/>> (Accessed 2018-1-15) .

¹⁶ もともとは Legislative Council と呼ばれる上院も存在したが、1950 年上院廃止法（Legislative Council Abolition Act 1950）によって廃止された。

¹⁷ 2014 年選挙後においては、議員数は定数を超える 121 名となった。詳細は本節「参考ニュージーランドの選挙制度」を参照

¹⁸ 第一審は事件の程度によって、地方裁判所か高等法院で行われるかが決まる。35 万 NZ ドルまでの民事事件や軽犯罪、重大な強盗事件、強姦等の事件の場合は地方裁判所が第一審となる。なお、これ以降の通貨の表記は、NZ ドル（ニュージーランドドル）とする。

地方裁判所は全国に 58 箇所、高等法院はオークランド市、ウェリントン市、クライストチャーチ市の 3 箇所を基本として開廷するが、その他 16 箇所の地方都市で出張開廷することもある。控訴法院は首都ウェリントン市を基本とするが、定期的にオークランド市及びクライストチャーチ市でも開廷する。最高裁判所はウェリントン市 1 箇所のみが開廷

規定している。

地方自治法では、地方自治体の目的を、①地域住民及びその代表者によって民主的な意思決定及び行動を可能にすること、②世帯や企業のために最も費用対効果のある方法で、良質¹⁹な地域インフラ・地域公共サービス・その他法令で規定された地方自治体の業務成果について、地域の現在及び将来のニーズを満たすことと規定しているほか²⁰、地方自治体の組織、権限、財源、運営等について明確に定めている。

また、地方自治体がその役割を果たすに当たって、以下の9項目を原則として挙げている²¹。

- 1 透明性かつ説明責任を果たすように業務を遂行すること。また、効率的及び効果的な方法により、優先的な事項及び成果目標を達成すること。
- 2 管轄するコミュニティ全てに対する認識及び配慮を持つこと。
- 3 意思決定を行う際には以下のことを考慮すること。
 - ・地域の多様性及びその関心の多様性
 - ・現在の地域の関心だけではなく、将来における地域の関心
 - ・意思決定が上記の関心に与える影響
- 4 マオリに意思決定の過程に関与する機会を与えること。
- 5 効果及び効率性の改善のために、他の地方自治体等との連携を積極的に模索すること。
- 6 確かな業務経験に従って商業的取引を行うこと。
- 7 定期的に商業的取引の投資及び実施によって期待される効果を評価すること。また、その効果が投資や取引に内在する危険性を上回るようにすること。
- 8 賢明な財務管理を行い、地域の関心に応じて効率的及び効果的に資源を活用すること。

¹⁹ ここでいう良質（good-quality）とは、効率的かつ効果的で、現在及び予期される将来の状況に対して適切なことをいう。（Section10(2), Local Government Act 2002（New Zealand））

²⁰ Section 10(1), Local Government Act 2002（New Zealand）。

²¹ Section 14(1), Local Government Act 2002（New Zealand）。

9 持続可能な発展のために以下のことを考慮すること。

- ・地域の社会、経済及び文化的な関心
- ・環境の維持及び向上の必要性
- ・合理的に予測された将来世代のニーズ

参考 ニュージーランドの選挙制度²²

1996 年以降、ニュージーランドの国政選挙においては小選挙区比例代表併用制 (Mixed Member Proportional: MMP) が採用されている。

投票者は、政党票 (比例区) と候補者票 (小選挙区) の2つを投票する。その結果、まず、各政党の総議席数が政党票の得票率によって決定される。そして、各党に配分された議席は、まず各小選挙区で候補者票によって勝利した候補者に与えられ、残りの議席を政党名簿の上位者から充足する。政党名簿は全国単位となっており、小選挙区と政党名簿の重複立候補は可能となっている。

政党票の得票率で議席配分を受けるためには、政党は有効投票総数の5%以上を獲得しなければならない。2014 年の選挙において、基本定数 120 名に対し 121 議席が選出された。これは、ユナイテッド・フューチャー党が政党票で議席獲得には至らなかったものの、1つの小選挙区で勝利し議席を獲得したため、定数を1名上回ることとなったもの (超過議席)。

なお、1票の格差が生じないように、5年ごとの国勢調査の度に、小選挙区の数と区割を変更しているほか、一般の選挙区とは別にマオリ選挙区を設けている (マオリは事前に一般の選挙区で投票するか、マオリ選挙区で投票するかを選択しなければならない。)。1993 年選挙法において南島の小選挙区は 16 と法定されており、国勢調査及びマオリ選挙区登録者数を基に、南島の1つの選挙区当たりの有権者数が算定される。そして、その数と等しくなるように北島及びマオリ選挙区の選挙区割を行っている。人口が少ないニュージーランドでは、約6万人の有権者に対して1つの選挙区が割り振られている。2017 年の選挙では、71 の選挙区 (うち、マオリ選挙区は7) が設けられた。なお、同選挙では上記の超過議席は生じなかった。

1. If you split this ballot paper, return it to the official vote booth & apply for a new ballot paper.
2. After voting, fold this ballot paper so that its contents cannot be seen and place it in the ballot box.
3. You must not take this ballot paper out of the polling place.

【投票用紙のサンプル】

左が政党票、右が候補者票

出典：NZ 選挙管理委員会

²²Electoral Commission New Zealand, *VOTING SYSTEM*,
<<http://www.elections.org.nz/voting-system>> (Accessed 2018-1-15)
和田明子『ニュージーランドの市民と政治』、明石書店、2000 年

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数

ニュージーランドの地方自治体には、「地域自治体」(Territorial Authority) 及び「広域自治体」(Regional Council) の2種類があり、地域自治体（後述する統合自治体を除く。）は必ず1以上の広域自治体の区域に含まなければならない。オークランド市、ネルソン市、ギズボーン市、マールボロ市、タスマン市及びチャタム島の6つの地域自治体は、広域自治体の機能も兼ね備えており、「統合自治体」(Unitary Authority) と呼ばれる¹。これら地方自治体の総数は、2018年1月現在、78である²。「地域自治体」は、日本の市町村に相当する基礎的自治体で、呼称には「シティ」(City) と「ディストリクト」(District) がある。シティの要件は人口5万人以上であることだが、シティとディストリクトの間で権限の差はない。2018年1月現在、6の統合自治体を含めて全国で67の地域自治体がある³（図表2-1参照）。

¹ なお、本稿では統合自治体及び“City”の名を有する地域自治体を「市」、「District」の名を有する地域自治体を「町」、広域自治体を「広域自治体」として記載する。

² 1989年までニュージーランドの自治体の数は200以上あり、その他約500の様々な特別目的地方団体が数多く存在したが、同年、大規模な自治体再編が行われ、小規模な自治体は整理統合され、特別地方公共団体の事務は地域自治体又は広域自治体に移譲された。

³ New Zealand Immigration, *Local Government*, <<https://www.newzealandnow.govt.nz/living-in-nz/history-government/local-government>> (Accessed 2018-1-15).

図表 2-1 ニュージーランドの地方自治体の種類と数

		北 島	南 島	合 計
地域自治体	オークランド市 ⁴	1 (1)	—	1 (1)
	シティ	8	4 (1)	12 (1)
	ディストリクト	34 (1)	20 ⁵ (3)	54 (4)
	小計	43 (2)	24 (4)	67 (6)
広域自治体		7	4	11
合 計		50	28	78

(注) 地域自治体の数値には、統合自治体も含まれている。() 内は、統合自治体数。

地域自治体の平均人口は約 6 万 3,000 人⁶、平均面積は 4,165km²であるが、図表 2-2 のとおり、人口・面積とも地域自治体間の幅はかなり大きい。

一方、広域自治体は全国を 11 に区分しそれぞれに設置された広域的な地方自治体であり、環境保全、海岸・河川管理、大規模災害対策等、国土管理に関する広域的事務を処理する。広域自治体は地域自治体の上位団体ではなく、並列的な関係にあり、地域自治体とは異なる機能を補完的に果たしている。広域自治体の平均人口は約 24 万人、平均面積は 2 万 1,210 km²である。

なお、統合自治体は広域自治体の区域には含まれないため、ニュージーランドの国土は、広域に 17 地域 (11 広域自治体、6 統合自治体) に区分されることになる。

⁴ オークランドは 2010 年 11 月にオークランド広域自治体とオークランド・シティを含む 7 つの地域自治体が合併してできた地域自治体 (統合自治体) である。個別の設置法で Auckland Council と名称が規定されており、他の地域自治体のように City、District の呼称によらない。

⁵ 厳密には District ではなく、南島に属さないチャタム島 (Chatham Islands Territory) を含む。

⁶ Local Government New Zealand, *NZ's Local Government*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/>> (Accessed 2018-1-15).

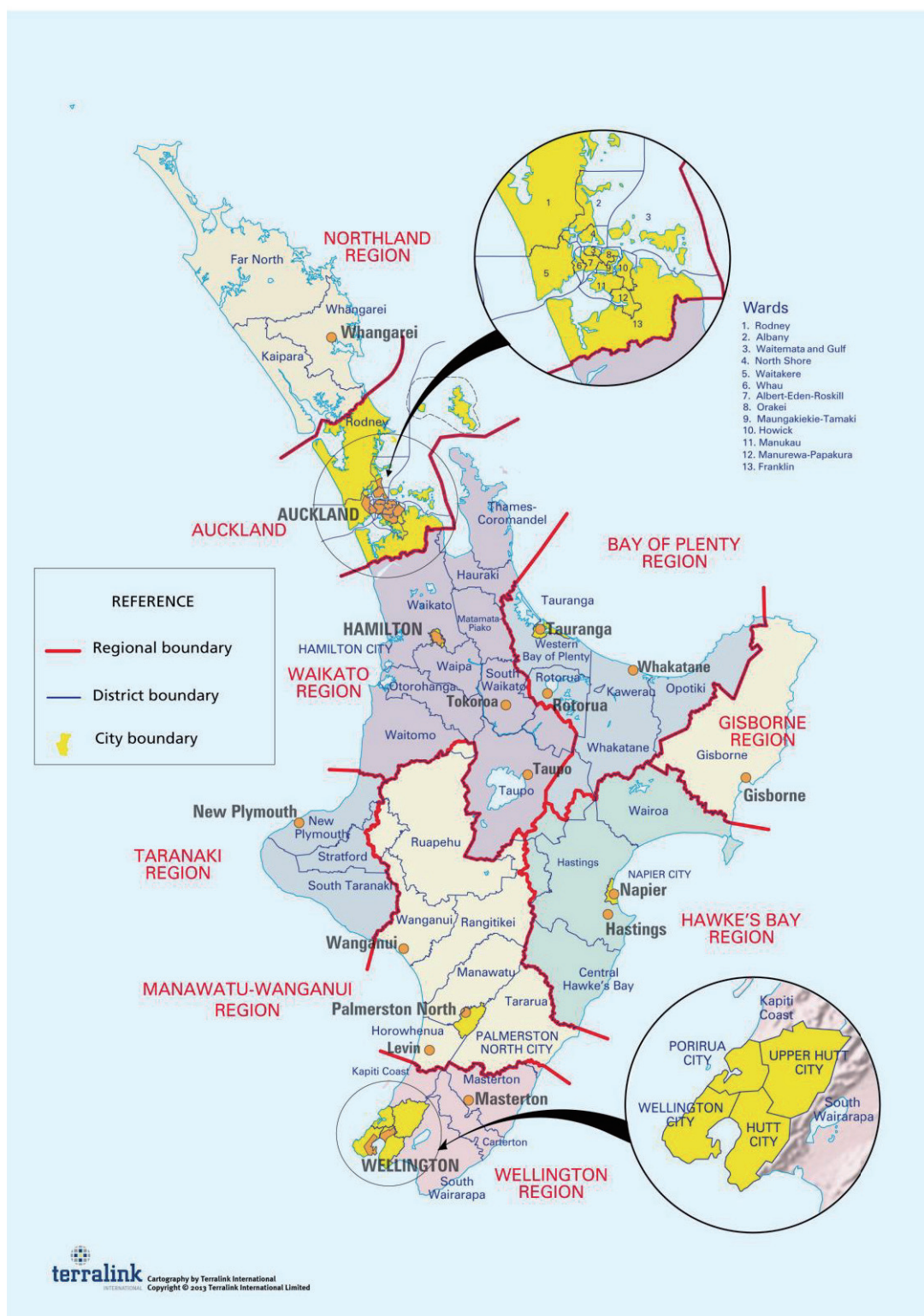
図表 2-2 人口・面積が最大・最小の地方自治体⁷

		人口		面積	
		最大	最小	最大	最小
ニュージーランド	地域自治体	142 万人 オークランド市 ⁸	600 人 チャタム島	3万 438km ² サウスランド町	24km ² カウエラウ町
	広域自治体	54 万人 カンタベリー広域自治体	3万 2,000 人 ウェスト・コースト広域自治体	4万 4,633km ² カンタベリー広域自治体	7,256km ² タラナキ広域自治体
日本		372 万人 横浜市 (神奈川県)	166 人 青ヶ島村 (東京都)	2,177.61km ² 高山市 (岐阜県)	3.47km ² 舟橋村 (富山県)

⁷ Statistics New Zealand, *2013 Census usually resident population counts*, 2013, <http://www.stats.govt.nz/browse_for_stats/population/census_counts/2013CensusUsuallyResidentPopulationCounts_HOTP2013Census.aspx> (Accessed 2018-1-15).

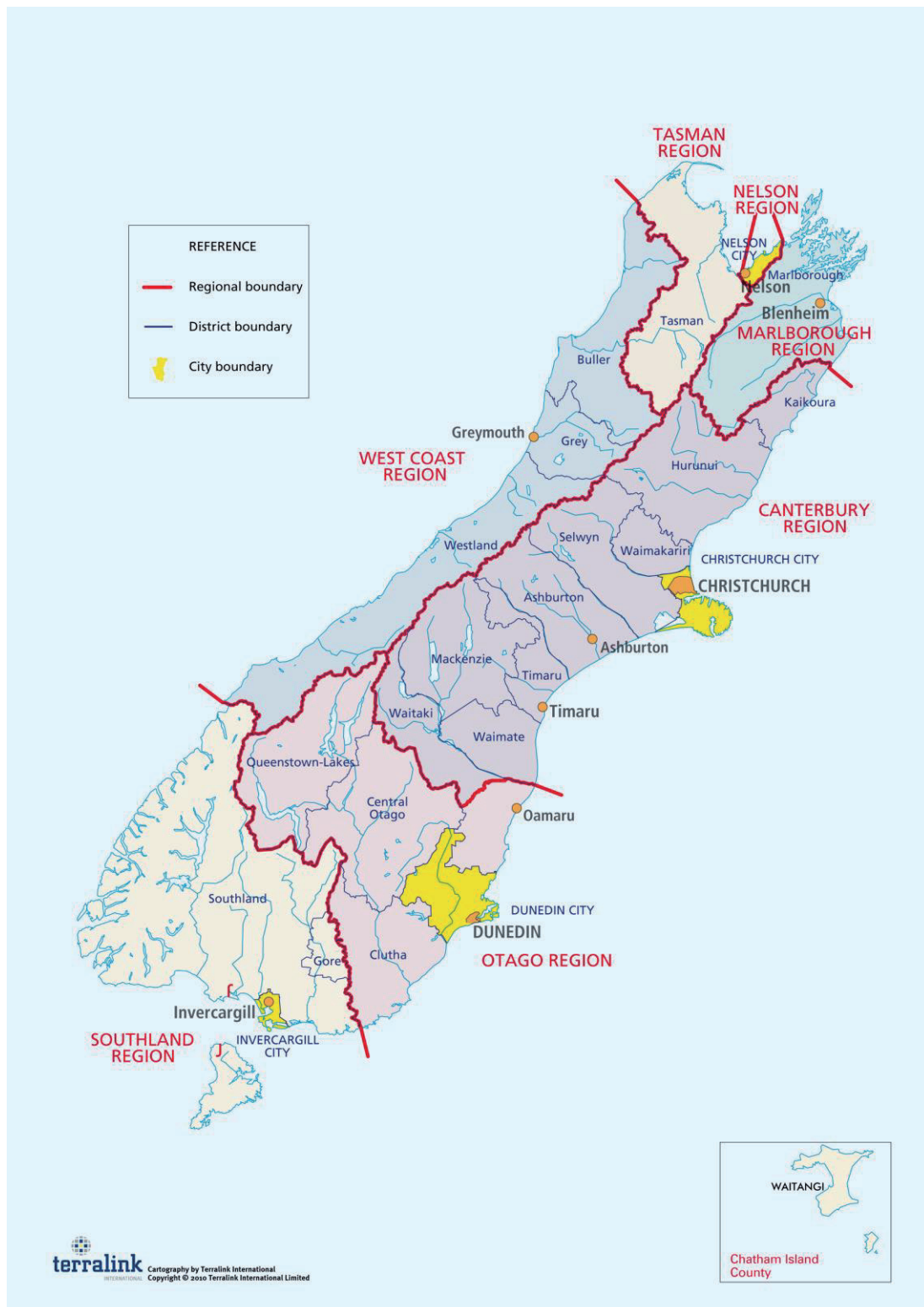
⁸ オークランド市に次いで人口の大きい地域自治体としては、クライストチャーチ市 (34 万 1,469 人)、ウェリントン市 (19 万 959 人)、ハミルトン市 (14 万 1,612 人) 等がある (2013 Census)。

図表 2-3 ニュージーランド北島の地方自治体⁹



⁹ Local Government New Zealand, *Council maps and websites*,
<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/new-zealands-councils/> (Accessed 2018-1-15).

図表 2-4 ニュージーランド南島の地方自治体¹⁰



¹⁰ Local Government New Zealand, *Council maps and websites*,
<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/new-zealands-councils/> (Accessed 2018-1-15).

第2節 地方自治体の権限及び事務

1 地方自治体の権限及び事務

地方自治体の事務は、法令及び条例等に基づく規制等事務（regulatory activity）と地方自治体の目的を果たすために行われるその他の事務（non-regulatory activity）に大別できる¹¹。

地方自治体の主要事務として、2002 年地方自治法（Local Government Act 2002）では以下の5つを列挙している¹²ほか、個別の法令によってその事務が詳細に定められているものもある。

- （1）インフラ網
- （2）公共交通
- （3）ごみの収集及び処理
- （4）自然災害対策
- （5）図書館、博物館、保護地域、レクリエーション施設及び
コミュニティ施設

また、地方自治体は他の法令に矛盾しない限り、その役割を果たすために、商業的活動及び商取引を行う権限を含む、いかなる活動も行える権限を持っているほか、必要に応じて条例を制定することもできる¹³。

¹¹ 基本的には、2002 年以前は地方自治体は基本的に法令に規定された事務を行うことしか認められていなかったが、Local Government Act 2002 の制定によって、地方自治体に大きな裁量を認めることになった。

¹² Section 11A, Local Government Act 2002 (New Zealand).

¹³ 条例制定の範囲は限定されており、地域自治体と広域自治体ではその範囲も異なる。制定後5年以内の見直しが義務付けられており（それ以降は10年毎）、見直しを怠った場合は見直しをすべき日だった日から2年を経過した時点で失効することになる。

2 政府間の事務配分

図表 2-5 は、ニュージーランドの中央政府、広域自治体及び地域自治体が取り扱う主な事務である。

中央政府は、住民に身近な分野では、以下のとおり教育、社会福祉、警察及び消防に関する事務等进行处理している¹⁴。

- (1) 就学前教育から高等教育まで、全段階の教育を中央政府教育省が管轄する。教育省は政策提言や枠組づくりを行うほか、実際の学校運営に責任を負う高等教育委員会及び全国約 2,400 の学校ごとに設置されている学校理事会 (Board of Trustees) に対して資金 (給与、施設維持費等) を提供する。
- (2) 医療及び社会福祉については、中央政府保健省や全国を 20 の区域に分けて設置された地域保健局管轄の下で公的医療サービスが提供されるほか、中央政府社会開発省の管轄の下で公的年金や低所得者支援、児童・家庭支援等のサービスが提供されている。
- (3) 警察は、首都ウェリントン市にあるニュージーランド警察が統括する。全国を 12 の管区に分け、管区警察本部長が各地域の警察組織を指揮する。
- (4) 消防は、ニュージーランド消防サービス委員会が統括する。全国を大きく 5 つの消防区域に分け、約 640 の消防署が設置されており、約 1,700 人の常勤消防職員のほか、約 1 万 1,600 人のボランティアの消防団員が活動にあたっている¹⁵。

¹⁴ なお、事務処理に当たっては「2004 年クラウン・エンティティ法」(Crown Entity Act 2004) によって設立されたクラウン・エンティティと呼ばれる公営企業とともに行う。

¹⁵ New Zealand Fire Service, *Annual Report for the year ended 30 June 2016*, <<https://fireandemergency.nz/assets/Documents/About-FENZ/Key-documents/NZFS-Annual-Report-2016.pdf>> (Accessed 2018-1-15).

図表 2-5 ニュージーランドの政府間の事務配分¹⁶

	中央政府	広域自治体	地域自治体
安全保障	外交 防衛 司法 警察/消防	広域的災害対策	災害対策 保健・安全に関する条例の 制定
社会資本	国道 国立公園/保護地区 空港 ¹⁷	広域的資源管理 ・海岸、港湾及び河川管理 ・水質及び土壌保全 ・その他環境保全 広域交通計画 公共交通への助成 広域公園	上下水道/ごみ処理/雨水処理 地域交通計画 地方道路/駐車場 都市計画/地域開発計画 建築規制 空港(貨物専門の小規模なもの) /港湾 ¹⁷ 公共交通 ¹⁷ 交通管理
教育	大学/技術専門校(ポリテク) 公的学校 私立学校への助成 国家資格の認定 就学前教育(幼稚園等)の運 営・補助		就学前教育の運営・補助
保健福祉	健康保険/医師免許 公的病院 指定伝染病予防 住宅援助/就業支援 身障者・高齢者に対する給付 児童福祉	汚染規制 伝染病予防	住宅整備 公園 飲食店等の営業許可 飼犬の登録
文化	国立美術館/博物館		各種レクリエーション・スポーツ 施設 公園 図書館 地方美術館/博物館
経済	通貨 税関/通商規制 郵便 発電/送電 科学/研究開発 貿易振興		産業振興(情報提供、産品普 及等) 林野 ¹⁷ 電気供給 ¹⁷

¹⁶ 自治体国際化協会『ニュージーランドの地方行政改革 1987～1996』、1999年、25頁
 <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/18.pdf>> (Accessed 2018-1-15).

¹⁷ 現在、中央政府または地方自治体が全額出資した公社が、これらの事務の全て又はほと
 んどを運営する。

3 地域自治体の事務

図表 2-6 は、人口 2 ～ 3 万人と 9 万人以上の地域自治体について、地域自治体の事務を経常支出額順に掲げたものである。

図表 2-6 地域自治体の経常支出の目的別割合¹⁸

順位	人口 2～3 万人の 地域自治体		人口 9 万人以上の 地域自治体	
	事 務	構成比	事 務	構成比
1	道路の整備・管理	24.6%	管理事務(総務・財務・人事・情報通信等)	16.7%
2	管理事務(総務・財務・人事・情報通信等)	14.9%	レクリエーション・スポーツ施設、図書館、公園等	12.2%
3	污水处理・下水道	11.6%	污水处理・下水道	12.2%
4	上水道	8.9%	道路の整備・管理	11.0%
5	各種計画・規則整備等	8.4%	芸術・文化	9.0%
6	レクリエーション・スポーツ施設、図書館、公園等	7.8%	各種計画・規則整備等	7.9%
7	ごみ処理	6.1%	公有財産管理	7.6%
8	公有財産管理	4.3%	上水道	7.4%
9	議会等	3.0%	公共交通	4.5%
10	経済政策	2.4%	ごみ処理	4.1%

人口 2 ～ 3 万人の地域自治体の歳出額の最も大きい事務は道路の整備・管理¹⁹である。人口規模が小さい地域自治体ほど総歳出額に占める道路費の割合は大きく、1 万人未満の地域自治体では、歳出の 30%超を道路費が占める(自治体によっては 50%を超えるところもある)。これに対し、9 万人以上の地域自治体では道路費の割合は約 11%

¹⁸ Stats NZ Infoshare, Local Authority Financial, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun) ,
Statistics<http://archive.stats.govt.nz/infoshare/?url=/infoshare/&_ga=2.195636645.862465673.1518469671-953479985.1515551826>(Accessed 2018-1-15).

¹⁹ ニュージーランドには総延長 1 万 886km の国道と総延長 8 万 3,729km の地方道があり、基本的に国道は中央政府機関 New Zealand Transport Agency (NZTA)、地方道は地域自治体が建設・管理する。

NZTA は、有料道路使用料やガソリン税、自動車登録税等によって積み立てられた道路基金 (National Land Transport Fund) を配分する権限を持ち、国道の建設・管理にかかわる国費の支出のほか、地方自治体に対して地方道の建設・維持費に係る補助金を交付している。

である。

道路以外の各地域自治体に共通する事務としては、公園、スポーツ施設、各種ホール、図書館等のコミュニティ施設の設置運営、上下水道やごみ処理事務の運営管理、土地利用計画の策定及び同計画に基づく開発や許可等がある。地域自治体の福祉分野への関与は小さく、年金受給者用住宅の供給、託児所の運営等に限られる。

近年は、地域自治体の事務についても民営化や外部委託が進み、直営のサービス提供は縮小する傾向にある。その一方で、どのような事務を処理するかについて、かなりの裁量が認められるようになったので、地域自治体が民間部門と競合して供給する事務も増えている。

4 広域自治体の事務

広域自治体は、複数の地域自治体を管轄区域とする自治体で、管轄区域全部又は大部分の利益のために事務を行わなければならない、決して1つの地域自治体のためにのみ活動してはならないと法で規定されており²⁰、「資源管理」と総称される次の事務を担当する。

- (1) 大気、土壌、海岸、水質保全、土地利用等の環境保全
- (2) 河川及び土壌浸食管理等の洪水対策
- (3) 大規模災害等に関わる防災対策
- (4) 広域交通計画及び公共交通サービス管理
- (5) 海上交通の安全管理及び原油流出等による海洋汚染の防止
- (6) 有害動植物の駆除

図表 2-7 広域自治体の経常支出の目的別割合²¹

順位	事 務	構成比
1	環境保護	30.6%
2	公共交通	29.7%
3	管理事務(総務・財務・人事・情報通信等)	14.9%
4	各種計画・規則整備等	6.7%
5	その他の事業	5.8%
6	上水道	4.2%
7	議会等	3.6%
8	レクリエーション・スポーツ施設、公園等	1.5%
9	危機管理・災害対策	1.2%
10	経済政策	1.1%

²⁰ Section 12 (5), Part 2, Local Government Act 2002 (New Zealand).

²¹ Stats NZ Infoshare, Local Authority Financial, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun), *Statistics*, <http://archive.stats.govt.nz/infoshare/?url=/infoshare/&_ga=2.195636645.862465673.1518469671-953479985.1515551826> (Accessed 2018-1-15).

5 統合自治体の事務

広域自治体の権限を併せ持つ地域自治体を統合自治体といい、第1節のとおり6つの統合自治体が存在する。統合自治体はあくまで地域自治体であるが、法令によって広域自治体の権限が付与されている。

図表 2-8 統合自治体の経常支出の目的別割合²²

順位	事 務	構成比
1	各種計画・規則整備等	14.0%
2	管理事務(総務・財務・人事・情報通信等)	13.3%
3	レクリエーション・スポーツ施設、図書館、公園等	13.2%
4	道路の整備・管理	11.3%
5	公共交通	8.9%
6	公有財産管理	6.3%
7	芸術・文化	5.8%
8	環境保護	5.1%
9	ごみ処理	4.6%
10	上水道	4.3%

6 地域自治体と広域自治体の連携

広域自治体とその域内の地域自治体は、3年に1回の選挙の後、次期選挙までの間どのように自治体間で意思疎通や連携を図っていくかということを含めた3カ年協定 (Triennial Agreement) を、遅くとも選挙の翌年の3月1日までに策定しなければならない²³。また、特定の目的のために複数の自治体で共同委員会 (Joint Committee) を設置することや、特定目的組織 (Council Organisation) ²⁴を設置

²² Stats NZ Infoshare, Local Authority Financial, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun), *Statistics* <http://archive.stats.govt.nz/infoshare/?url=infoshare/&_ga=2.195636645.862465673.1518469671-953479985.1515551826> (Accessed 2018-1-15).

なお、規模及び特殊性の観点からオークランド市及びチャタム島は除いている。

²³ 地方自治体の選挙は3年ごとに10月の第2土曜日に一斉に行われる (116頁参照)。

²⁴ 特定の目的を遂行するため、地方自治体の一般行政組織外に設置されるが、地方自治体の監督下に置かれる組織。公律企業は、特定目的組織のうちの1つの形態となる。公律企業については、第2章第3節5 (2) を参照のこと。

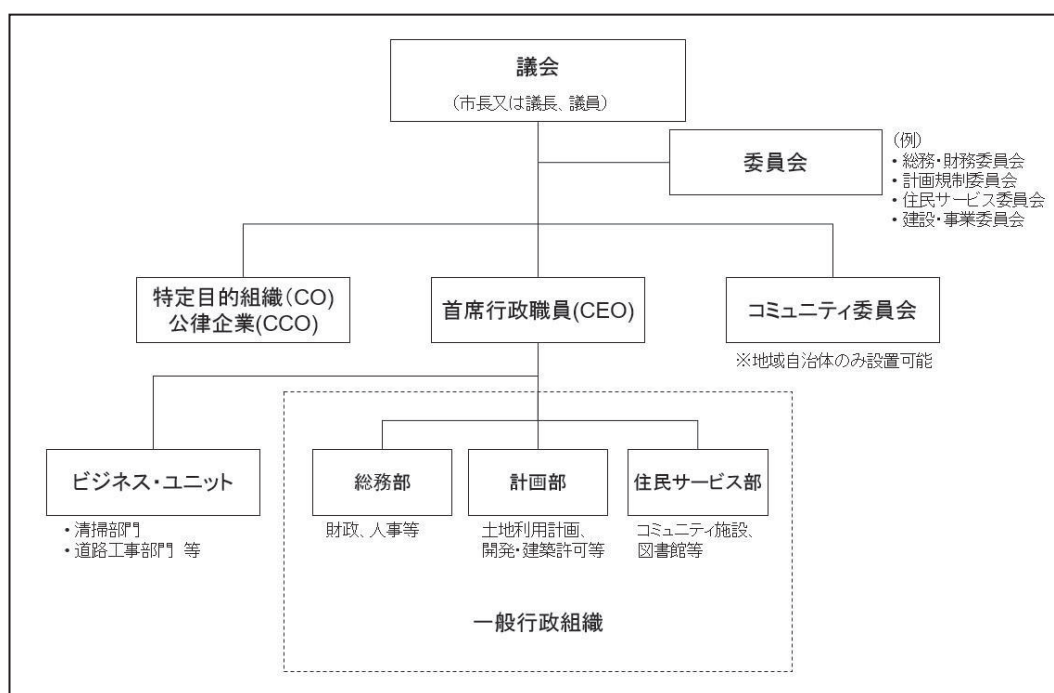
することもできる。必要に応じて、地域自治体から広域自治体へ（逆も可能）、権限を移譲することも可能である。

第3節 地方自治体の組織

1 組織の基本構造

ニュージーランドの地方自治体の組織は必ずしも一様ではないが²⁵、地方自治体組織の構造の典型例として図表 2-9 を示す。なお、コミュニティ委員会の設置（広域自治体は設置できない。）以外には、地域自治体と広域自治体で基本構造に差異はない。

図表 2-9 ニュージーランドの地方自治体組織例



ニュージーランドの地方自治体の最高意思決定機関は「議会」である。市長（議長）²⁶は、対外的に地方自治体を代表する。執行機関の最高責任者は、議会が任命する「首席行政職員」（Chief Executive

²⁵ 例えば、「ワン・ストップ・サービス・センター（総合窓口）」に権限を委譲したり、資産や活動の種別ごとに機能を集中化したりする等、様々な形態が試みられている。

²⁶ 地域自治体では Mayor、広域自治体では Chairperson の呼称が用いられる。本節では、以降、「市長」と表現を統一する。

Officer) である。

地方自治体の組織には、一般行政組織としての各部局のほか、コミュニティ・レベルの下部組織である「コミュニティ委員会」、地方自治体の企業的活動を担当する「ビジネス・ユニット(独立事業単位)」や「公律企業」等がある。以下、これらの機関の概要を説明する。

2 議会及び市長

(1) 役割

議会は、地方自治体の意思決定機関として計画、政策及び予算を決定し、その決定に基づき政策を執行する首席行政職員を任命する。

市長の役割は議会を代表するとともに、対外的に地方自治体を代表することのほか、議会で決定された計画、政策及び予算の推進を統括する。また、以下の権限が付与されている。

ア 副市長の任命

イ 地域自治体における委員会の設置

ウ 委員会の長の任命（自らが委員長になることも可能）

なお、地域自治体と広域自治体の機能を併せ持つ統合自治体の組織は、基本的に地域自治体と同じで、議会は1つ、首席行政職員も1人である。

(2) 選出方法

議員定数は、地域自治体は6人以上30人以下（市長を含む。）²⁷、広域自治体は6人以上14人以下²⁸と地方選挙法（Local Electoral Act 2001）で定められている。任期は3年で、多選の制限はない。各地方自治体は、この範囲内で定数を決めることができる²⁹。市長は、地域

²⁷ Section 19A, Part 1A, Local Electoral Act 2001 (New Zealand).

²⁸ Section 19D, Part 1A, Local Electoral Act 2001 (New Zealand).

²⁹ 2017年12月現在、オークランド市の議員数が最も多く、市長を含め21人である。

自治体では公選、広域自治体では議員の互選により選出する。

地域自治体は、その区域全体で議員の選挙を行うか複数の選挙区に分けて行うか又はその2つを組み合わせた方法で行うかを選択することができるが、広域自治体は、複数の選挙区を設けて選挙を行わなければならない。

また、マオリの意見を行政に反映するために、マオリ選挙区を設置することもでき、国政選挙でマオリ選挙区名簿に登録している者が投票可能となっている³⁰。

各地方自治体は、議員定数及び選挙区割を6年ごとに見直すことが義務付けられており、選挙の前年3月までに決定しなければならない。市長及び議員の選挙は、議会が相対多数当選制（First-past-the-post）と単一移譲投票制（Single Transferable Vote）から制度を選択し³¹、選挙の2年前の9月までに決定しなければならない。また、有権者の5%以上の要請がある場合には、各地方自治体はマオリ選挙区の設置及び選挙制度の変更について住民投票を行わなければならない。

18歳以上で国政選挙の選挙人名簿に登録している住民³²のほか、地方自治体区域外の住民でも当該地方自治体への資産税の納税者であれば投票権が認められる。資産税を納める企業にも投票権が認められ、当該企業を代表する者が投票を行う。

被選挙権は、市長・議員ともに18歳以上で選挙人名簿に登録している住民に認められ、当該選挙区の有権者2名からの推薦を受けなければならない。また、立候補するには200 NZドルを供託する必要があるが³³、一定の得票数（当選した候補者の中で最も得票数が少ない

³⁰ マオリは国政選挙の際に、一般の選挙区で投票するか、マオリ選挙区で投票するかを事前に選択しなければならない。地方自治体がマオリ選挙区を設置した場合は、国政選挙における選択が同様に反映される。

³¹ Section 5B, Part 1, Local Electoral Act 2001 (New Zealand) 及び Section 27, Part 2, Local Electoral Act 2001 (New Zealand). 選挙制度については、第1編第2章第6節の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照のこと。

³² 選挙人名簿への登録はニュージーランド国民に限られる。

³³ Local Government New Zealand, WE BUILD - A stronger local government. A candidate's guide to local authority elections, 2016, p.17.

<<http://www.lgnz.co.nz/assets/Candidate-guide-to-local-authority-elections.pdf>> (Accessed 2018-1-15). なお、国政選挙に立候補するには300 NZドルを供託する必要がある。

者の 25% の得票数) を獲得すれば返金される。

投票は任意であり、2016 年の統一地方選挙では投票率は平均 42.0% (24.1% から 71.9% まで幅がある。) ³⁴ となっている ³⁵。都市部自治体で 39.3%、地方部の中規模自治体で 45.7%、小規模自治体で 49.8% となっており ³⁶、大都市の地方自治体では投票率が低い傾向にある。2010 年の統一地方選挙と比較して、投票率が伸びた都市部自治体は 11 自治体中、ウェリントン市のみであり、特に、オークランド市やクライストチャーチ市では 13% 程度投票率が下落している。

選挙は 3 年ごとに 10 月の第 2 土曜日に全地方自治体で一斉に行うこととなっている。各地方自治体は、投票を郵送で行うか投票所で行うか選択することができるが、2016 年の統一地方選挙では全ての地方自治体が郵送投票を選択した ³⁷。投票日のおよそ 3 週間前には有権者に投票用紙が郵送され、返送するか各地方自治体の選挙管理委員会へ持参して投票を行う。2016 年の選挙ではオンライン投票は行われなかったが、将来的に実施していく動きがある ³⁸。

議員や市長の属性について、2010 年の統一地方選挙の当選者を対象にニュージーランド地方自治体協会が実施した調査の結果を以下に示す。

³⁴ Local Government New Zealand, *voter turnout 2016*,
<<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/vote2016/final-voter-turnout-2016/>>
(Accessed 2018-1-15).

³⁵ 1980 年代以降、統一地方選挙の投票率は減少しており、1998 年以降、50% を下回る状態が続いている。

³⁶ Local Government New Zealand, *Support local democracy*,
<<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/vote2016/final-voter-turnout-2016/>>
(Accessed 2018-1-15).

³⁷ 1992 年に 1 つの自治体が投票所での選挙を選択したが、それ以外は 1989 年の地方自治体再編以降全ての自治体で郵送投票が選択されている。

³⁸ Local Government New Zealand, *Online voting trial decision – a lost opportunity for communities*,
<<http://www.lgnz.co.nz/news-and-media/2016-media-releases/online-voting-trial-decision-a-lost-opportunity-for-communities/>> (Accessed 2018-1-15).

図表 2-10 2010 年統一地方選挙当選議員の内訳³⁹

項目	内訳
性 別	男性： 65.9% 女性： 34.1% (地域自治体の市長は、男性 55 人、女性 12 人 ⁴⁰)
人種別	ヨーロッパ系： 90.5% マオリ系： 5.7% ヨーロッパ／マオリ： 1.7% 南太平洋系： 0.7% その他(中国系、インド系等)： 1.4%
当選回数	1 回：31.4% 2 回：21.1% 3 回：15.4% 4 回以上：32.0%
年齢別	30 歳以下： 1.4% 51～60 歳： 33.5% 31～40 歳： 5.7% 61～70 歳： 34.8% 41～50 歳： 15.7% 70 歳以上： 8.9%

地方自治体の議会では、国会と異なり政党色が比較的薄い。拘束力の強い党派ができることは稀で、事案ごとに同じ意見の議員が連携するというケースが一般的である。ただし、オークランド市、クライストチャーチ市及びウェリントン市の 3 大都市では、全国政党の擁立する候補者が出馬することも多い。

(3) 報酬

議員や市長の報酬額は、地方自治体の規模等に応じて中央政府の報酬委員会 (Remuneration Authority) が定める (図表 2-11 参照)。議員の報酬額は、市長に比べると少なく、市長のそれは首席行政職員よりも少ないのが一般的である。

³⁹ Local Government New Zealand 提供資料

⁴⁰ Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2010*, <https://www.dia.govt.nz/diawebsite.nsf/wpg_URL/Services-Local-Elections-Local-Authority-Election-Statistics-2010?OpenDocument> (Accessed 2018-1-15).

図表 2-11 地域自治体の市長及び議員の平均報酬額(年収)⁴¹

(単位：NZ ドル)

人口規模	市長	議員
2 万人未満	73,414	18,745
2 万人以上～9 万人未満	114,428	33,495
9 万人以上	158,269	71,938
広域自治体	118,557	48,469
オークランド市	269,500	105,800

(4) 議会の運営

地方自治体の議会は、以下に示す事項を除いては、委員会 (Committee) ⁴²を設置し権限を委任することができる。

- ア 資産税の決定
- イ 条例の制定
- ウ 借入の決定
- エ 公有財産の売買（長期計画で承認済みのものを除く。）
- オ 長期計画⁴³、年次計画及び年次報告の承認
- カ 長期計画等に記載された政策実施の承認
- キ 報酬及び雇用計画の承認

各委員会の委員は議会が任命し、委員長は市長が任命する。委員会は 3 名以上で構成されなければならない、最低 1 名の議員を含む必要がある。地方自治体の職員は委員になることができない。なお、市長は全ての委員会の構成員となる⁴⁴。

⁴¹ Local Government Elected Members (2016/17) (Certain Local Authorities) Determination 2016; Local Government Elected Members (2016/17) (Auckland Council and Local Boards) Determination 2016. なお、議員の報酬については役職(委員会の長等)によって異なるため、特に役職を持たない一般の議員の報酬額としている。

⁴² なお、委員会の下に補助委員会 (Subcommittee) を置くこともできる。構成員は 2 名以上で、議員を含む必要はない。

⁴³ 全ての地方自治体に策定が義務付けられている今後 10 年間を基本とした長期計画 (3～10 年の間で計画期間は設定できる)。3 年ごとに見直しが必要

⁴⁴ Section 41A (5), Local Government Act 2002 (New Zealand); Section 30-32, Schedule 7, Local Government Act 2002 (New Zealand).

地方自治法は、全員協議会（Committee comprising all members）、常任委員会（Standing Committee）、特別委員会（Special Committee）、共同委員会（Joint Committee）及び補助委員会（Subcommittee）の5種類の委員会について規定する。このうち共同委員会は、例えば広域廃棄物処理場の運営、水資源管理等の共通課題を検討するために、他の地方自治体や公的機関と共同で設置するものである。

また、議会及び委員会の会議は公開で行うことが原則で、秘密会とすることができる事項は地方自治体行政情報及び会議法⁴⁵が規定する。

（５）地方自治大臣による議会の執行停止

地方自治大臣は、地方自治体の議会がその役割を果たしていないとき、継続的に事務の執行に不適切さが見られるとき、地方自治体の財産を著しく不当に管理していることが明らかなき等、審査を行い、その審査結果に基づいて当該地方自治体議会の全ての権限を代行する執行官（Commissioner）又は執行委員会（Commission）を設置することができる。当該議会の議員は、選挙により新たな議員が選出されるまではその職に留まるが、議員としての権限を行使することはできない。

住民は、地方自治大臣に対して調査を行うように要望できるが、議会の解散を直接請求することはできない。

1989年の地方行政改革以降、地方自治大臣が議会の執行を停止した例は、政治的紛争で収拾がつかなくなったロドニー町（Rodney District Council）の執行停止、許可事務処理の遅延が生じたカンタベリー広域自治体（Canterbury Regional Council）の執行停止、財政問題が生じたカイパラ町（Kaipara District Council）の執行停止の3件ある。

⁴⁵ Local Government Official Information and Meetings Act 1987.

3 首席行政職員

首席行政職員は、議会が任期を定めた契約に基づいて任命し、地方自治体の行政執行の最高責任者として、議会の行った決定に則して当該地方自治体の事務を執行する。任期は5年以下であり、5年経過後は再検討を経て2年まで契約を延長できるが、この2年が経過した後は再び公募しなければならない。議会が任命する職員はこの首席行政職員のみで、他の職員は全て首席行政職員が任免する。

具体的な行政運営や職員人事は首席行政職員が担当し、議会は介入しないのが原則である。しかし現実的にサービス提供の運営に関しては首席行政職員に任せきれずに過度に介入する場合や、逆に専門的な知識が乏しく首席行政職員に過度に依存する場合も見られることから、地方自治体には意思決定過程に係る規則等の制定が強く求められている⁴⁶。

なお、以下の事項が首席行政職員の職務として、列挙されている⁴⁷。

- (1) 議会の決定に則して事務を執行すること。
- (2) 議会やコミュニティ委員会に対し助言を行うこと。
- (3) 議会や法令等によって委任又は課せられた職務及び義務を適切に行うこと。
- (4) 事務が効果的かつ効率的に行われるようにすること。
- (5) 財政やサービス供給に係る報告が正確になされ、効果的な計画立案が可能となるような組織を維持すること。
- (6) 職員に対してリーダーシップをとること。
- (7) 職員の任免に関すること。
- (8) 職員の雇用条件を取り決めること。

⁴⁶ Office of the Auditor-General, *Local Government: Results of the 2010/11 audits*, 2012, pp.45-50.

⁴⁷ Section 42, Local Government Act 2002 (New Zealand).

4 コミュニティ委員会 (Community Board)

コミュニティ委員会は、地域自治体内の一定の区域を基礎として設置され、以下の事務を行う⁴⁸（広域自治体は設置できない。）。

- （１）当該区域を代表し、区域内に関わりのある事項について活動を行うこと。
- （２）地域自治体が付託した事項又は当該委員会に関わりのある事項について検討し、その結果を報告すること。
- （３）当該区域内で提供されるサービス（道路、上下水道、公園、レクリエーション施設、コミュニティ活動及び交通管理等）を健全な状態で保つこと。
- （４）地域自治体の予算編成過程において、当該区域に関わる支出に対する意見書を提出すること。
- （５）当該区域内のコミュニティ組織及び各種営利団体と意見を交換すること。
- （６）その他、地域自治体から委任された事務を処理すること。

この制度は、地域住民の声を地方自治体運営に反映することは重要であるという考え方に基づいて導入された⁴⁹。制度導入直後の 1990 年には、当時 73 あったうちの 49 の地域自治体で、計 159 のコミュニティ委員会が設置された。2016 年時点で、40 の地域自治体で計 142 の委員会が設置されている⁵⁰。

コミュニティ委員会は法人格のない、地域自治体の下部組織であり、その財源は全て地方自治体の議会が議決する。地域自治体は、条例の

⁴⁸ 具体的には、地域におけるラウンド・アバウト型交差点の設置決定や、営業及びアルコールに関する許可のヒアリング、公園や駐車場のための土地利用計画等が委任されることがある。

⁴⁹ 1974 年地方自治法は、自治体の区域内の一定の区域を基礎とする「コミュニティ自治体 (Community Council)」の制度を定めていたが、1989 年のコミュニティ委員会制度の導入に伴い、この制度は廃止された。

⁵⁰ Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2016*, <https://www.dia.govt.nz/diawebsite.nsf/wpg_URL/Services-Local-Elections-Local-Authority-Election-Statistics-2016?OpenDocument> (Accessed 2018-1-15).

制定、資産税の決定、借入、財産の取得・保有・処分、職員の人事、長期計画・年次計画・年次報告の採択等を除いた権限を委任できるが、実際にコミュニティ委員会に委任する権限は地域自治体により異なる。

コミュニティ委員会が設置される区域は、地方自治体の議会が決定する。以下の3つの場合に、コミュニティ委員会の設置を議会に発議できる。

- (1) 当該区域の有権者の10%以上⁵¹から同意を得た場合
- (2) 最低6年ごとに行う議員（市長）選挙制度の見直しの際
- (3) 地方行政委員会（Local Government Commission）が指示した場合

コミュニティ委員会は、4人以上12人以内で構成し、少なくとも4人は住民の直接選挙により選出されなければならない。議会が任命した委員を加えることも可能である。議会が任命する委員は、総委員数の半数未満でなければならない。議会は、最低6年に1回はコミュニティ委員会の設置の要否及び各委員会の定数を見直さなければならない。

5 企業的活動を行うための組織

中央政府は、1980年代に主要国営事業の企業化が成功したことを受け、一連の法律を改正し地方自治体が会社組織として事業を運営することに対する規制を大幅に緩和した。また、地方自治体が各種サービスの提供形態を決定するときは株式会社、合併事業、信託、外部委託等、様々な選択肢を十分に検討すべきことを地方自治法で規定した。

その結果、企業的事業については、一般の行政組織とは異なる組織で処理する地方自治体が急増した。その代表的な組織形態が、次に述

⁵¹ 区域人口が1,500人未満の場合は100人以上

べる「ビジネス・ユニット」と「公律企業」である。1989年までは、地方自治体サービスの70%を内部部局の直営により提供していたが、直営比率は1994年までに26%に低下し、ビジネス・ユニット（独立事業単位）によるものが34%、公律企業によるものが8%、民間企業と地方自治体（ビジネス・ユニットを含む。）とが競合して提供するものが31%を占めるようになった。収益が期待できる事業の場合は公律企業、収益は必ずしも期待できないがより透明性の高い方法で運営することを目的とする場合はビジネス・ユニット（独立事業単位）を選択する傾向が強いとされる⁵²。

（１）ビジネス・ユニット

地方自治法には、ビジネス・ユニットについての明確な定めはないが⁵³、一般的には、地方自治体がサービスを提供するに当たって、会計及びその運営を半分企業化したもの（いわゆる「半官半民」）で、商業的活動を行い、独立採算で事業を行う事業体のことを言う。あくまでも、地方自治体組織の一部門であり、その職員も地方自治体が任用するが、地方自治体内の他部局よりもその運営の自由度が高くなっており、より商業的な活動を行う⁵⁴。

（２）公律企業（Council-Controlled Organisation）⁵⁵

「公律企業」とは、1つ又は複数の地方自治体が議決権付株式を過半数以上保有するか、直接的若しくは間接的にコントロールすることが可能な会社又は地方自治体が半数以上の役員を任免する権限を有する会社をいう。

⁵² 自治体国際化協会『ニュージーランドの地方行政改革 1987～1996』、1999年、29頁

⁵³ 「地方自治体は、（その事務を処理することを目的として）会社、信託、合併事業その他いかなる形態の団体の設立及び運営に参加することできる」（Local Government Act 1974 第247条D）と規定しているので、ビジネス・ユニット形態のサービス提供も当然認められると解された。この条項は、2002年の地方自治法改正に伴い削除されたが、「ビジネス・ユニット」は今でも広く用いられている。

⁵⁴ Department of Internal Affairs, *Report of the Local Government Infrastructure Efficiency Expert Advisory Group*, 2013.

⁵⁵ 2002年の地方自治法改正に伴い、それまでの自治体事業体（LATE: Local Authority Trading Enterprise）が公律企業に改称された。

その形態は、パートナーシップや信託、業務提携、ジョイント・ベンチャー等様々な形が認められている。地方自治体が利潤を追求する目的でかかわっている場合は、「公律商業企業」(Council-controlled Trading Organisation) の名称を用いる。2015 年時点で、198 の公律企業が設立され⁵⁶、上下水道、ごみ収集処理、資産管理、林野管理、道路維持管理等、幅広い分野のサービスを提供している。

地方自治法は、公律企業の設立や同団体への業務移管の手續及び経営基本原則等に関して詳細に定めている。

⁵⁶ Controller and Auditor-General, *Governance and accountability of council-controlled organisations*, 2015, p.7.

第4節 地方自治体の活動例

1 地域自治体（ハミルトン市）

ハミルトン市の人口は 14 万 1,612 人であり、地域自治体（オークランド市を除く）ではクライストチャーチ市、ウェリントン市に次いで 3 番目に大きい。同自治体の最高意思決定機関は議会であり、その定数は市長（Mayor）及び議員（Councillor）12 人の 13 人である。市長、議員ともに、3 年に 1 回の選挙でそれぞれ公選され、副市長（Deputy Mayor）は市長が任命する。市長は市域全体を 1 の選挙区として、議員は 2 つの選挙区から 6 人ずつ選出される。議会には複数の委員会（Committee）が置かれる。

議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括するのは、首席行政職員であり、議会に対して助言を行う等の任務を持つほか、他の職員の任免を行う。首席行政職員は議会が最大 5 年の契約で任命する。報酬は、市長が年額 15 万 6,412 NZ ドル、副市長が 9 万 1,573 NZ ドル、議員が 7 万 441～8 万 4,529 NZ ドル（委員会等の長を務めるかどうか等によって金額は変わる。）⁵⁷、首席行政職員が約 38 万 6,000 NZ ドルである⁵⁸。

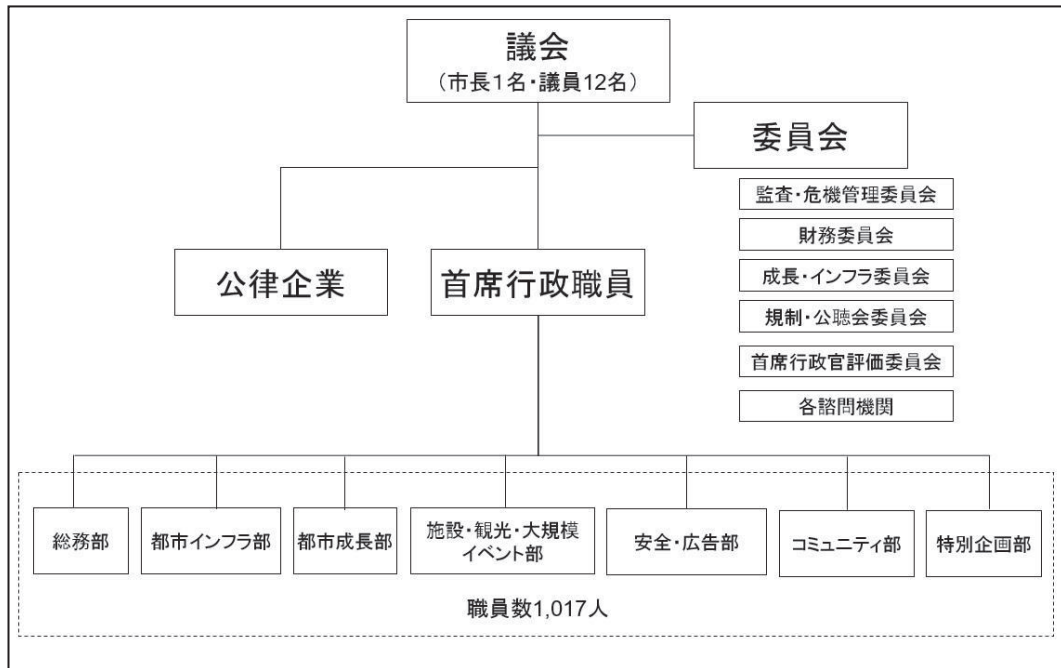
ハミルトン市の組織図は、図表 2-12 のとおりであり、職員数は 1,017 人（2016 年 9 月 30 日現在）⁵⁹である。

⁵⁷ Local Government Elected Members (2016/17) (Certain Local Authorities) Determination 2016.

⁵⁸ Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2016/17 Annual Report*, 2017, p.82.

⁵⁹ Hamilton City Council, Number of Staff, <http://www.hamilton.govt.nz/our-council/Council_meetings_and_public_information/ofi/Pages/Number-of-Staff.aspx> (Accessed 2018- 1-15)

図表 2-12 ハミルトン市の組織図⁶⁰



ハミルトン市の2016/17年度の歳入は、約2億5,900万NZドルで、歳入の内訳は、資産税収入が約59%、使用料等収入が約14%、補助金等は約6%である。歳出は約2億2,400万NZドルで、人件費が約31%を占める⁶¹。活動費では、道路・交通が約21%、文化・娯楽・スポーツが約13.6%を占める（図表2-13参照）。

⁶⁰ Hamilton City Council, <<http://www.hamilton.govt.nz/Pages/default.aspx>>(Accessed 2018-1-15)をもとに作成

⁶¹ Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2016/17 Annual Report*, 2017, p.68.

図表 2-13 ハミルトン地域自治体活動費の目的別構成比⁶²

項 目	主な事業内容	歳出 (単位 1,000NZドル)	構成比
道路・交通	公共交通網整備、交通需要管理、駐車場の管理運営	46,562	20.7%
文化・娯楽・スポーツ	図書館、プール、博物館、動物園、映画館、運動場、芸術の普及、屋内レクリエーション	30,472	13.6%
経済開発	地域経済開発、戦略的不動産投資、大規模アリーナ・スタジアム	27,513	12.2%
下水道	下水管理及び処理	26,000	11.6%
公園・空き地	公園、自然地域、街路風景	23,902	10.6%
上水道	水道水の管理、保管、供給及び需要管理	20,009	8.9%
都市計画・都市開発	都市計画、都市計画法の適正運用	13,676	6.1%
雨水処理	雨水処理網、集水管理	11,776	5.2%
ごみ処理	ごみ・リサイクル収集、ごみ減量対策、埋立施設管理	8,043	3.6%
ガバナンス関係	議会管理、市民との協働、マオリとの協働	5,752	2.6%
都市安全	鳥獣管理、建築物管理、環境保全、公共安全	5,693	2.5%
コミュニティサービス	危機管理、コミュニティ政策、公営住宅、墓地、火葬場	5,225	2.3%
合 計		224,623	100%

⁶² Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2016/17 Annual Report*, 2017, p.74.

2 広域自治体（ワイカト広域自治体）

ワイカト広域自治体の人口は 40 万 3,638 人、総面積は 2 万 4,147km² で、広域自治体では最大の 11 の地域自治体を含む区域である。域内で最大の都市であるハミルトン市（面積 110 km²、全区域の 0.5%）に 14 万 1,612 人（全区域の 35%）が居住している。

最高意思決定機関である議会の定数は 14 人で、議員は 8 つの選挙区（うち 6 つが一般選挙区、2 つがマオリ選挙区⁶³）から選出される。地域自治体の場合とは異なり、議長（Chairperson）及び副議長（Deputy Chairperson）は議員が改選後最初の議会で互選する。議会では基本的に月 1 回開催されるが（月の最終木曜日と決められている。）、その他委員会や地域ごとの補助委員会等もあり、議員は複数の委員会に属し活動を行う。また、地域自治体と同様に、議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括する首席行政職員を議会が任用する。

報酬は、議長が年額 15 万 1,389 NZ ドル、副議長が 8 万 4,854 NZ ドル、他の議員が 6 万 180～7 万 2,517 NZ ドル（委員会の長を務めるかどうか等によって金額は変わる。）⁶⁴、首席行政職員が約 34 万 7,000 NZ ドルである⁶⁵。

ワイカト広域自治体の職員数は 483 人（2017 年 6 月 30 日現在）⁶⁶であり、組織は図表 2-14 のとおりである。

ワイカト広域自治体の 2016/17 年度歳入は約 1 億 3,500 万 NZ ドルで、歳入の内訳は資産税収入が約 53.1%、補助金が約 14.3%、使用料等が約 6.3%等となっている⁶⁷。歳出の内訳では、人件費が約 23.7%、活動費が約 22.1%である。活動費の内訳は、図表 2-15 のとおり公共交通が約 50.2%を占め最大である。また、ワイカト広域自治体の事務の大部分は、資源管理法（Resource Management Act 1991）に基づ

⁶³ マオリ選挙区については、第 1 章第 2 節「参考 ニュージーランドの選挙制度」、第 2 章第 3 節 2（2）を参照

⁶⁴ Local Government Elected Members (2016/17) (Certain Local Authorities) Determination 2016.

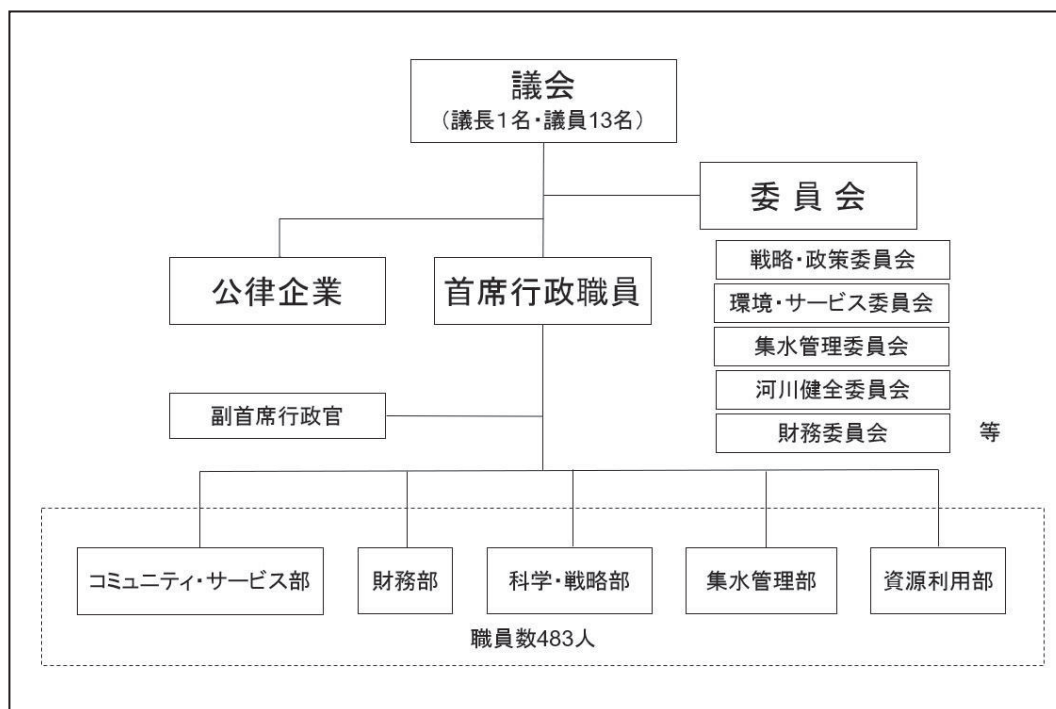
⁶⁵ Waikato Regional Council, *2016/17 Annual Report*, p.122.

⁶⁶ Waikato Regional Council, *2016/17 Annual Report*, p.8.

⁶⁷ Waikato Regional Council, *Annual Report 2012/13 Summary*, p.15.

く災害対策、環境保全対策、有害動植物の駆除、危険物規制等が占めている。

図表 2-14 ワイカト広域自治体の組織図⁶⁸



⁶⁸ Waikato Regional Council, <<https://www.waikatoregion.govt.nz/>>(Accessed 2018- 1-15)をもとに作成。

図表 2-15 ワイカト広域自治体の目的別歳出内訳⁶⁹

項 目	主な事業内容	歳出 (単位:1,000 NZドル)	構成比
公共交通	公共交通網の整備、交通渋滞対策	13,373	50.2%
下水道	下水管理及び処理	4,514	16.9%
コミュニティ活動	コミュニティ活動の支援	4,149	15.6%
上水道	水道水の管理、保管、供給	2,165	8.1%
公律企業 ⁷⁰	公律企業への出資	1,778	6.7%
治水・洪水対策	洪水対策、排水管理、河川管理	611	2.3%
環境保全	生物多様性の保全、動植物に係る防疫対策、 自然遺産管理	60	0.2%
歳出 計		26,650	100%

⁶⁹ Waikato Regional Council, *2016/17 Annual Report*, 2017, p.78.

⁷⁰ 公律企業については第2章第3節5(2)を参照

3 統合自治体（オークランド市）

統合自治体であるオークランド市はニュージーランド最大の都市であり、単独の地方自治体としてはオセアニア地域で最大の人口（141万5,550人）を誇る。総面積4,894km²はニュージーランド全土の1.8%に過ぎないが、その人口はニュージーランド全体の約3分の1にのぼる。

オークランドは、2010年11月に地域自治体であるオークランド・シティとオークランド広域自治体、その他周辺6つの地域自治体の合併によって誕生した自治体であり、その他の自治体と異なり個別法⁷¹によって設置されている自治体である。また、他の地域自治体のようにシティやディストリクトの呼称によらない。

意思決定機関としては、議会（Government Body）と地域委員会（Local Board）の2つがある。議会の定数は市長（Mayor）及び議員20人の21人で、市長は全域を1の選挙区として選出され、議員は13の選挙区からそれぞれ1～2名選出される。

また、補助機関及び執行機関として、首席行政職員、公律企業、法定マオリ独立委員会（Independent Maori Statutory Board）、諮問委員会（Advisory Panel）が置かれている。

（1）市長

市長は、市の代表として市の計画推進や予算策定を統括するほか、副市長の任命、議会の委員会の設置及び委員長任命等を行う。

（2）議会

議会は、市の広範にわたる意思決定を担い、法定事務に関する事項、長期計画の策定や条例の制定、資産税率の決定、公律企業の監督等を行うほか、地域に影響を与えるような決定に関しては、地域委員会との協議を事前に行う。

⁷¹ Local Government (Auckland Council) Act 2009 自治体の運営についても、この法律で個別に規定されていることが多く、その他の統合自治体の運営とは大きく異なる。

また、毎年度、各地域における事業について地域委員会との協定（Local board agreement）を結ばなければならない。

なお、議員は本会議のほかにそれぞれ各委員会に所属し活動を行う（図表 2—17 に示す 4 委員会は全議員で構成される。）。

（３）地域委員会

地域委員会は、21 の地域でそれぞれ 5 ～ 9 人ずつの委員が選出され（計 149 人）⁷²、議会からの委任を受けて地域における規制等事務以外（Non-regulated activities）の決定を行うほか、地域住民の代表として議会に対する要望や協議等を行う等、地域を統括する役割を持つ。

また、地域住民と協議の上で 3 か年の地域計画を策定して市の長期計画等に反映させていくほか、前述のように毎年度、議会との協定を結ぶ。

（４）首席行政職員

議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括するため、また、議会や地域委員会へ政策的助言を行うために、首席行政職員が置かれる。首席行政職員は、議会が 5 年以内の契約で任用し、他の職員は首席行政職員が任免する。

（５）公律企業

公律企業には、市を代理して実際に行政サービスを提供する機関として 7 つの重要公律企業があり⁷³、それぞれ図表 2—16 に示すような役割を担う。また、運営経費に関しては、市からの財政補助や委託料を受ける機関もあれば、サービス提供対価等による独立採算の機関も

⁷² Auckland Council, *About local boards*, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council-works/local-boards/Pages/about-local-boards.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

⁷³ ほかにも多く公律企業が存在するが、カウンスルの完全所有又は完全な管理下におかれている公律企業で、カウンスルに代わって相当規模のサービスを提供するものや 1,000 万 NZ ドル以上の財産を所有または管理するものを、特に Substantive Council-Controlled Organisation（重要公律企業）と呼び、他の公律企業とは法律上の扱いが異なる。

ある。なお、公律企業は市からは独立した組織ではあるが、市への説明責任を負うほか、議会からの監督を受ける。

図表 2-16 各公律企業の事業内容と運営経費

	主な事業内容	主な運営経費負担者
オークランド交通	公共交通網整備(バス、電車、道路、歩道、信号。ただし、高速道路は除く。)	オークランド市 ニュージーランド交通
オークランド財産会社	市の財産管理(特に商業財産)	オークランド(委託料)
オークランド投資会社	市の投資資産の管理 (主に港湾、空港、映画スタジオ)	独立採算
オークランド臨海地区開発会社	臨海地区の都市及び港湾開発	オークランド市
オークランド観光・イベント・経済開発会社	観光施策、経済開発、主要イベント	オークランド市(委託料) 民間投資等
オークランド広域施設	芸術・文化・遺産・娯楽・スポーツ施設等の管理運営	オークランド市
水道サービス会社	上下水道サービスの提供	独立採算

(6) 法定マオリ独立委員会

先住民マオリの意見を市の意思決定に反映させるために、2010 年の合併を契機に法定マオリ独立委員会が設置されている。9 人の委員は法定の選考委員会で選任され、市の各委員会にも所属する。

(7) 諮問委員会

行政とコミュニティの協働のために、複数の諮問委員会が置かれ、青少年や多文化、地方部等の課題等について月に 1 回程度協議を行う。委員は各分野の専門家や地域委員会の委員で構成される。

報酬は、市長が年額 26 万 9,500 NZ ドル、副市長が 15 万 1,850 NZ ドル、議員が 10 万 5800 NZ ドル、地域委員が 2 万 3,350～9 万 5,400

NZ ドル⁷⁴、首席行政職員が約 69 万 NZ ドル、諮問委員が 1 回の会議出席につき 250 NZ ドル(諮問委員長は 530 NZ ドル)となっている⁷⁵。

オークランドの 2016/17 年度歳入は約 24 億 4,600 万 NZ ドルで、歳入の内訳は資産税収入が約 67.5%、使用料等の利用者負担が約 10.3%、補助金が 0.7%等となっている⁷⁶。

歳出は、約 28 億 400 万 NZ ドルとなっており、内訳では、図表 2-18 のとおり公共交通・道路整備が約 32.6%を占め最大である。オークランドの職員数は市職員が 6,091 人、公営企業等の関係機関職員が 1 万 1,893 人(2017 年 6 月 30 日現在)⁷⁷で、組織は図表 2-17 のとおりである。

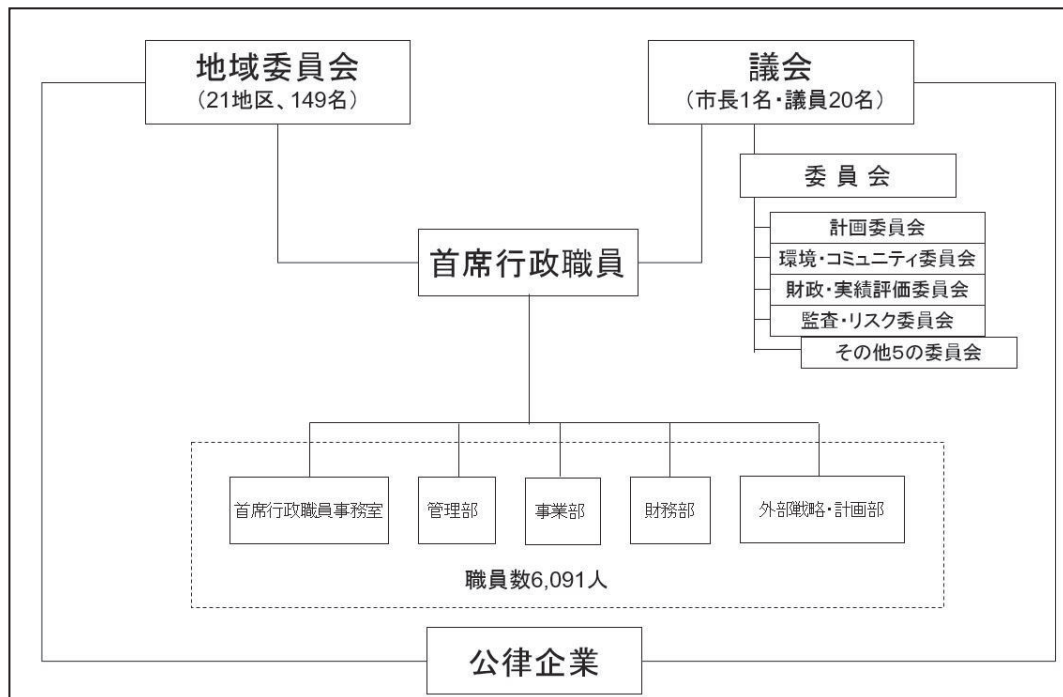
⁷⁴ Auckland council, *Mayor and elected representatives*, <<http://temp.aucklandcouncil.govt.nz/EN/AboutCouncil/representativesbodies/electedrepresentatives/Pages/home.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

⁷⁵ Auckland Council, *Auckland Council Fees Framework and Expenses Policy for Appointed Members*, 2017.

⁷⁶ Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2016/2017 Volume3*, 2017, p.11.

⁷⁷ Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2016/2017 Volume3*, 2017, p.77.

図表 2-17 オークランド市の組織図⁷⁸



⁷⁸ Auckland Council, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/Pages/default.aspx>> (Accessed 2018・1・15)をもとに作成

図表 2-18 オークランド市の目的別歳出内訳⁷⁹

項 目	主な事業内容	歳出 (単位: 1,000,000NZ ドル)	構成比
道路整備	道路・歩道の整備及び維持管理	247	28.2%
下水道	下水処理、下水施設管理	126	14.4%
組織サポート	出先サービスセンター等の運営	103	11.8%
上水道	水道供給、水道施設管理	101	11.6%
公共交通	公共交通(鉄道、フェリー、バス)の整備・運営	75	8.6%
公園・スポーツ・娯楽	イベント・スポーツ施設、公園、植物園、遊歩道、自転車道、娯楽・スポーツプログラム	68	7.8%
雨水処理・洪水対策	雨水処理及び管理、洪水予防及び管理	55	6.3%
地域施設	美術館、スタジアム、動物園等の管理	27	3.1%
投資	投資による財産の管理・運営	24	2.7%
コミュニティサービス	図書館、地域生活・安全向上、地域住民施設、老人向け公営住宅、コミュニティプログラム、地域防災、墓地、火葬場	21	2.4%
水辺空間の開発	水辺空間の再開発、クルーズ船管理	9	1.0%
駐車場整備	駐車場整備	9	1.0%
ごみ処理・環境	ごみ収集、埋立処分場、リサイクル	4	0.5%
地域計画	ヘリテージ管理、公共住宅管理	2	0.2%
規則	酒販売の許認可	2	0.2%
経済成長・観光振興	経済成長、観光振興	1	0.1%
歳出 計		874	100%

⁷⁹ Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2016/2017 Volume 3*, 2017, p.24.

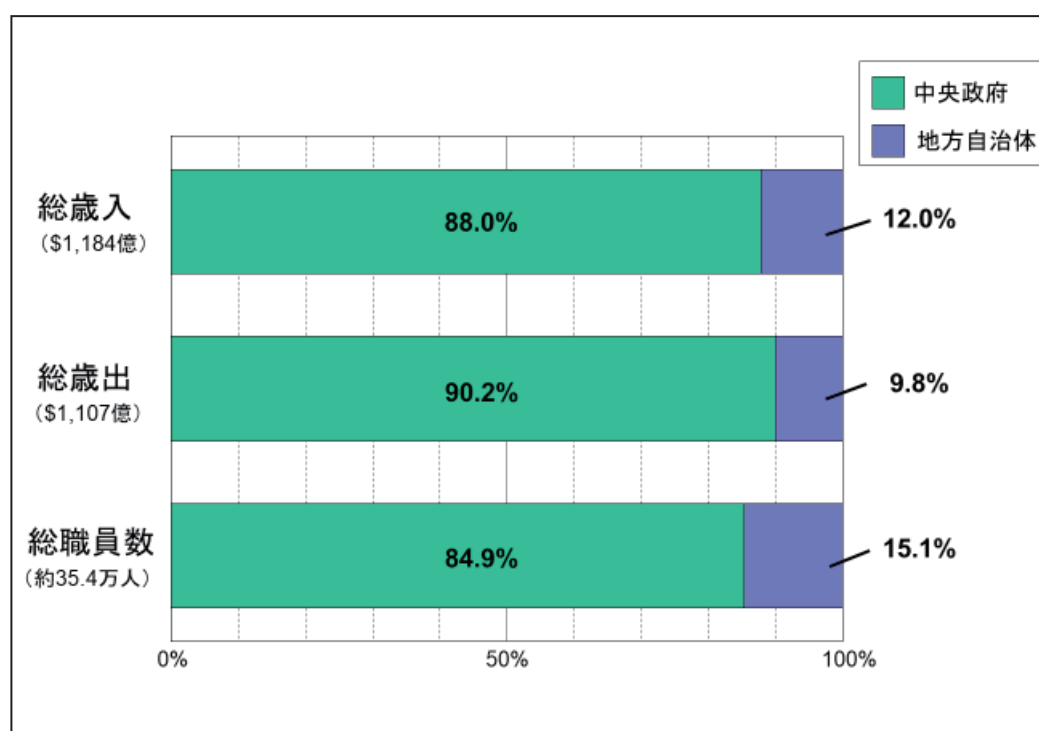
第3章 地方自治体の財政

第1節 地方自治体の財政構造

1 全政府における地方自治体の相対的規模

図表 3-1 のとおり、公共部門全体に占める地方自治体の歳入及び歳出の割合はそれぞれ約 12%と約 10%、職員数の割合は約 15%と、いずれも小さい。これは、ニュージーランドでは中央政府の役割が地方自治体に比べ、極めて大きいことを反映している。

図表 3-1 公共部門全体における各政府の総歳出入・職員数の比率¹



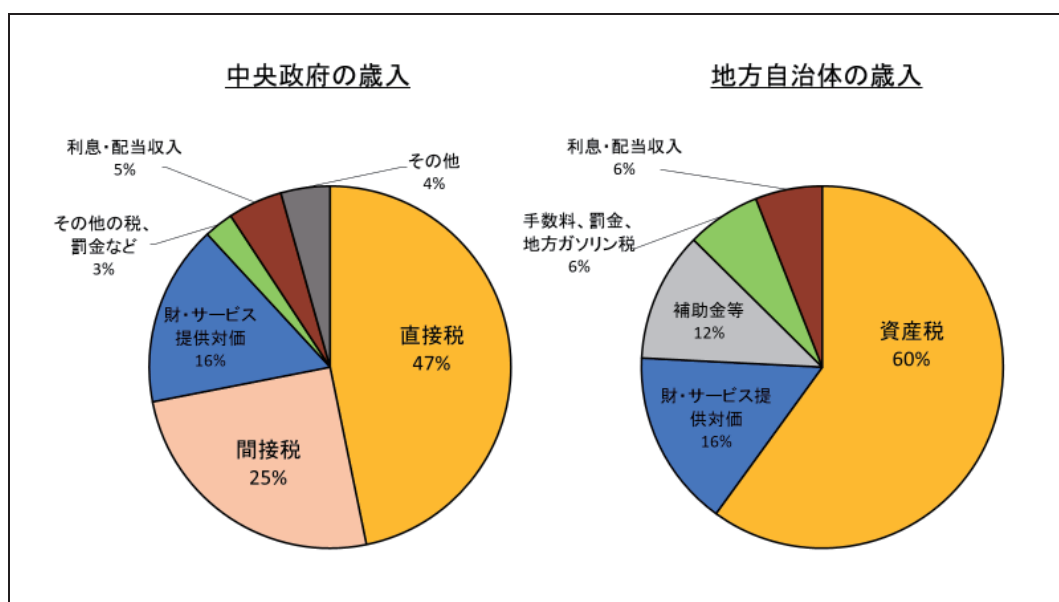
¹ 歳出入は 2016/17 年度。総職員数については、2016 年 6 月 30 日時点のもの。New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2017*, p.28; Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Income and expenditure(Annual-Jun)*, <<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>>; State Services Commission, *Workforce*, <<http://www.ssc.govt.nz/public-service-workforce-data/hrc-workforce>> (Accessed 2018-1-15).

2 中央政府及び地方自治体の歳入内訳

図表 3-2 は、中央政府及び地方自治体の 2016/17 年度の歳入内訳を表している²。

中央政府の歳入の約 47%が直接税（個人所得税、法人税等、居住者源泉徴収税³等）、約 25%が間接税（消費税、石油税、酒税、たばこ税等）、であり、その他の税、罰金を含めると税収が歳入の約 75 %を占める。地方自治体では、その歳入の約 60%を資産税が占める。

図表 3-2 2016/17 年度中央政府・地方自治体歳入内訳⁴



² 2016/17 年度の中央政府の歳入は約 1,042 億 2,700 万 NZ ドル、地方自治体の歳入は約 88 億 6,543 万 NZ ドル（資本金収入や営業外収益を含めた歳入は 141 億 4,953 万 NZ ドル）である。なお、地方自治体の歳入には、中央政府からの補助金も含まれている。

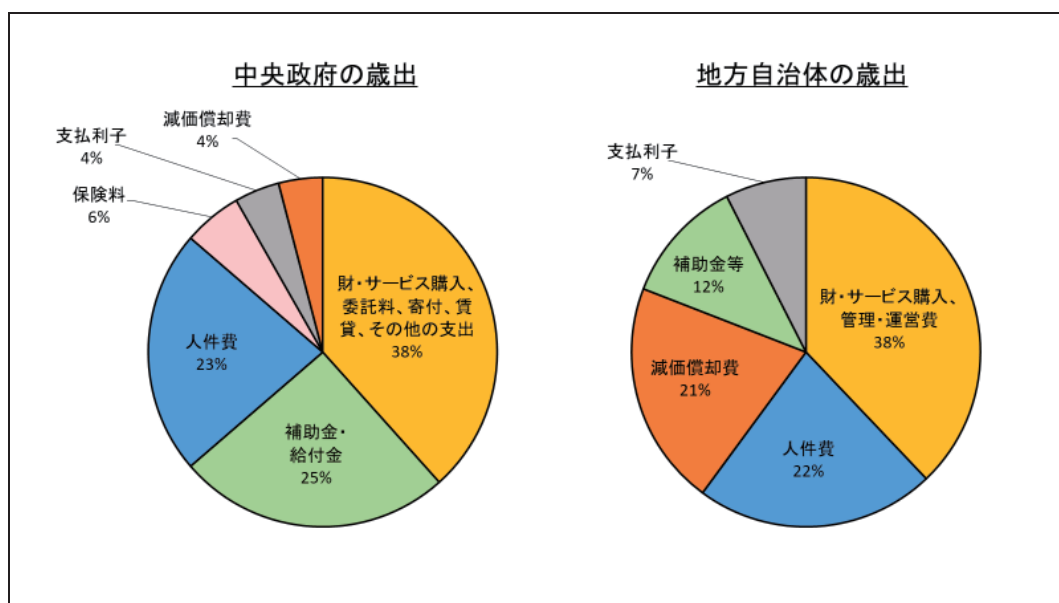
³ 国内居住者の配当所得及び利子所得に課される。

⁴ New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2017*, p.28,48; Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Income and expenditure(Annual-Jun)*
<<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>> (Accessed 2018-1-15).

3 中央政府及び地方自治体の歳出内訳

図表 3-3 は、中央政府及び地方自治体の 2016/17 年度の性質別歳出内訳を表している。

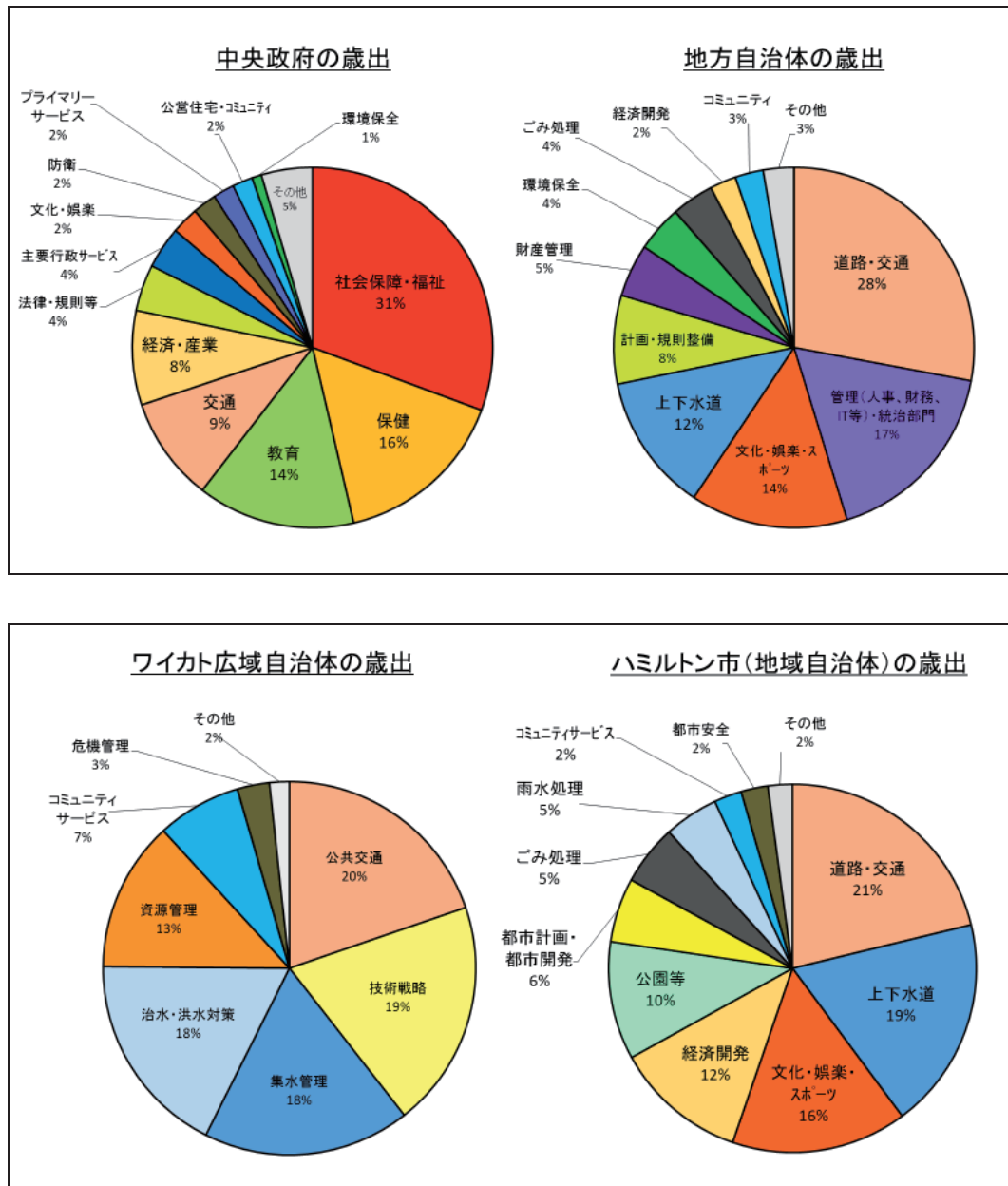
図表 3-3 2016/17 年度中央政府・地方自治体性質別歳出内訳⁵



図表 3-4 は中央政府、地方自治体（全体）、ワイカト広域自治体及びハミルトン市（地域自治体）の 2016/17 年度の目的別歳出内訳を表している。社会保障・福祉、保健及び教育の 3 項目が中央政府の歳出の約 6 割を占める。それと比較して地方自治体では、道路・交通、上下水道及び文化・娯楽・スポーツ等で約 6 割を占める。住民に最も身近な地域自治体では、道路・交通（主に道路の整備・管理）、上下水道、文化・娯楽・スポーツといった分野が 5 割以上を占めるのに対し、広域自治体では、広域的に行われる公共交通や環境保全、資源管理（治水・洪水対策、資源管理、環境保全、集水管理）に関する歳出が 6 割以上を占める。

⁵ 2016/17 年度の中央政府の歳出は約 998 億 1,200 万 NZ ドル、地方自治体の歳出は約 92 億 8,211 万 NZ ドル（資本的支出や営業外支出を含めると約 109 億 445 万 NZ ドル）である。New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2017*, p.28; Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Income and expenditure(Annual-Jun)*, <<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>> (Accessed 2018-1-15).

図表 3-4 2016/17 年度中央政府・地方自治体目的別歳出内訳⁶



⁶ New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2017*, p.29; Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Income and expenditure by activity (Annual-Jun)*, <<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>> (Accessed 2018-1-15); Hamilton City, *Hamilton City 2016/2017 Annual Report*, p.74; Waikato Regional Council, *Annual Report 2016/2017*, p.95.

第2節 地方自治体の財源

中央政府の税収は個人所得税、消費税、法人税等、様々な税からなるが、地方自治体の税は土地に対する「資産税」(Rates)のみである⁷。図表3-2のとおり、この資産税が地方自治体歳入の60%を占める最も重要な財源となっている。

その他の収入として、市民プール等の公共施設使用料や、許認可や建築確認等に係る手数料、公共駐車場の使用料・違反金等がある。

ニュージーランドの地方財政制度には、「地方自治体はその財源の大部分を自ら調達する責任を負う」という基本原則がある。1985/86年度には中央政府の補助金・交付金が地方自治体歳入の約20%を占めたが、2016/17年度には12%程度にまで縮小しており、中央政府から地方自治体への交付金の割合は長期的に見ても減少傾向にある。

1 資産税制度

(1) 資産税制度の概要

ニュージーランドの地方自治体は、その主要な財源である資産税を土地の評価額等を基準としてその所有者等⁸から徴収する。資産税は地域自治体、広域自治体ともに課すことができ、評価の基準や方法も各自治体が定めることができる。

資産税の原則として、地方自治体の歳出予算総額から資産税以外の歳入の合計額を差し引いて、徴収すべき資産税の総額を算出する。そして、その総額を課税標準で按分し、個々の納税者に賦課する資産税の額を決定する。地方自治体の規模や財政、提供するサービス水準により、地方自治体間で歳入に占める資産税の割合⁹には大きな差がある。

⁷ ただし、中央政府機関 New Zealand Transport Agency (NZTA) の道路基金 (National Land Transport Fund) が徴収し、課税主体である自治体に配分する地方石油税 (Local Authority Fuel Tax) がある。

⁸ 一般的には所有者に課す。ただし、貸借人が10年以上のリース契約を所有者と結んでいる場合に、貸借人に課すことも可能である。

⁹ 地方自治体により土地の分類、評価方法等異なるため、単純に比較することはできない。ちなみに2016/17年度において、同じ地域自治体でもブラー市の約44%、カウィロウ市の約79%といったように大きな開きがある。(Buller District, *Council Annual Report for*

基本的に、広域自治体よりも地域自治体の方がその割合が高い。ほとんどの地方自治体が歳入の 50%以上を資産税で賄っているため、各地方自治体は資産税の決定のプロセスで住民アンケートを行う等、住民の意見を反映するための努力を行うほか、プロセスの透明性とその説明責任を重要視している。

(2) 資産税の種類と課税客体

資産税の課税客体は「土地」であり、地方自治体は、土地の評価額等を基準に課税する「普通資産税」(General Rate)のほか、一地所当たり一定の額を一律に徴収する「統一年間使用料」(Uniform Annual General Charge)、上下水道やごみ収集等の特定サービスの対価として徴収する「目的別資産税」(Targeted Rate)等、数種類の資産税を課すことができる。どの税をどのような税率で課すかについては議会の議決が必要であり、地方自治体の長期計画及び年次計画に「資金影響評価書」(Funding Impact Statement)として盛り込まなければならない。課税客体の評価(第1項(3)参照)は基本的に3年に1回であるが、税率(額)は毎年決定しなければならない。

ア 普通資産税

地方自治体区域内全体における経費のために課される最も一般的な資産税で、課税客体の評価額に対して所定の税率を乗じて算出される。各地方自治体によりその税率は異なる。課税客体の評価額の算出に際しては「年次価値」(Annual Value)、「資産価値」(Capital Value)、「更地価値」(Land Value)のいずれかをを用いなければならない。また、その課税客体の用途や場所に応じて区分を設け、異なる税率を設定することもできる。

the year ended 30 June 2017, p.64; Kawerau District, Council Annual Report for the year ended 30 June 2017, p.13)

イ 統一年間使用料

全ての課税客体か、課税客体の使用又は居住部分ごとに対して、その評価額にかかわらず一定の税額を課税するもの。いわゆる「均等割」の性質を持つものである。

ウ 目的別資産税

地方自治体の特定の活動経費を賄うために課せられる資産税。課税客体を全ての土地又は特定（用途や場所等によって分類）の土地とすることができ、税率も一定にするか課税客体の分類によって変動させることもできる。地方自治体にとっては非常に柔軟性の高い課税方法である。

税額の算出に当たっては、各地方自治体における資金影響評価書において用いることとされている要素又は以下に挙げる要素を用いなければならない¹⁰。

- （ア）年次価値
- （イ）資産価値
- （ウ）更地価値
- （エ）改良価値
- （オ）土地面積
- （カ）舗装又は建物が建設されている面積
- （キ）課税客体の中で別々に使用又は居住に供されている数
- （ク）課税客体に対して地方自治体が提供するサービス提供の範囲
- （ケ）地方自治体が提供するネットワークサービス網（上下水道、ガス等）と関係する数
- （コ）地方自治体が提供する設備・施設により保護されている範囲
- （サ）課税客体内の建物の延床面積
- （シ）水洗便所及び小便器の数

¹⁰ Schedule 3, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

エ 水道供給目的資産税

目的別資産税の中でも、特に水道使用料（量）に応じて課税される資産税。

以上のように、数種類の資産税を様々な方法で課することができるが、統一年間使用料と目的別資産税（上下水道に係るものは除く。）の合計が全体の資産税歳入の 30%未満になるように設定しなければならない。

参考として、それぞれの資産税を採用している地方自治体の割合を図表 3-5 に示す。

また、上述の説明で用いた課税客体の評価額の説明は以下のとおり。

（ア）年次価値

年間の予想賃借料収入から 20%（建物がある場合。土地のみの場合は 10%）を減額した額と、資産価値の 5%のうち大きい方の額。

（イ）資産価値

評価の時点で予想される適正な販売価格。ローンやその他の債務等を勘案せず、土地とその付属物（住宅等）の価値を合わせて判断する。

（ウ）更地価値

評価の時点で予想される適正な販売価格。ローンやその他の債務等を勘案せず、付属物（住宅等）がないものとして土地のみの価値で判断する。

（エ）改良価値（Value of Improvement）

改良価値＝資産価値－更地価値で算出される。

図表 3-5 地方自治体が採用している資産税の種類¹¹の割合

	地域自治体		広域自治体		資産税総額に 対する割合
普通資産税	71	(97.3%)	10	(83.3%)	44.5%
（うち年次価値） ¹²	2		0		
（うち資産価値）	36		8		
（うち更地価値）	33		2		
統一年間使用料	57	(78.1%)	8	(66.6%)	12.5%
目的別資産税(価値)	65	(89.0%)	10	(83.3%)	19.4%
“（土地面積）	21	(28.8%)	10	(83.3%)	0.7%
“（上下水道）	70	(95.9%)	0	(0%)	13.4%
“（その他サービス）	71	(97.3%)	9	(75%)	9.2%
“（特定サービス）	5	(6.8%)	1	(8.3%)	0.3%

例として、ハミルトン市の資産税の例を図表 3-6 に示す。

¹¹ Department of Internal Affairs, *Local Government Information Series/ Analysis of Local Government Rating Tools and Forecast Revenue*, 2011.なお、調査年次は 2010/11 年度であるが、オークランド市が合併する前のデータを使用しているため地域自治体数は 73、広域自治体数は 12 となっている。括弧内の数値は、それぞれの自治体総数に対する当該資産税を採用している自治体の割合

¹² ここでの年次価値、資産価値、更地価値の数及び割合は、普通資産税採用自治体（地域自治体 71、広域自治体 10）に占めるそれぞれの数及び割合

図表 3-6 ハミルトン市の資産税¹³

	補正係数	税 率	割 合	歳入額(NZ\$)
普通資産税(更地価格)				32,368,472
居住用	1.0000	0.00092568	65.00%	21,039,499
商業用	1.8455	0.00170838	27.08%	8,766,908
商業用(中心部)	1.7533	0.00162296	6.92%	2,238,381
農地、園芸用地等	0.4662	0.00043153	1.00%	323,684
統一年間使用料	課税なし			0
目的別資産税				147,267,229
暫定税(Transitional Rate)				129,706,156
居住用	1.0000	0.00745521	63.16%	81,928,009
商業用	3.0283	0.02257668	26.75%	34,689,927
商業用(中心部)	2.8769	0.02144785	7.25%	9,410,180
居住用(3世帯以上)	1.5183	0.01131894	1.79%	2,322,058
居住用(郊外)	0.5732	0.00427321	0.05%	58,919
農地・園芸地等(小)	0.3868	0.00288389	0.75%	972,249
農地・園芸用地等(大)	0.1816	0.00135390	0.25%	324,814
水道(水道メーター有り)	郊外地以外 430 NZ ドル/戸 + 1.79 NZ ドル/kl (240kl~) 郊外地 318 NZドル/戸 + 1.32 NZドル/kl (240kl~)			9,394,000
商業用・郊外地水道 (水道メーター無し)	商業用・郊外地 430NZドル/戸			266,600
公共交通(アクセスハミルトン)	課税対象: 課税客体全て(100%又は50%減免が適用される課税客体を除く) 資産価値 × 0.00019173(税率)			5,750,000
ビジネス改良区	課税対象: 市街地中心部に位置する課税客体 230 NZドル/戸 + 資産価値 × 0.00003424(税率)			322,000
ハミルトンガーデン	課税対象: 課税客体全て 11.50 NZドル/戸			707,250
サービス(水道)	課税対象: 対象サービスを受けている課税客体 430 NZドル/戸 + 更地価値 × 0.00204605(税率)			118,399
サービス(ごみ処理)	課税対象: 対象サービスを受けている課税客体 149 NZドル/戸 + 更地価値 × 0.00073504(税率)			46,220
サービス(下水)	課税対象: 対象サービスを受けている課税客体 421 NZドル/戸 + 更地価値 × 0.00222648(税率)			956,604

¹³ Hamilton City Council, *Annual Plan 2016/2017*, p.42-46.

（３）課税客体の評価

課税客体の評価は、「土地評価鑑定監¹⁴」(Valuer-General)が作成する「資産税評価基準」(Rating Valuation Rules)に基づいて最低でも３年に１回、地域自治体の実施しなければならない。広域自治体は、その域内の地域自治体の評価額を用い、その費用については相応の負担が義務付けられている¹⁵。

実際の評価実務は、以前は全て中央政府の省庁であるニュージーランド土地評価局 (Valuation New Zealand) が行ってきたが、1998年に同局の評価実務部門が国有企業化¹⁶されるとともに民間参入も可能となり、地方自治体は他の民間評価会社に委託して実施することができるようになった。

資産税評価は、土地鑑定士登録委員会に登録した土地鑑定士によって行われなければならない¹⁷。評価会社が地方自治体から委託を受けた際は、所属する土地鑑定士が評価実務を行うことになるが、評価結果は土地評価鑑定監の検査（実地検査を含む。）を経て、最終的に承認を得なければならない¹⁸。

評価に当たっては、「マス・アプレイザル」(Mass-appraisal=不動産鑑定)と呼ばれる複雑な過程を経ることになるが、一般的には評価時点でその地域で起きた不動産の売買事例や、類似の不動産における市場の傾向等を勘案して行われる。また、不動産の詳細や変更状況を

¹⁴ 土地鑑定士法 (Valuers Act) に基づき設置された全国統一の組織である土地鑑定士登録委員会 (The Valuers Registration Board) の議長を務め (Section 3(2)(a), Valuers Act 1948)、土地鑑定士 (Valuers) の行った鑑定結果が資産税評価基準に則ったものか監査を行う。土地鑑定士は同委員会において登録をする必要があり、登録に当たっては、年齢、経験年数、技能等の要件を満たさなければならない (Section 19, Valuers Act 1948)。

¹⁵ $B / (A+B) \times C$ で算出される額を地域自治体に支払わなければならない。

A : 地域自治体における過去３年間の資産税総歳入額

B : 広域自治体における過去３年間の当該地域自治体内で生じた資産税総歳入額

C : 当該年度において地域自治体が資産税の課税台帳を整備・管理する際に、発生する費用（義務的な費用、地域自治体の要望に応じて発生した費用を含む）

¹⁶ 国有企業化された Quotable Value Ltd は、現在でもニュージーランド最大の評価会社である。Quotable Value Ltd, *About us*, <<https://qvgroup.qv.co.nz/about-us>> (Accessed 2018-1-15).

¹⁷ Section 8(1), Rating Valuations Act 1998 (New Zealand)

¹⁸ Land Information New Zealand, *Audits of rating valuations*, <<https://www.linz.govt.nz/regulatory/valuation/audits-rating-valuations>> (Accessed 2018-1-15)

確認するために検査が行われることもある。

（４）非課税客体と減免措置

原則として全ての土地が課税客体となるが、主に以下のような性質のものが、非課税客体として扱われる¹⁹。

- ア 国立公園、保護地区、野生動植物保護地区²⁰
- イ 国有の洪水湛水地域及び船舶の航行が可能な湖底・川底
- ウ 地方自治体所有の公共施設全般
- エ 指定された文化・学術組織²¹
- オ 教育施設²²
- カ 地域保健省の施設
- キ 宗教施設²³
- ク 墓地、火葬場、埋葬場
- ケ 法律で定められたマオリの集会施設、保護地区等
- コ 国有及び地方自治体所有の道路等
- サ 空港施設²⁴
- シ 鉄道施設²⁵
- ス 港湾施設
- セ 障がい者等への支援施設

また、以下に挙げる施設は、通常に算定された資産税額の半分以下としなければならない²⁶。

¹⁹ Part 1, Schedule 1, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

²⁰ 各種法律に基づくもののほか、公益性が高いものも対象

²¹ ニュージーランド遺産局、エリザベス二世自然財団、ニュージーランド博物館、ニュージーランド子ども・家族健康発展財団、ニュージーランド盲人財団

²² 教育法によって設置されたもののほか、学生に技術訓練等を提供する施設

²³ 礼拝施設又は宗教教育施設として用いられるもの

²⁴ 航空機の離着陸、旅客及び貨物の輸送に必要な施設のみ

²⁵ 鉄道敷地、旅客及び貨物の輸送に必要な施設のみ

²⁶ Part 2, Schedule 1, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

- ア 農業・牧畜共同体法に規定された法人所有地
- イ 娯楽やスポーツに供される土地（競馬又はドッグレースを除く。）
- ウ 芸術施設のために供される土地

各地方自治体は資産税を減免することができるが、その場合には、住民との協議等を経て減免方針(Rates Remission Policy)を策定し、最低6年に1回は見直しをしなければならない。

なお、各地方自治体はマオリ自由保有地に指定された地域に対する減免方針は必ず策定する必要がある。

（５）資産税の徴収

2002年の地方自治法改正以前は、地域自治体は広域自治体の資産税を一括徴収する義務があった。現在はその徴収を委託するかどうかは任意となっているが、現在でも複数の広域自治体はその徴収業務を地域自治体に委託している。また、地方自治体は個人にその徴収業務を委託することもできる。

納付に当たっては、地方自治体が評価額通知書及び納付の方法を明記した納税通知書を納税義務者に郵送で送付する²⁷。納付は地方自治体庁舎で行えるほか、地方自治体が認めたいかなる方法による納付が可能であり、クレジットカードや口座引落、電話・インターネットバンキング等も用いられている。納期（回数、期日）についても各地方自治体の権限で定めることができ、納期限前の納付における割引制度や納期限後の納付における罰則金、翌年度以降の資産税の前払制度を設けることもできる。ただし、罰則金は未納税額合計の10%を超える額を設定してはならない²⁸。事前に策定した「納期限延長方針」に基づいて納期限を延長することもでき、その際には納期の延長に要した事務経費を超えない範囲で延滞金を課すこともできる。

²⁷ ハミルトン地域自治体では希望者に対して、納税通知書を電子メールで送付している。しかし、評価額通知書等は、納税義務者が登録された住所に住んでいるかどうかを確認する必要もあること等から、電子メールでの送付は行っていない。

²⁸ Section 57, Part 3, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

なお、全ての地方自治体は、マオリ自由保有地に指定された地域に対する納期限延長方針は必ず策定する必要がある。

図表 3-7 2017/18 年度ハミルトン市の資産税納期²⁹

	第1期	第2期	第3期	第4期
北東地区	8月24日	11月16日	2月22日	5月17日
南東地区				
北西地区	9月7日	11月30日	3月8日	5月31日
南西地区				

(6) その他

ア 縦覧制度³⁰

各地方自治体は資産税の課税台帳及び資産評価額台帳を整備し、その写しを住民の縦覧に供さなければならず、毎年5月には住民にそのことを周知する義務がある。一般の縦覧に供されるものは、氏名及び地番以外の住所は記載しない。無料で縦覧させなければならず、必要に応じて複写料を徴収することができる。地方自治体庁舎等で縦覧が可能なほか、地方自治体によっては地方自治体のウェブサイト上で検索及び縦覧を可能にしているところもある。

また、一般の縦覧用とは別に、氏名や住所を記載した台帳を縦覧させることもできる。その作成に当たって地方自治体は各納税義務者に、住所及び氏名を記載するかどうかの意思を毎年確認しなければならない。オークランド市の場合、一般の縦覧用とは違い地方自治体庁舎のみで縦覧に供しており、希望者は本人確認書類の提示が義務付けられている。なお、他者が住民の住所や氏名を収集することを目的として縦覧することを防ぐ意味で、縦覧できる資産は1回で5件までと決められている。氏名及び住所が削除されている場合

²⁹ Hamilton City Council, *Rates*, <<http://www.hamilton.govt.nz/our-services/property-and-rates/rates/Pages/default.aspx>> (accessed 2018-1-15).

³⁰ Section 28-28C, Part 2, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

には、その情報を必要とする理由を明記して書面を提出することで、オークランド市が当該納税義務者にその希望を伝えることとなる。

イ 不服申立て³¹

納税義務者は、その税額の計算等に疑義・不服がある場合は、地方自治体に対して申立てをすることでき、地方自治体は書面で回答しなければならない。

ウ 税額の更正³²

納税義務者の不服申立てがあった場合等に（地方自治体が自ら行うことも可能）、地方自治体はその評価額や税額を過去5年間に遡って更正することができる。

更正の結果、当初の税額より少なくなった場合には、地方自治体は納税義務者に還付しなければならない。また、当初の税額より多くなった場合には、当該年度に限り資産税の追徴を行うことができる。

エ 小額資産税の不徴収³³

地方自治体は、計算の結果、資産税の徴収をすることが経済的に不合理な場合、その資産税の徴収をしないことができる。その場合には、その旨を納税義務者に通知しなければならない。

2 借入制度

（１）借入制度の概要

地方自治体は議会の議決に基づいて借入を行う権限を有するが、借入は全て「債務計画」（Liability Management Policy）³⁴に従って行われなければならない、地方自治体が策定する長期計画に対応した「財

³¹ Section 39, Part 2, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

³² Section 40, 41, Part 2, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

³³ Section 54, Part 2, Local Government (Rating) Act 2002 (New Zealand).

³⁴ 計画の策定は市長の権限になるが、議員と協議の上で策定することが求められる。

政計画」にもその内容を記載する必要がある³⁵。

債務計画は、当該地方自治体の借入やその他の債務に関する指針を定めるもので、利率の制限、資金の流動性、償還方法、与信管理等を定めることが義務付けられているほか、借入の制限や借入に対する担保の設定等についても定める³⁶。地方自治法により、経常支出に対する借入や外貨での借入は認められていない³⁷。なお、分割払、後払及び与信払で 90 日以内の債務かつ事前に定められた範囲内のものであれば、借入金の扱いにはならないとされる。

（２）借入先

1996 年の地方自治法改正までは、地方自治体貸付協議会（Local Government Loans Board）からの借入しか認められていなかったが、同改正で同機構を廃止、市場を通じての借入を認め、銀行からの借入や地方債の発行が可能となった。また、2011 年には、中央政府及び 18 の地方自治体が出資し、地方自治体金融機構（New Zealand Local Government Funding Agency）を設置した。同機構が債券を発行して資金を調達し、市場よりも低い利率で地方自治体へ貸付を行っている。なお、出資していない地方自治体も一定の条件を満たすことで借り入れることができる。

（３）借入の制限とその指標

地方自治体の借入の制限については、地方自治体が策定する長期計画の中の財政戦略に盛り込まなければならない。また、地方自治体が策定する各種計画・報告（長期計画・年次計画・年次報告）には、借入に関する 3 つの指標を記載し公表しなければならない。

³⁵ 債務計画及び長期計画は、3 年に 1 回見直さなければならない。

³⁶ 借入制限及び担保の設定は、2010 年の地方自治法改正によって削除された。ただし、同改正で借入制限は、地方自治体が策定する長期計画内の財政戦略において設定することとされた。

³⁷ 外貨での借入は、オークランドのみ認められている。Section 107, Part 8, Local Government (Auckland Council) Act 2009, Section 113, Part 6, Local Government Act 2002 (New Zealand).

ア 借入負担指標 (Debt Affordability Benchmark)

実際（予定）の借入額が、財政戦略で設定した上限の範囲内であれば、要件を満たしているとされる。

イ 借入利息指標 (Debt Servicing Benchmark)

[借入金に付帯する年間の利息支出等³⁸／年間歳入額³⁹] で表され、10%未満が要件を満たしているとされる。なお、ニュージーランド全体の人口増加割合以上の人口急増地域については、15%まで認められる。

ウ 借入管理指標 (Debt Control Benchmark)

[年度末での実際の借入総額／財政戦略での予定借入総額] で表され、100%未満であれば要件を満たしているとされる。

要件を満たさない場合の罰則規定は設けられていないが、会計検査院 (Office of the Auditor-General) が監査することとされており、不適切と判断された場合には国会に報告されることとなる。

また、地方自治体金融機構では、借入利息指標が 20%を超えた場合には、貸付を行わないのが一般的になっている。

地方自治体の借入金を示す指標は 2000 年代中頃までは改善傾向にあったが、近年は資本的支出の増加とともに借入金の額も増加している。特にオークランド市では、2011/12 年度で 3 億 8,000 万 NZ ドルから 2021/22 年では 12 億 5,000 万 NZ ドル程度に増加することが見込まれている⁴⁰。そのような事情等も踏まえ、地方自治体の借入制限の設定が 2010 年、借入に関する指標とその基準が 2012 年の地方自治法改正で導入されることとなった。

³⁸ 借入に際して元金以外に発生する必要経費 (Borrowing Cost)

³⁹ いわゆる経常歳入 (Operating Revenue) を用いる。

⁴⁰ Local Government New Zealand, *Why do councils borrow?*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/new-section-page/why-do-councils-borrow/>> (Accessed 2018-1-15).

3 使用料及び手数料等

地方自治体が徴収する使用料及び手数料等は、地方自治体の業務やその施設の種類、また、地方自治体の種類によっても異なるが、参考としてハミルトン市の使用料及び手数料を紹介する。

なお、許認可等に係る使用料及び手数料については、法律に定めのある場合を除き、基本的に条例によらなければならない。一般的な施設の使用料等は条例によらず設定することが可能である⁴¹。

図表 3-8 ハミルトン市の使用料・手数料⁴²

	内 容(主なもの)	例
動物規制/保護	犬の登録、動物保護(犬、家畜)、犬のワクチン、動物の去勢	犬の登録: 75 NZドル～ 犬の保護: 79 NZドル～
建築規制	建築物の新築・改築・解体等に係る許認可手数料	住宅改修: 350 NZドル 車庫: 1,200 NZドル
条例	歩道の標識、商業広告、移動式店舗の許認可等	商業広告: 110 NZドル/㎡/年 食品移動式店舗: 125 NZドル/年
墓地/火葬	墓地区画の販売、棺の埋葬、火葬	火葬(大人): 620 NZドル 墓地区画: 110～3,655 NZドル
都市計画	都市計画の改正要求(指定地域変更及び解除等)、文化・自然遺産等の改正要求、地域計画書の販売	都市計画改正要求: 1万 940 NZドル～ 都市計画書販売: 220 NZドル
都市安全	アルコール取扱許可、取扱許可更新料(毎年)	新規取扱許可: 368～1,207.50 NZドル 更新手数料: 161～1,437.50 NZドル
コミュニティ施設	コミュニティ施設の使用料	会議室: 6.6 NZドル/時間～ ホール: 7.4 NZドル/時間～
環境衛生	食品取扱許可、食品衛生検査、食品取扱店舗の登録	食品取扱許可: 560 NZドル
ハミルトンガーデン	ハミルトンガーデンの各種施設料	ホールの使用料: 160 NZドル～
市営図書館	図書貸出料、図書館施設使用料	ベストセラー本: 5.0 NZドル/週 コミュニティールーム: 17 NZドル～
市営動物園	入園料、年間使用料	入園料(大人): 23 NZドル
博物館	入館料、施設借上料	施設借上料: 305 NZドル/3時間
駐車場	駐車場使用料	駐車場使用料: 6.0 NZドル～

⁴¹ Section 150, Local Government Act 2002 (New Zealand).

⁴² Hamilton City Council, *Fees and Charges*, <<http://www.hamilton.govt.nz/our-services/Pages/Fees-and-Charges.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

公園/庭園使用料	公園・庭園の施設借上料	イベントでの公園使用料:46 NZドル/日～
土地使用許可	土地使用許可、土地分譲等許可	土地使用許可申請:1,200 NZドル～
スポーツ施設	各種スポーツ施設使用料	ソフトボール場使用料:69 NZドル/日 サイクリング場使用料:51 NZドル/日
スイミングプール	入場料、スイミングスクール	スクール(子ども):150 NZドル/ターム
交通関係	道路工事等に係る道路等採掘申請	道路採掘申請料:300 NZドル～
上下水道	住宅等への上下水道接続、産業排水許可の申請	住宅への水道供給費用:586 NZドル～ 産業排水申請:170 NZドル～
水道供給	水道使用料 ⁴³ 、水道設備設置料	水道使用料:1.82 NZドル/m ³ 上水道への接続許可:110 NZドル

⁴³ 水道使用料は、その他資産税（目的別資産税）としても課税される。

第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数¹

2016年現在のニュージーランドの地方自治体の職員総数は2万5,378人である。うち地域自治体（6統合自治体を含む。）の職員総数は2万2,494人で、1自治体当たりの平均職員数は約335人となる。最も職員数が多いのはオークランド市6,102人で、次いでクライストチャーチ市2,064人、ウェリントン市1,296人である。一方で、67地域自治体のうち10自治体では、職員数が50人未満である。

広域自治体の職員総数は2,884人で、最も職員数が多いのはカンタベリー広域自治体の545人、1自治体当たりの平均職員数は約262人となる。

図表4-1 自治体種別ごとの職員数(2016年)

	職員数(人)	(参考)推計人口 ² (人)
地域自治体 (6統合自治体を除く。)	15,385	2,884,000
統合自治体 (オークランド市を除く。)	1,007	194,910
オークランド市	6,102	1,614,500
広域自治体	2,884	2,883,800

¹ Department of Internal Affairs, *New Zealand Government, Council Profiles A-Z in Local Government in New Zealand – Local Councils*, <http://www.localcouncils.govt.nz/lcip.nsf/wpg_URL/Profiles-Index?OpenDocument>(Accessed 2018-1-15).

² Statistics New Zealand, *Subnational population estimates (RC, AU), by age and sex, at 30 June 1996, 2001, 2006-17 (2017 boundaries)*, <<http://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7501>>; *Subnational population estimates (TA, AU), by age and sex, at 30 June 1996, 2001, 2006-17 (2017 boundaries)*, <<http://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7502>>(Accessed 2018-1-15).

第2節 地方自治体職員に関する法令

ニュージーランドでは、勤務条件について労働組合を介した団体交渉を行うというのが伝統であり、労働組合への加入も強制であった。しかし、1980年代の経済不況を受け、国民党政権が「雇用契約法」(Employment Contracts Act 1991)を制定。勤務条件を個別の労働契約により定められるようになり、労働条件決定における労働組合の関与が制限された。

その後、1999年の総選挙で労働党に政権が代わったことで、雇用契約法が廃止、2000年10月に新たな「雇用関係法」(Employment Relation Act 2000)が施行され、これにより、労働組合のストライキ権等が復活された。その後も、2008年に再び国民党政権に政権交代したが、引き続き雇用関係法により勤務条件が定められている。

また、ニュージーランドでは、国家部門法(State Sector Act 1988)の制定により、民間部門と同じ労働法制が公的部門にも採用されることとなった。日本の地方公務員法に相当するような、独立した地方自治体の職員制度に係る法令はなく、一般の労使関係と同様に雇用関係法に基づいて労使関係が決定され、職員の労働基本権は、民間と同じように保障されている。

首席行政職員を除く全ての職員は首席行政職員が任免することとされ、その任免は、報酬及び雇用計画に沿って行うこととされる(なお、報酬及び雇用計画の策定は法律上義務付けられていないため、策定していない地方自治体もある)。職員に適用される各種条件は、法律の範囲内で契約によって決定される。

第3節 職員との雇用契約

雇用関係法上、全ての被雇用者は雇用主と契約を結ばなければならないとされている。雇用契約の種類は「個人契約」(Individual Agreement)と「団体労働協約」(Collective Agreement)の2種類がある。個人契約は被雇用者個人が雇用主と契約を結ぶのに対し、団体労働協約は登録された労働組合が行うこととされ、そこで結ばれた契約は組合員全体に適用される(同一職種であっても、組合員以外には適用されない)。一般的に、地方自治体の首席行政職員は5年以内の個人契約に基づいて雇用され、業績に応じて、更に2年間延長することができる³。

労働組合への加入は任意で、労働組合として登録するためには、最低15人以上の加入者が必要となっている⁴(同一の職場や職種である必要はない)。労働組合は、個別の地方自治体内で結成するよりは、同一職種が全国的にまとまって大きな労働組合を結成する方が一般的となっている⁵。

³ Local Government New Zealand, *Council Operations*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/council-operations/>>(Accessed 2018-1-15).

⁴Ministry of Business, Innovation & Employment New Zealand, *Unions* <<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/unions-and-bargaining/unions/>> (Accessed 2018-1-15).

⁵ 地方自治体の職員が加入する労働組合のうち、2015年に公共サービス連合(Public Service Association)と南島地方自治体職員組合(Southern Local Government Officers Union)が合併し、公共サービス連合(Public Service Association)として約6万2,000人の組合員を持つ最大の組合となった。PSA, *Southern Local Government Officers Union* <<https://www.psa.org.nz/media/news/southern-local-government-officers-union/>> (Accessed 2018-1-15).

図表 4-2 クライストチャーチの雇用契約の種類⁶（2014 年）（単位：人）

雇用契約名称	労働組合	正職員	臨時職員	合 計
有給職員団体労働協約	南島地方自治体 職員組合	713	362	1,075
個人契約	なし	653	109	762
公共サービス職員団体労働 協約	混合職員組合	63	411	474
幹部職員団体労働協約	〃	9	1	10
娯楽・スポーツ職員団体 労働協約	〃	18	2	20
サポートサービス職員 労働協約	空港・港湾エンジニア組合 印刷・製造業組合	32	0	32
保育・幼稚園職員団体 労働協約	ニュージーランド教職員組合	1	6	7
サービス配給・修繕職員団体 労働協約	印刷・製造業組合	2	1	3

第 4 節 勤務条件

職員の勤務条件は、雇用関係法のほか、休日法 (Holidays Act 2003)、最低賃金法 (Minimum Wage Act 1983)、育児休暇及び雇用保護法 (Parental Leave and Employment Protection Act 1987) 等により定められる。雇用契約で満たさなければならない最低限度の条件は図表 4-3 のとおりとなっている。なお、雇用契約に特段の記載がない場合又は最低条件以下の内容が記載されている場合であっても、図表 4-3 の最低条件が適用される。

⁶ Christchurch City Council, *Chief Executive and Employment Matters Committee Supplementary Agenda*, 2014, p.6.

図表 4-3 最低雇用権と雇用に関する義務⁷

	根拠法令	内容
年次休暇	休日法 第 16 条ほか	同一の雇用主の下で1年間の雇用期間を経過するごとに、4週間の年次有給休暇が与えられる。未使用分は上限なしに繰り越すことができるが、最低 14 日前に通知する場合に限り、雇用主が被雇用者に対して、休暇取得を義務付けることもできる。 なお、被雇用者は毎年、最大1週間分の年次休暇を現金化するように要請することができる。
忌引休暇	休日法 第 69 条ほか	雇用開始から6か月を経過すると忌引有給休暇を取得できる。 ○配偶者、パートナー、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、義父母が死亡した場合：3日間 ○上記以外の場合で雇用主が、忌引が必要と判断した場合：1日間
休憩時間	雇用関係法 第 69 条 ZD ほか	2～4時間働くと 10 分間の有給休憩時間を1回取得できる。4時間を超え6時間まで働くと、10 分間の有給休憩時間を1回と、30 分間の無給食事休憩時間を1回取得できる。 6時間を超え8時間まで働くと、10 分間の有給休憩時間を2回と、30 分の無給食事休憩時間を1回取得できる。 8時間以降は、0時間から再計算され、上記のとおり計りなおす。
	雇用関係法 第 69 条 Y ほか	乳児のいる被雇用者が授乳を希望する場合、雇用主は妥当で実施可能と考えられる範囲内で、適切な休憩時間と施設を提供しなければならない。この場合の休憩時間は雇用主が同意しない限り無給となる。
職務の変更	雇用関係法 第4条ほか	被雇用者の雇用継続に支障が予想される事業上の決定が計画される場合、雇用主はそれについて被雇用者に情報を提供し、意見を聞かなければならない(正当な理由がある場合は、雇用主は必ずしも情報を開示する必要はない)。
雇用関係上の問題	雇用関係法 第 101 条ほか	雇用問題が起きた場合は、雇用主と被雇用者は事実関係を確認し、問題解決のために両方で話し合う必要がある。それでも解決しない場合は、雇用関係局、その後は雇用裁判所の管轄となる。
平等な給与支払と平等権	雇用関係法 第 104 条ほか	雇用主は、人種、肌の色、国籍、民族起源、性別、性的指向、婚姻・家族状況、雇用状況、年齢、宗教、政治信条、障がい、組合活動への参加の有無により、採用や解雇、給与

⁷ Ministry of Business, Innovation & Employment, *Minimum rights of employees*, <<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/rights-and-responsibilities/minimum-rights-of-employees/>> (Accessed 2018-1-15).なお、英語の他日本語を含む 14 か国語で資料が提供されている。

		支払、教育・研修、昇進において被雇用者を差別してはいけない。
期間契約 の被雇用者	雇用関係法 第 66 条ほか	雇用主は以下の場合に期間契約での雇用を提示することができる。 ○季節労働、プロジェクト・ワーク、休暇中の正規職員の代替等、正当な理由がある場合 ○期間契約となる理由、契約終了の方法や期日を雇用主が被雇用者に告知し、被雇用者がそれに同意する場合
フレックス タイム制	雇用関係法 第 69 条 AA ほか	全ての被雇用者は、就業時間や就業日、就業場所の変更を申請する権利がある。雇用主は特定の理由がない限り拒否してはならない。
安全衛生	職場安全 衛生法 (Health and Safety at Work Act 2015)	雇用主は、適切な教育・研修、監督、整備を行い、職場の安全を確保しなければならない。
記録の管理	雇用関係法 第 130 条ほか	雇用主は、被雇用者の就業時間数、給与、休暇日数を正確に記録しなければならない。また、雇用契約書の写しや現在有効な就業規則を保管し、要請があった場合はその写しを被雇用者に渡さなければならない。
最低賃金	最低賃金法	新人労働者 (Starting-out Worker) ⁸ や見習労働者 (Trainee) ⁹ を除く 16 歳以上の被雇用者は、成人向け最低賃金 ¹⁰ 以上の支払を受けられなければならない。新人労働者及び見習労働者もそれぞれの最低賃金 ¹¹ 以上の支払を受けられなければならない。
賃金の支払	賃金保護法 (Wage Protection Act 1983)	賃金は基本的には現金で支払わなければならない。その他の方法で賃金を支払う場合は、雇用主は被雇用者から書面による同意を得なければならない。 また、特定の控除 (源泉所得税、学生ローン返済 ¹² 、養育

⁸ ① 16 歳又は 17 歳の被雇用者で、現在の雇用主の下で 6 か月以上雇用を継続していない者
② 18 歳又は 19 歳の被雇用者で、6 か月以上特定の社会保障給付金を受給しており、受給開始以降いずれの雇用主の下にあって 6 か月以上雇用を継続していない者
③ 16 歳から 19 歳の被雇用者で、自らの雇用契約に関連した有資格者となるために、契約上年間最低 40 単位の職業訓練の履修が義務付けられている者

⁹ 20 歳以上の被雇用者で、自らの雇用契約に関連した職業における有資格者となるために、契約上年間最低 60 単位の職業訓練の履修が義務付けられている者

¹⁰ 2017 年 4 月現在 15.75 NZ ドル/時間 Ministry of Business, Innovation & Employment, *Current minimum wage rates*,
<<https://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-rates/>> (Accessed 2018-1-15).

¹¹ 2017 年 4 月現在 12.60 NZ ドル/時間 Ministry of Business, Innovation & Employment, *Current minimum wage rates*,
<<https://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-rates/>> (Accessed 2018-1-15).

¹² 日本で言ういわゆる奨学金。大学等の高等教育を受ける者は基本的に、①学費 (全額)、②教材費等 (年間 1,000 NZ ドル上限)、③生活費 (週 178.81 NZ ドル上限) を学生ローンとして借りることができる。就職して一定の収入額を超えると、その金額に応じた額を返済していく。

		費 ¹³ 等)を除いては、賃金から控除を行う際には、被雇用者の書面による同意が必要である。
罰則	雇用関係法 第 142G 条、職 場安全衛生法 第 47 条ほか	雇用関係の各種法令に違反した場合、個人には最大 5 万 NZドル、企業には最大 10 万 NZドルの罰金又はその違反により生じる企業収益の 3 倍に相当する金額が課せられる。 また、安全衛生法令に違反した場合、雇用主は罰金又は 5 年間の懲役(禁錮)が科される可能性がある。
祝祭日	休日法 第 43 条ほか	年間 11 日ある祝祭日は、それが通常の就業日であっても被雇用者は有給の代替休日が取得できる。 また、祝祭日に就労した場合には、就業時間の 1.5 倍分以上の給与を支払わなければならない。
病気休暇	休日法 第 65 条ほか	雇用開始から 6 か月を経過すると、病気有給休暇が 5 日間取得できる。その後は 12 か月ごとに 5 日間の取得ができる。未使用分は繰り越して、現年分とあわせて最大 20 日まで蓄積が可能 病気休暇は、被雇用者本人、その配偶者・パートナー、被扶養者が病気やけがをした場合に取得できる。 雇用主は、医師の診断書等、病気の証明をするものを求めることができるが、病気休暇の取得開始から 3 日以内に求める場合は、その取得費用は雇用主が負担しなければならない。
育児休暇	育児休暇及び雇 用保護法	特定の条件を満たす被雇用者は育児休暇が取得できる。 育児休暇と育児休暇中の給与は、別々の事項であり、取得資格は異なる。なお、育児休暇中の給与は雇用主ではなく政府から支給される ¹⁴ 。 ○育児休暇：雇用主より取得 (1) 6 か月規定： 同一の雇用主の下で出産予定日又は 6 歳未満の子の育児予定日までに 6 か月間にわたって平均で最低週 10 時間継続して勤務した者は、合計 26 週間の休暇を取得できる。 (2) 12 か月規定： 同一の雇用主の下で出産予定日又は 6 歳未満の子の育児予定日までに 12 か月間にわたって平均で最低週 10 時間継続して勤務した者は合計 52 週間の休暇を取得することができる。

Ministry of Social Development, *STUDYLINK Hoto Akoranga*,
<<https://www.studylink.govt.nz/products/a-z-products/student-loan/index.html>>
(Accessed 2018-1-15).

¹³ 離婚等によって 19 歳未満の子どもと同居をしていない場合等に、国の制度として義務的に支払わなければならない養育費

¹⁴被雇用者の場合は週 538.55NZ ドルを上限として 52 週間のうち最も収入が多い 26 週間分の平均を給付される。Inland Revenue Te Tari Taake, *Paid parental leave*
<<http://www.ird.govt.nz/yoursituation-ind/parents/parents-paid-parental-leave.html#03>> (Accessed 2018-1-15) .

		○配偶者・パートナー向け休暇 配偶者等が(1)を満たす場合:1週間 配偶者等が(2)を満たす場合:2週間追加で休暇を取得することが可能 ○妊娠休暇 妊婦は、出産前に出産に関係した理由であれば、最大10日間の無給休暇を取得することができる。 ○育児休暇中の給与支給:政府より支給 出産日までの52週間中のいずれか26週間の間に毎週最低10時間雇用されていた者は、最大18週間分、政府からの給与支給を受けることができる。 ※なお、基本的には、6歳以下の子どもを養子とする場合も同様に育児休暇の対象となる。
その他の休暇	ボランティア雇用保護法 (Volunteer Employment Protection Act 1973) ほか	被雇用者は労働災害によるけがや兵役訓練等に当たり、休暇を取得できる場合がある。
ニュージーランドで働く権利	入国管理法 (Immigration Act 2009)	雇用主は、ニュージーランド国内で合法的な就労権を持つ者のみを雇用しなければならない。
試用期間	雇用関係法 第67条Aほか	雇用主は、最長90日間の試用期間を被雇用者に提示することができる(書面での同意が必要)。 試用期間中に解雇された被雇用者は、解雇を理由に個人的な苦情を申し立てることができない(ただし、雇用主による差別、ハラスメント、行為等を理由に申し立てることはできる)。
労働組合	雇用関係法 第7条ほか	被雇用者には、労働組合に加入するか、どの労働組合に加入するかを決定できる権利がある。雇用主又は第三者が、組合加入に関して理不尽な強要を行うことは違法 雇用主は、組合に加入した被雇用者に求められた場合、その組合との団体労働協約に向けた交渉に臨まなければならない。

第5節 任用

職員の任用は一括で行うのではなく¹⁵、職種ごとに補充の必要性が生じた際に募集し任用するのが一般的である。

募集に当たっては、地方自治体や地方自治体職員募集専門のウェブサイト¹⁶、その他就職関係のウェブサイト、地元紙等で広告を行うのが一般的である。基本的には、業務内容やその職責、必要とされる経験や資格、契約の種類（正規職員・臨時職員等の別）を記載し、場合によっては賃金についても記載する。「募集→応募→書類選考→面接・関係者（前の職場等）への照会→任用決定通知」という過程が一般的である。以下にハミルトン市の職員募集の例を示す。

¹⁵ オークランド市では、自治体の規模が大きいこと等もあり、大卒者向けに一括採用を行うプログラムを行っている（Auckland Council Graduate Program）。その場合でも、一般事務職としての一括採用ではなく、職種ごとに必要な人数を採用する。

¹⁶ New Zealand Society of Local Government Managers LG Careers A SOLGM SERVICE, <<https://lgcareers.co.nz/>> (Accessed 2018-1-15).

参 考

ハミルトン市の職員募集例

○ハミルトン市ウェブサイト

The screenshot shows the 'Vacancies' section of the Hamilton City Council website. It lists 8 jobs. Three specific job listings are visible:

- Contract and Asset Manager - Hamilton Gardens**
(Permanent - Full Time)
This role is critical to the success of Hamilton Gardens which was awarded 'International Garden of the Year 2014'.
Location: Hamilton, New Zealand | Closing date: 1 February 2015
Buttons: [Apply now](#), [More info](#)
- Mower Operator - Sports Parks (2 positions)**
(Permanent - Full Time)
You will be an experienced mower operator with the ability use modern upfront mowers. You will also be physically fit, able and willing to help out.
Location: Hamilton, New Zealand | Closing date: 22 January 2015
Buttons: [Apply now](#), [More info](#)
- Field Officer - City Waters**
(Permanent - Full Time)
You'll play a key role the effective and efficient operation and maintenance of the Water, Wastewater, Storm Water networks for Hamilton City.
Location: Hamilton, New Zealand | Closing date: 26 January 2015
Buttons: [Apply now](#), [More info](#)

(1) 都市開発プロジェクト課長 (Project Development Manager)

- 雇用形態: 常勤
- 年 収: 10 万 7,400~11 万 9,700NZ ドル
- 業務内容: インフラ計画に基づく計画、建設、検査部門の管理
- 必須条件: 高等教育機関で技術又は管理部門を専攻。インフラ技術部門での7年以上の技術・管理経験を有すること。財務管理の経験があること 等
- 優 遇: エンジニア有資格者、地方自治体での職務経験 等

(2) 芝刈作業員 (Mower Operator)

- 雇用形態: 常勤
- 賃 金: 時給 18.56 NZ ドル
- 業務内容: スポーツグラウンドの芝刈り
- 必須条件: クラス2のニュージーランド運転免許。基本的な芝の管理に係る知識、基本的な機械メンテナンスの知識 等
- 優 遇: 公園管理における芝刈りの経験

第6節 退職

雇用を終了する方法としては、雇用契約の満了、職員の申出による辞職、定年退職、解雇、リストラを始めとする余剰人員整理等がある。

法令では、職員が辞職を希望する場合や雇用主が解雇をする場合の事前申出（通知）義務や、雇用主がリストラ等を行う際における職員との事前協議義務、雇用主の決定に不満がある場合の被雇用者に対する救済措置等を定めているが、事前申出（通知）に必要な日数等は定められておらず、必要に応じて雇用契約で定めることとなる。

また、ニュージーランドでは、年齢による雇用の差別を禁止していることから基本的には定年制度というものがない（裁判官やパイロット等特定の職種は例外である。また、安全上の理由等の合理的な理由があれば、必ずしも妨げられるものではない。なお、1992年4月1日より前に締結され、現在も有効である雇用契約には定年制度が適用される）。ただし、一般的には老齢年金の受給資格を得る65歳で、その職を退く者が多く、地方自治体職員も同様である¹⁷。

¹⁷ New Zealand Government, *Retirement Age*,
<<https://www.govt.nz/browse/work/retirement/retirement-age/>> (Accessed 2018-1-15).

第5章 最近の地方行政の動き¹

第1節 2010年地方自治法改正

2008年11月の総選挙で政権交代を果たし、労働党政権に代わり、国民党政権が発足した。2009年10月に、地方自治体の透明性と説明責任、財政運営を改善することを目的とした地方自治法²の改正法が2010年11月に可決、施行された。主な改正点は以下のとおり。

- 1 地方自治体間でインフラサービスの財務情報以外での成果が比較できるように、その測定方法を標準化
- 2 地方自治体の選挙時における議論の活性化のために、事前選挙報告書（Pre-Election Report）³の策定を義務付け
- 3 財政報告書に記載して公表しなければならない事項について規定するために、地方自治体財政報告書規則（Local Government（Financial Reporting）Regulation 2011）⁴の導入。また、住民の理解度を高めるために、平易な英語を用いることを要請
- 4 地方自治体の長期計画の中に、資産税及び負債の上限並びに地方自治体の投資による効果を記載した財政戦略を盛り込む
- 5 長期計画の策定過程を簡素化し、より戦略的な視点を導入
- 6 地方自治体がどのような時期と目的で利害関係者からの意見を聴取するかについての自由度を拡大

¹ 2010年以前の地方行政改革については、自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』、2005年を参照＜<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j18.pdf>＞（Accessed 2018-1-15）

² この章で述べる地方自治法改正とは、いずれも2002年地方自治法（Local Government Act 2002）の改正である。

³ 遅くとも告示日の2週間前までに策定・公表しなければならず、現職議員の選挙活動とならないように首席行政職員が策定する。現職議員のコメントや写真は一切含めることができない。

⁴ 2012年の地方自治法改正に伴い、新たな規則（地方の財政報告書及び健全性に係る規則）が2014年に施行されたため廃止された。

- 7 これまで別々であった、地域に対する事業の効果測定と長期計画策定の過程を統合し合理化
- 8 サービス提供方法の選択における地方自治体の自由度を高めることにより、効果的・効率的なサービスを提供

第2節 Better Local Government（2012、2014年地方自治法改正）

1 地方自治体の改革方針

2011年の総選挙でも勝利し2期目を迎えたキー国民党政権は、生産的と競争力のある経済や、より良い公共サービスを目的として、2012年3月に「Better Local Government（より良い地方自治体を目指して）」と題して、以下8項目の地方自治体改革方針を発表した。

- （1）地方自治体の目的の見直し
- （2）財政責任に対する要件の導入
- （3）地方自治体のガバナンスの強化
- （4）地方自治体の再編手続の合理化
- （5）地方自治体の効率的な運営に関する専門委員会の設置⁵
- （6）中央政府と地方自治体の役割についての枠組づくり
- （7）地方自治体のインフラ供給についての検査
- （8）開発負担金（Development Contribution）⁶の見直し

発表に際して政府は、労働党・連合党政権が行った2002年の地方自治制度改革以降、住民の資産税負担が毎年平均して7%ずつ増加していることや地方自治体の負債が約4倍に増加していることを例にとり、「今回の改革は、地方自治体の主要な役割や財政上の責任に焦

⁵ Better Local Governmentの改革に対する提案を行うために2012年7月に8人が任命され、同年12月に地方自治体が住民と行う協議や計画、財政報告の詳細等についての報告書を発表した。

⁶ 開発者に対して課せられる負担金で、その開発に対して地方自治体がインフラサービスを提供する際に生じる地方自治体の資本的支出を補填するために、支払われるもの。また、金銭だけではなく、土地の提供も含まれる。

点を当てつつ、地方自治体に経費を抑制するための方法を与えることで、住民の資産税負担や地方自治体の負債の程度を抑制するためのものである」としている。また、改革に当たっては2段階に分けて法改正を行うこととした。

2 2012年地方自治法改正

改革の1段階目として、2012年12月に改正地方自治法が施行された。1段階目では、以下の4分野について改正を行った。

(1) 地方自治体の目的の見直し

これまで、地方自治体の目的は、現在及び将来にわたって「コミュニティの4つの福祉（社会的、経済的、環境的、文化的）の増進を目指すこと」であったが、「世帯や企業のために最も費用対効果のある方法で、良質な地域インフラ・地域公共サービス・その他法令で規定された地方自治体の業務成果について、地域の現在及び将来のニーズを満たすこと」とされた。

これまで広義で捉えられてきた地方自治体の役割を、より狭義に捉えて明確化し、いわゆるお役所仕事や住民の資産税負担、地方自治体の負債を減少させ、資金効率的なインフラ供給を目指すこととした。

(2) 財政責任に対する要件を導入

地方自治体の財政状況を測定する指標や基準を設定することを目的として、地方自治体財政に係る規則を新たに導入することとした。ただし、この法改正では、具体的な内容は定めていない。

2014年3月に「地方自治体の財政報告書及び健全性に係る規則」(Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulation 2014)が施行され、年次計画、年次報告書及び長期計画に記載し公表すべき財政的な事項とその基準、所定の様式等が示された。

(3) 地方自治体のガバナンスの強化

ア 市長の権限の拡大

これまでも市長は対外的に地方自治体を代表するもので、議会の代表者（議長）でもあったが、その役割は明確にされていなかった。そのため、以下のとおり市長の役割を明確にし、また、その権限を拡大するための改正が行われた。これは、2010年に合併によって生まれたオークランド市長のモデルを採用している。

なお、この改正（条項）は、広域自治体の議長が直接公選でないこと等を理由として、地域自治体の市長にのみ適用される。

- (ア) 地方自治体の計画、政策及び予算の推進を統括
- (イ) 副市長の任免
- (ウ) 委員会の設置
- (エ) 委員会の長の任免

イ 地方自治体が策定する報酬及び雇用計画（**Remuneration and Employment Policy**）

地方自治体の歳出を管理する方法の1つとして、各地方自治体に報酬及び雇用計画の策定を求めた（義務付けられてはいない）。

また、毎年、地方自治体が発行する年次報告書には職員数とその給与を記載することを義務付けた。これによって、議会議員や住民が地方自治体の財政状況を監視しやすくなった。なお、同計画を策定した場合には3年に1回、見直しをしなければならない。

ウ 地方自治大臣の地方自治体支援（関与）の強化

地方自治体の運営が困難な状況に陥ってしまうのを未然に防ぐために、地方自治大臣が支援・関与できる範囲等を大幅に拡大した。これまでも地方自治大臣が議会を代理して地方自治体運営を行う執行官（**Commissioner**）を任命し、議会の執行を停止する等、地方

自治体運営に関与することは可能であったが、本改正では、主に以下の事項が追加された（第2章第3節第2項（5）参照）。

- （ア）地方自治体運営に諸問題が見受けられる場合に、地方自治大臣は、その問題の内容及び解決に向けた計画を地方自治体に報告させることができること
- （イ）地方自治体の諸問題の解決プロセスを支援及び監視するために、地方自治体の要請を受けて、地方自治大臣が「国指定監察官」（Crown Observer）を任命できること
- （ウ）地方自治体の諸問題が、支援なしでは解決が不可能と判断された場合や、その他の地方自治大臣の支援策（国指定監察官等）を地方自治体が誠実に履行しない場合に、地方自治大臣はその問題解決を直接指揮するための「国指定管理官」（Crown Manager）⁷を任命できること

（4）地方自治体の再編手続の合理化

地方自治体の再編の発議がより簡単にできるように、誰でも地方行政委員会（Local Government Commission）に対して再編（合併や他地方自治体への権限の移譲等）の申請ができるようになった（改正前は、関係地方自治体の議会の議決、地方自治大臣の決定、全ての関係地方自治体における10%以上の住民の同意が必要であった。）。また、地方行政委員会の役割も改め、申請があった場合に代替案の提示の機会を住民等に与えて、どの方法が最適な方法かを判断することとした。

その後の手続も簡素化され、地方行政委員会が決定した再編案に対して、パブリックコメントを実施し、最終的に地方行政委員会が最終再編案を決定する。最終再編案を最終的に住民投票にかけるかどうかは有権者に委ねられ、有権者10%以上の要請があれば住民投票を実施することになる。最終的には住民投票の過半数以上の賛成で確定する

⁷ 地方自治体の要請を受けて任命することも可能となっている。

こととなる⁸。

なお、新たに再編される地方自治体の人口が 40 万人以上の場合⁹には、オークランド市のように地域委員会（第 2 章第 4 節第 3 項参照）を設置することも可能となった。

3 2014 年地方自治法改正

改革の 2 段階目として、2014 年 8 月に改正地方自治法が施行された。2 段階目では、以下の 5 分野について改正を行った。

（1）開発負担金の見直し

2002 年に導入された開発負担金について、その負担金の課し方に様々な疑義があったこと（例えば、開発に直接的に関係のないコミュニティ施設等の使用に対する対価等にも課せられていた。）、開発負担金として得られた歳入をどのように使用していくかが地方自治体によって様々であったこと等から、より公平かつ透明性のある方法を導入することとした。具体的には以下のような改正が行われている。

ア 徴収された開発負担金の使用方法

イ 課金対象となるインフラサービスの明確化

ウ 課金方法に疑義がある場合の異議申立て制度の導入

（2）オークランド市以外での地域委員会の設置

2012 年の 1 段階目の改正で、オークランド市以外にも地域委員会を設置することが可能になったが、地域委員会という有効な手段を広く用いることができるように、本改正では人口要件¹⁰を廃止し、地方行政委員会にその判断を委ねることとした。

⁸ 最終的に住民投票を行うという点は、改正前後で変わらない。

⁹ 最初の再編案が示された日から 5 年以内に 40 万人以上になることが見込まれる場合も可能である。

¹⁰ 2012 年改正では、新たに再編される地方自治体の人口が 40 万人以上（最初の再編案が示された日から 5 年以内に 40 万人以上になることが見込まれる場合も含む。）の場合に限定されていた。

それにより、新たに統合自治体を目指す地方自治体や既存の統合自治体が地域委員会の設置を希望する場合¹¹に、地方行政委員会が認めれば、地方自治体の再編案に組み込むことが可能となった。

（３）地方自治体の効率的な公共サービスの提供とガバナンス

地方自治体間でのサービスの共同提供等を促進することを目的として以下の改正を行った。

- ア 地方自治体の原則として、効率性を改善するために積極的に他の地方自治体との連携を模索することを求めた。
- イ 地域自治体と広域自治体が締結する３か年協定（第２章第２節第６項参照）、複数の地方自治体が共同で設置する共同委員会、地方自治体間での権限移譲に関する条項を明確にした（改正前も全て可能ではあった。）。
- ウ 地方自治体の再編過程で、地方行政委員会が共同委員会や公営企業を設置できるようにした。

（４）住民との協議、意思決定、長期計画及び年次計画

地方自治体の業務をより効率的にし、また、住民との協議をより効果的にするために以下の改正を行った。

- ア 特別な住民協議（Special Consultative Procedure）を必要とする要件を、長期計画の策定・改定及び住民に大きな影響を与える条例の制定・改廃のみに限定した。
- イ 長期計画の住民協議資料を簡略化（重要案件、財政に係る事項等）し、長期計画と年次計画の協議段階やその内容において不要な重複を取り除くようにした。

¹¹ 当初の申請案で地域委員会の提案がされていなくても、地域委員会の設置がより効果的と判断されれば、地方行政委員会の裁量で再編案に組み込むこともできる。

（５）インフラ戦略及び資産運用

住民生活にとってインフラ供給が必要不可欠であることや、将来の維持・管理コストの問題を未然に防ぐといった観点から、30年間の長期インフラ計画の策定を地方自治体に求めた。その中には資産運用戦略やインフラに対するリスクマネジメント（天災、将来的なサービス需要の増減等）を含めることとした。

また、クライストチャーチ市での大地震の教訓を踏まえ、年次報告書において、現存資産に対する災害時に保険額や保険会社との保険契約をしていない自己保険資産、財政危機に対する共済協定等について公表することとした。

その他特徴的な改正として、議会議員等が本会議や委員会に出席する場合に、必要な条件を満たせば、オーディオ機器やテレビ電話等を通じて出席することが可能となった。

参考文献リスト

【オーストラリア編】

第1章

Australian Bureau of Statistics (ABS), *2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*,

<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2018-1-15)

Australian Government Bureau of Meteorology, Greater Sydney in 2017,

<<http://www.bom.gov.au/climate/current/annual/nsw/sydney.shtml>> (Accessed 2018-1-15).

Electoral commission NSW,

<https://www.elections.nsw.gov.au/about_elections/Elections_for_each_level_of_government/state>(Accessed 2018-1-15).

Parliament of Australia, *Current Ministry List, The 45th Parliament*,

<https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Parliamentary_Handbook/Current_Ministry_List> (Accessed 2018-1-15).

Parliament of Australia, *New South Wales state election 2015*,

<https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1516/NSWStateElections2015#_Toc450568793> (Accessed 2018-1-15).

Parliament of Australia, *SENATORS AND MEMBERS*,

<https://www.aph.gov.au/Senators_and_Members> (Accessed 2018-1-15).

Parliament of NSW, *All Members*, <<https://www.parliament.nsw.gov.au/members/pages/all-members.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

The Parliamentary Education Office (PEO), *Composition of the House of Representatives*,

<<https://www.peo.gov.au/learning/parliament-now/parliamentary-statistics/composition-of-the-house-of-representatives.html>> (Accessed 2018-1-15).

The Parliamentary Education Office (PEO), *Composition of the Senate*,

<<https://www.peo.gov.au/learning/parliament-now/parliamentary-statistics/composition-of-the-senate.html>> (Accessed 2018-1-15).

The Times, *The Index-Gazetter of the World*, 1965.

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 平成 29 年要約版(平成 28 年 10 月 1 日現在)」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html> (閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

気象庁「地点別データ・グラフ(世界の天候データツール) シドニー オーストラリア」、

<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/graph_mkhtml.php?&n=94767&p=24&s=1&r=1&y=2017&m=9&e=0&k=0>(閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

気象庁「東京 年ごとの値 主要要素」

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2016&month=&day=&view=p1>(閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

気象庁「東京 2017 年(月ごとの値) 主要要素」

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2017&month=&day=&view=p1> (閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

久保田治郎編著『オーストラリア地方自治体論』、ぎょうせい、1998 年

国際交流基金「海外の日本語教育の現状 2015 年度日本語教育機関調査より」

<<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/survey15.html>> (閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

シドニー日本商工会議所、『オーストラリア概要 2017/2018 年版』、2017 年

総務省統計局、「人口推計—平成 29 年 11 月報—、確定値」

<<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201711.pdf>>(閲覧日: 2018 年 1 月 15 日)。

第 2 章

- ABC News, *Ausgrid lease: Treasurer Scott Morrison blocks sale to Chinese, Hong Kong bidders*, <<http://www.abc.net.au/news/2016-08-11/scott-morrison-sale-of-ausgrid-to-chinese-consortium-blocked/7720530>> (Accessed 2018-1-15).
- ABC News, *NSW councils to merge under State Government plan for forced amalgamations: 2016 elections delayed*, <<http://www.abc.net.au/news/2015-12-18/sydney-councils-to-be-forced-to-merge-by-nsw-government/7039326>> (Accessed 2018-1-15).
- ABS, *Australian Marriage Law Postal Survey Results*, <<https://marriagesurvey.abs.gov.au/results/>> (Accessed 2018-1-15).
- ABS, Family and Community, Land and Environment, LGA, 2011-2016, in *1410.0 - Data by Region, 2011-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1410.02011-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).
- ABS, Population and People, LGA, 2011-2016 in *1410.0 - Data by Region, 2011-16*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1410.02011-16?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).
- ACELG, VLGA *Local Representation in Australia (November 2013)*, pp.19-20.
- AEC, Turnout by state, Senate, 2016 Federal Election <<http://results.aec.gov.au/20499/Website/SenateTurnoutByState-20499.htm>> (Accessed 2018-1-15).
- Ausgrid, *ABOUT US*, <<https://www.ausgrid.com.au/Common/About-us.aspx>> (Accessed 2018-1-15)
- Australian Centre of Excellence for Local Government, *Local Government and Community Engagement in Australia*, 2011.
- Australian Electoral Commission, *1999 Referendum Report and Statistics*, <http://www.aec.gov.au/Elections/referendums/1999_Referendum_Reports_Statistics/Key_Results.htm> (Accessed 2018-1-15).
- Australian Electoral Commission, *What are referendums and plebiscites?* <<http://www.aec.gov.au/Elections/referendums/types.htm>> (Accessed 2018-1-15).
- Australian Energy Regulator, *State of the energy market, May 2017* <<https://www.aer.gov.au/publications/state-of-the-energy-market-reports/state-of-the-energy-market-may-2017>> (Accessed 2018-1-15).
- Australian Local Government Association, *ABOUT ALGA* <<http://alga.asn.au/?ID=42>> (Accessed 2018-1-15).
- Blue Mountains City Council, *Petitions*, <<https://www.bmcc.nsw.gov.au/yourcouncil/petitions>> (Accessed 2018-1-15).
- Brisbane City Council, *Organisational chart* <<https://www.brisbane.qld.gov.au/about-council/governance-strategy/organisational-chart>> (Accessed 2018-1-15).
- Electoral Commission NSW, *Cumberland Poll*, <<http://pastvtr.elections.nsw.gov.au/LGE2017/cumberland/poll/summary.htm>> (Accessed 2018-1-15).
- Electoral Commission NSW, *Kiama Municipal Council Poll: 7 May 2016*, <http://www.elections.nsw.gov.au/results/referendums_and_polls/local/kiama_municipal_council_poll_7_may_2016> (Accessed 2018-1-15).
- Electoral Commission Queensland, *2016 Fixed Four-Year Terms Referendum Election Report*, 2016.
- Electoral Council of Australia and New Zealand, *Electoral systems*, <<http://www.ecanz.gov.au/systems/>> (Accessed 2018-1-15).
- Elvin, R., *Local government reform in the Northern Territory: reforming the governance of service delivery and the view from the Barkly*, 2009.
- Essential Energy, *About Us*, <<http://www.essentialenergy.com.au/#>> (Accessed 2018-1-15).

Glanville, B. and Stuart, R., *NSW council amalgamations scrapped after Government backflip*, ABC News, 2017, 27 July,
<http://www.abc.net.au/news/2017-07-27/council-amalgamations-scrapped-in-nsw-after-government-backflip/8748164> (Accessed 2018-1-15).

Grant, B. and Drew, J., *Local Government in Australia*, 2017.

IPART, *Report Card*, 2015.
<http://www.fitforthefuture.nsw.gov.au/sites/default/files/IPART%20Report%20Summary%200.pdf> (Accessed 2018-1-15).

LGANT, *ABOUT LOCAL GOVERNMENT*, <http://www.lgant.asn.au/local-government/> (Accessed 2018-1-15).

LGASA, *Council Map*, <http://www.lga.sa.gov.au/councilmaps> (Accessed 2018-1-15).

LGAT, *What is Local Government?*, <http://www.lgat.tas.gov.au/page.aspx?u=226> (Accessed 2018-1-15).

LGAQ, *YOUR ASSOCIATION*, <http://www.lgaq.asn.au/web/guest/membership> (Accessed 2018-1-15).

LGNSW, *NSW Council Links*, <https://www.lgnsw.org.au/about-us/council-links> (Accessed 2018-1-15).

Local Government NSW, *'Amalgamations: To Merge or not to Merge?'* 2015.

Local Government NSW, *Media Release: Local Community, Local Democracy the Key* <http://www.lgnsw.org.au/news/media-release/media-release-local-community-local-democracy-key> (Accessed 2018-1-15).

Local Government Remuneration Tribunal, *Annual Report and Determination under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 12 April 2017, p.24
<http://www.remtribunals.nsw.gov.au/local-government/all-lg-rt-determinations> (Accessed 2018-1-15).

MAV, *ABOUT LOCAL GOVERNMENT*,
<http://www.mav.asn.au/about-local-government/Pages/default.aspx> (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Office of Local Government, *Community Engagement Strategy*,
<https://www.olg.nsw.gov.au/councils/integrated-planning-and-reporting/framework/community-engagement-strategy> (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Office of Local Government, *Community Strategic Plan*,
<https://www.olg.nsw.gov.au/councils/integrated-planning-and-reporting/framework/community-strategic-plan> (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Office of Local Government, *The Election Process Guide*, 2017.

National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2010-11*, p.4 <http://regional.gov.au/local/publications/reports/> (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Office of Local Government, *NSW Councillor and Candidate Report 2012*,
<https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/NSW-Councillor-and-Candidate-Report-2012.pdf> (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Stronger Councils, *Stronger Communities Fund*,
<https://www.strongercouncils.nsw.gov.au/funds/> (Accessed 2018-1-15).

Parliamentary Education Office, *FACT SHEETS REFERENDUMS AND PLEBISCITES*,
<https://www.peo.gov.au> (Accessed 2018-1-15).

Parliamentary Education Office, *Referendums and Plebiscites*,
<https://www.peo.gov.au/learning/fact-sheets/referendums-and-plebiscites.html> (Accessed 2018-1-15).

Parliament of Australia, *A quick guide to plebiscites in Australia*,
https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2011/June/A_quick_guide_to_plebiscites_in_Australia (Accessed 2018-1-15).

Parliament of Australia, *Citizen Initiated Referendum Bill 2013*,
https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Finance_and_Public_Administration/Completed_inquiries/2010-13/citizeninitiatedrefbill2013/report/c01 (Accessed 2018-1-15).

Queensland Parliament, *QLD State Election FAQs*,
 <<https://web.archive.org/web/20171029145402/https://www.parliament.qld.gov.au/work-of-assembly/sitting-dates/ElectionFAQ>>(Accessed 2018-1-15).

Sansom, G., *Australian Mayors: What Can and Should They Do? A discussion paper*, 2012, p.12, <<https://opus.lib.uts.edu.au/handle/10453/42103>> (Accessed 2018-1-15).

Tasmanian Electoral Commission, *'2014 Local Government Elections'* 2015.

The Australian Electoral Commission (AEC), *Turnout by state, House of representatives, 2016 Federal Election* <<http://results.aec.gov.au/20499/Website/HouseTurnoutByState-20499.htm>> (Accessed 2018-1-15).

The Australian Financial Review, *NSW sells Endeavour Energy stake to Macquarie Group-led consortium*, <<http://www.afr.com/business/energy/electricity/nsw-sells-endeavour-energy-stake-to-macquarie-group-led-consortium-20170510-gw25t7>> (Accessed 2018-1-15).

The SYDNEY MORNING HERALD, *Transgrid lease reaps more than \$10 billion for NSW government*, <<http://www.smh.com.au/nsw/transgrid-lease-reaps-more-than-10-billion-for-nsw-government-20151124-gl77pc.html>> (Accessed 2018-1-15).

Tiley, I. and Dollery, B., Centre for Local Government, UNE, *Historical Evolution of Local Government Amalgamation in Queensland, the Northern Territory and Western Australia*, 2010.

WALGA, *About WALGA*, <<http://walga.asn.au/About-WALGA.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

Western Australian Electoral Commission, *'2015 Local Government Ordinary Elections, Election Report'* 2016.

国土交通省国土地理院、「平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調」、参考資料（面積に関する各種順位の公表）<<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO201610-index.html>>（閲覧日 2017 年 1 月 15 日）。

小松俊也「連邦国家における地方自治体の強制合併 - 2016 年ニューサウスウェールズ州自治体強制合併の事例から -」首都大学東京『都市政策研究』、第 11 号、2017 年、95 頁

自治体国際化協会「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」、2015 年

自治体国際化協会「オーストラリアにおける住民参画」『CLAIR REPORT』第 397 号、2014 年

総務省自治行政局、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」、【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数、2016 年

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&kikan=00200&tstat=000001039591&cycle=7&year=20160&month=0&tclass1=000001039601&result_back=1&result_page=1&second2=1>（閲覧日 2018 年 1 月 15 日）。

藤田由紀子「英国地方自治体のコンサルテーション—公立小学校定員拡張プロポーザルを事例として—」『都市とガバナンス』Vol.19、2013 年

第 3 章

ABS, *5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2015-16*
 <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5506.02015-16?OpenDocument>>
 (Accessed 2018-1-15).

ABS, *6202.0 - Labour Force, Australia, Jun 2017*
 <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/6202.0Explanatory%20Notes1Oct%202017?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

ABS, *6248.0.55.002-Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17*
 <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.0022016-17?OpenDocument>> (Accessed 2018-1-15).

ABS, *Cober (A) 2016 Census QuickStats*,
 <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA11750?opendocument> (Accessed 2018-1-15)

ABS, Loddon(S), 2016 Census QuickStats,
 <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA23940?opendocument> (Accessed 2018-1-15).

ABS, POPULATION AND PEOPLE, Local Government Area, 2011-2016 in *1410.0 - Data by Region, 2011-16*,
[<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/1410.0Main+Features12011-16?OpenDocument>](http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/1410.0Main+Features12011-16?OpenDocument) (Accessed 2018-1-15).

ABS, Table 000,130,239,339, in *5512.0 - Government Finance Statistics, Australia, 2015-16*
[<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/5512.0Main+Features12015-16?OpenDocument>](http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/5512.0Main+Features12015-16?OpenDocument) (Accessed 2018-1-15).

ABS, Table 18 in *5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2015-16*,
[<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5506.02015-16?OpenDocument>](http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5506.02015-16?OpenDocument)
 (Accessed 2018-1-15).

ABS, Willoughby (C)2016 Census QuickStats,
[<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA18250?opendocument>](http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/quickstat/LGA18250?opendocument) (Accessed 2018-1-15).

Australian Government Commonwealth Grants Commission, *Report on GST Revenue Sharing Relativities 2017 Update*, p.viii.

Australian Government Commonwealth Grants Commission, *What is the Horizontal Fiscal Equalisation (HFE)?*,
[<https://cgc.gov.au/index.php?option=com_content&view=article&id=204:faq-old&catid=8&Itemid=554>](https://cgc.gov.au/index.php?option=com_content&view=article&id=204:faq-old&catid=8&Itemid=554) (Accessed 2018-1-15).

Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report* 2010-11, 2013.

Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2014-15*, 2017, p10, 12, 17, 22, 47.

Australian Government Department of Infrastructure and Regional Development, *Financial Assistance Grant to Local Government* [<http://regional.gov.au/local/assistance/>](http://regional.gov.au/local/assistance/) (Accessed 2018-1-15).

Cobar Shire Council, *General Purpose Financial Statements for the year ended 30 June 2106*, p.3.
[<http://www.cobar.nsw.gov.au/council/annual-report>](http://www.cobar.nsw.gov.au/council/annual-report) (Accessed 2018-1-15)

Commonwealth Grants Commission, Volume 2 Attachment, *Report on GST Revenue Sharing Relativities 2015 Review*, p.647.

Council on federal Financial Relations, *Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations*,
[<http://www.federalfinancialrelations.gov.au/content/intergovernmental_agreements.aspx>](http://www.federalfinancialrelations.gov.au/content/intergovernmental_agreements.aspx) (Accessed 2018-1-15).

Department of the Parliamentary Library, Commonwealth of Australia, *The Australian Loan Council (2nd Edition)*, 1993.

IPART, *Fact Sheet "Rate peg for NSW councils for 2017-18"*, 2016.

IPART, *Fact Sheet "Rate peg for NSW councils for 2018-19"*, 2017.
[<https://www.ipart.nsw.gov.au/Home/Industries/Local-Government/For-Councils/The-rate-peg/Fact-Sheet-Rate-peg-for-NSW-councils-for-2018-19-November-2017>](https://www.ipart.nsw.gov.au/Home/Industries/Local-Government/For-Councils/The-rate-peg/Fact-Sheet-Rate-peg-for-NSW-councils-for-2018-19-November-2017) (Accessed 2018-1-15)

Loddon Shire Council, *Financial Statements Year Ending 30 June 2016 p.3*
[<http://www.loddon.vic.gov.au/Our-documents/Financial-reports>](http://www.loddon.vic.gov.au/Our-documents/Financial-reports) (Accessed 2018-1-15).

NSW Department of Local Government, *Revised Borrowing Order*, Circular to Councils Circular No.09-21, 2009.

NSW Government Office of Local Government, *Fit for the Future Financial criteria reassessment Round 2*, 2016.

NSW Government Office of Local Government, *Frequently Asked Questions – rates and Charges* [<https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/17-09_0.pdf>](https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/17-09_0.pdf) (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Office of Local Government, *Information about Rating 2017-18*
[<https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/17-09_0.pdf>](https://www.olg.nsw.gov.au/sites/default/files/17-09_0.pdf) (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Office of Local Government, *Loan*,
[<https://www.olg.nsw.gov.au/strengthening-local-government/supporting-and-advising-councils/directory-of-policy-advice/loans>](https://www.olg.nsw.gov.au/strengthening-local-government/supporting-and-advising-councils/directory-of-policy-advice/loans) (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Valuer General, *Land valuation in NSW*,
 <http://www.valuergeneral.nsw.gov.au/about_us/Land_valuation_in_NSW> (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Valuer General, *Valuation method*
 <http://www.valuergeneral.nsw.gov.au/land_values/valuation_method> (Accessed 2018-1-15).

NSW Government Valuer General, *Valuation of commercial land*, Valuer General's Policy May 2017, p1 <http://www.valuergeneral.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0008/198620/0.2_FINAL_Valuation_of_commercial_land_policy_May_2017.pdf> (Accessed 2018-1-15).

NSW Treasury NSW Government, *Report on State Finances 2016-17*.

Parramatta City Council, *Financial Statement 2016*.

Parramatta City Council, *Population forecasts*,
 <<http://forecast.id.com.au/parramatta/Population-households-dwellings>> (Accessed 2018-1-15).

Property NSW, *Services*, <<https://www.property.nsw.gov.au/services>> (Accessed 2018-1-15).

The Commonwealth Budget 1999-2000, *Final Budget Outcome 1999-2000*, 2000,

The Commonwealth Budget 2000-2001, *Budget Paper No.3 Federal Financial Relations*.

The Commonwealth Budget 2000-2001, Table 25: GST revenue provision to the States and Territories, *Final Budget Outcome 2000-2001*, 2001.

The Commonwealth Budget 2001-2002, Table 25: GST revenue provision to the States and Territories, *Final Budget Outcome 2001-2002*, 2002.

The Commonwealth Budget 2016-17, Table 30: GST revenue assistance, *Final Budget Outcome 2016-17*, 2017, p.58, 73.

The Commonwealth Budget 2017-18, *Federal Financial Relations Budget Paper No. 3 2017-18*, 2017, p.77, 79-86.

Victoria State Government, Property and land titles, *Valuer-General as valuation authority*,
 <<https://www.propertyandlandtitles.vic.gov.au/valuation/council-valuations/valuer-general-as-valuation-authority>> (Accessed 2018-1-15).

Willoughby City Council, General Purpose Financial Statements for the year ended June 30 2016, p.4, 26, 28
 <<http://www.willoughby.nsw.gov.au/About-Council/Forms-Policies---Publications/Annual-Report/>> (Accessed 2018-1-15).

国際交流基金、「日本語教育 国・地域別情報 オーストラリア (2016 年度)」
 <<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2016/australia.html#SEIDO>>
 (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

第 4 章

ABS, *New South Wales (1); Victoria (2); Queensland (3); South Australia (4); Western Australia (5); Tasmania (6); Northern Territory (7); Canberra (CED801) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0*,
 <<http://www.abs.gov.au/websitedbs/D3310114.nsf/Home/2016%20Census%20Community%20Profiles>> (Accessed 2018-1-15).

ABS, *6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2016-17*,
 <http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/SUBSCRIBER.NSF/log?openagent&6428055002ds0001_2016-17.xls&6248.0.55.002&Data%20Cubes&079AE8AB8BFCFE4BCA2581D2000E958D&0&2016-17&09.11.2017&Latest> (Accessed 2018-1-15).

ABS, *Table 6a in 6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007*, <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/6248.0.55.001Jun%202007?OpenDocument>>.

Division of Local Government, NSW Department of Premier and Cabinet, *Guidelines for the Appointment & Oversight of General Managers*, 2011.

McArthur Talent Architects, *2016-17 Local Government National Remuneration Survey*,
 <<http://www.mcarthur.com.au/media/1412/rem-survey-snapshot.pdf>> (Accessed 2018-1-15).

NSW Department of Local Government, *Standard Contract of Employment-Senior Staff (other than General Managers) of Local Councils in New South Wales*, 2006.

自治体国際化協会、「オーストラリア地方自治体の公務員制度について」『CLAIR Report』第 377 号、2013 年

【ニュージーランド編】

第 1 章

Electoral Commission New Zealand, *VOTING SYSTEM*,

<<http://www.elections.org.nz/voting-system>> (Accessed 2018-1-15).

New Zealand Government, *Maori history*, <<https://www.govt.nz/browse/history-culture-and-heritage/nz-history/maori-history/>> (Accessed 2018-1-15) .

New Zealand Parliament, *Members of Parliament*, <<https://www.parliament.nz/en/mps-and-electoralates/members-of-parliament/>>(Accessed 2018-1-15).

Statistics New Zealand, *Ethnic groups in New Zealand in 2013 Census QuickStats about culture and identity*, <<http://archive.stats.govt.nz/Census/2013-census/profile-and-summary-reports/quickstats-culture-identity/ethnic-groups-NZ.aspx>> (Accessed 2018-1-15) .

Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 2010*,

<https://www3.stats.govt.nz/New_Zealand_Official_Yearbooks/nz_official_yrbk_2010.pdf.pdf> (Accessed 2018-1-15) .

Statistics New Zealand, *New Zealand in Profile 2015*,

<<http://archive.stats.govt.nz/~media/Statistics/browse-categories/snapshots-of-nz/nz-in-profile/2015/nzip-2015.pdf>> (Accessed 2018-1-15) .

Statistics New Zealand, *2013 Census Usually Resident Population Counts*,

<http://m.stats.govt.nz/browse_for_stats/population/census_counts/2013CensusUsuallyResidentPopulationCounts_HOTP2013Census.aspx> (Accessed 2018-1-15) .

オークランド日本経済懇談会『ニュージーランド概要 2015・2016』、2015 年
外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 平成 29 年要約版」、

<<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf/gaiyou1.pdf>> (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

気象庁「地点別データ・グラフ（世界の天候データツール） AUCKLAND AERO AWS・クライストチャーチ（国際空港）ニュージーランド」、

<<http://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/frame.php>>(閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

気象庁「東京 年ごとの値 主な要素」

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2016&month=&day=&view=p1>(閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

気象庁「東京 2017 年（月ごとの値）主な要素」

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2017&month=&day=&view=p1> (閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

総務省統計局「人口推計－平成 29 年 11 月報－、確定値」

<<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201711.pdf>>(閲覧日：2018 年 1 月 15 日)。

矢部明宏『諸外国の憲法事情（ニュージーランドの憲法事情）』国立国会図書館調査及び立法考査局、2003 年

和田明子『ニュージーランドの市民と政治』、明石書店、2000 年

第 2 章

Auckland Council, *Auckland Council Fees Framework and Expenses Policy for Appointed Members*, 2017.

Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2016/2017 Volume3*, 2017.

Auckland Council, *Summary Annual Report 2016/2017*, 2017, p.8.

Auckland Council,<<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/Pages/default.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

Auckland Council, *About local boards*, <<https://www.aucklandcouncil.govt.nz/about-auckland-council/how-auckland-council-works/local-boards/Pages/about-local-boards.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

Auckland council, *Mayor and elected representatives*, <<http://temp.aucklandcouncil.govt.nz/EN/AboutCouncil/representativesbodies/electedrepresentatives/Pages/home.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

Controller and Auditor-General, *Governance and accountability of council-controlled organisations*, 2015, p.7.

Department of internal Affairs, *Report of the Local Government Infrastructure Efficiency Expert Advisory Group*, 2013.

Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2010*, <https://www.dia.govt.nz/diawebsite.nsf/wpg_URL/Services-Local-Elections-Local-Authority-Election-Statistics-2010?OpenDocument>(Accessed 2018-1-15).

Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2016*, <https://www.dia.govt.nz/diawebsite.nsf/wpg_URL/Services-Local-Elections-Local-Authority-Election-Statistics-2016?OpenDocument>(Accessed 2018-1-15).

Hamilton City Council, *Hamilton City Council's 2016/17 Annual Report* 2017.

Local Government Elected Members (2016/17) (Certain Local Authorities) Determination 2016.

Local Government New Zealand, *Council maps and websites*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/new-zealands-councils/>> (Accessed 2018-1-15).

Local Government New Zealand, *NZ's Local Government*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/>>(Accessed 2018-1-15).

Local Government New Zealand, *voter turnout 2016*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/vote2016/final-voter-turnout-2016/>>(Accessed 2018-1-15).

Local Government New Zealand, *Support local democracy*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/vote2016/final-voter-turnout-2016/>>(Accessed 2018-1-15).

Local Government New Zealand, *Online voting trial decision – a lost opportunity for communities*, <<http://www.lgnz.co.nz/news-and-media/2016-media-releases/online-voting-trial-decision-a-lost-opportunity-for-communities/>>(Accessed 2018-1-15).

Local Government New Zealand, *Elected member survey*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/vote2016/campaign-and-research/elected-member-survey/>>(Accessed 2018-1-15).

Local Government New Zealand, *WE BUILD - A stronger local government. A candidate's guide to local authority elections*, 2016, < <http://www.lgnz.co.nz/assets/Candidate-guide-to-local-authority-elections.pdf>>(Accessed 2018-1-15).

New Zealand Fire Service, *Annual Report For the year ended 30 June 2016*, <<https://fireandemergency.nz/assets/Documents/About-FENZ/Key-documents/NZFS-Annual-Report-2016.pdf>>(Accessed 2018-1-15).

New Zealand Immigration, *Local Government*, <<https://www.newzealandnow.govt.nz/living-in-nz/history-government/local-government>>(Accessed 2018-1-15).

Office of the Auditor-General, *Local Government: Results of the 2010/11 audits*, 2012.

Statistics New Zealand, *2013 Census usually resident population count*, 2013, <http://www.stats.govt.nz/browse_for_stats/population/census_counts/2013CensusUsuallyResidentPopulationCounts_HOTP2013Census.aspx>(Accessed 2018-1-15).

Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics: Year ended June 2012*, <http://www.stats.govt.nz/browse_for_stats/government_finance/local_government/LocalAuthorityFinancialStatistics_HOTPyeJun12.aspx>(Accessed 2018-1-15).

Stats NZ Infoshare, *Local Authority Financial, Local Authority Financial Statistics income and expenditure by activity (Annual-Jun) , Statistics* <http://archive.stats.govt.nz/infoshare/?url=/infoshare/&_ga=2.195636645.862465673.1518469671-953479985.1515551826>(Accessed 2018-1-15).

Waikato Regional Council, *Annual Report 2012/13 Summary*.

Waikato Regional Council, *2016/17 Annual Report*.

自治体国際化協会『ニュージーランドの地方行政改革 1987～1996』、1999 年

第 3 章

Buller District, *Council Annual Report for the year ended 30 June 2017*.

Department of Internal Affairs, *Local Government Information Series/ Analysis of Local Government Rating Tools and Forecast Revenue*, 2011.

Hamilton City, *Hamilton City 2016/2017 Annual Report*.

Hamilton City Council, *Annual Plan 2016/2017*.

Hamilton City Council, *Fees and Charges*, <<http://www.hamilton.govt.nz/our-services/Pages/Fees-and-Charges.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

Hamilton City Council, *Rates*,

<<http://www.hamilton.govt.nz/our-services/property-and-rates/rates/Pages/default.aspx>> (Accessed 2018-1-15).

Kawerau District, *Council Annual Report for the year ended 30 June 2017*.

Land Information New Zealand, *Audits of rating valuations*,

<<https://www.linz.govt.nz/regulatory/valuation/audits-rating-valuations>> (Accessed 2018-1-15)

Local Government New Zealand, *Why do councils borrow?*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/new-section-page/why-do-councils-borrow/>> (Accessed 2018-1-15).

New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2017*.

Quotable Value Ltd, *About us*, <<https://qvgroup.qv.co.nz/about-us>> (Accessed 2018-1-15).

State Services Commission, *Workforce*, <<http://www.ssc.govt.nz/public-service-workforce-data/hrc-workforce>> (Accessed 2018-1-15).

Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Income and expenditure(Annual-Jun)* <<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>> (Accessed 2018-1-15).

Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Income and expenditure by activity (Annual-Jun)* <<http://www.stats.govt.nz/infoshare/>> (Accessed 2018-1-15)

Waikato Regional Council, *Annual Report 2016/2017*.

第 4 章

Christchurch City Council, *Chief Executive and Employment Matters Committee Supplementary Agenda*, 2014.

Department of Internal Affairs, *New Zealand Government*,

Council Profiles A-Z in Local Government in New Zealand – Local Councils, <http://www.localcouncils.govt.nz/lqip.nsf/wpg_URL/Profiles-Index?OpenDocument> (Accessed 2018-1-15).

Inland Revenue Te Tari Taake, *Paid parental leave* <<http://www.ird.govt.nz/yoursituation-ind/parents/parents-paid-parental-leave.html#03>> (Accessed 2018-1-15) .

Local Government New Zealand, *Council Operations*, <<http://www.lgnz.co.nz/nzs-local-government/council-operations/>>(Accessed 2018-1-15).

Ministry of Business, Innovation & Employment, *Current minimum wage rates*,

<<https://www.employment.govt.nz/hours-and-wages/pay/minimum-wage/minimum-wage-rates/>>(Accessed 2018-1-15).

Ministry of Business, Innovation & Employment, *Minimum rights of employees*,

<<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/rights-and-responsibilities/minimum-rights-of-employees/>>(Accessed 2018-1-15).

Ministry of Business, Innovation & Employment, *Unions*

<<https://www.employment.govt.nz/starting-employment/unions-and-bargaining/unions/>> (Accessed 2018-1-15).

Ministry of Social Development, *STUDYLINK Hoto Akoranga*,

<<https://www.studylink.govt.nz/products/a-z-products/student-loan/index.html>> (Accessed 2018-1-15).

New Zealand Government, *Retirement Age*,
 <<https://www.govt.nz/browse/work/retirement/retirement-age/>>(Accessed 2018-1-15).
 New Zealand Society of Local Government Managers LG Careers A SOLGM SERVICE,
 <<https://lgcareers.co.nz/>> (Accessed 2018-1-15).
 PSA, *Southern Local Government Officers Union*,
 <<https://www.psa.org.nz/media/news/southern-local-government-officers-union/>> (Accessed 2018-1-15).
 Statistics New Zealand, *Subnational population estimates (RC, AU), by age and sex, at 30 June 1996, 2001, 2006-17 (2017 boundaries)*,
 <<http://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7501>>
 (Accessed 2018-1-15).
 Statistics New Zealand, *Subnational population estimates (TA, AU), by age and sex, at 30 June 1996, 2001, 2006-17 (2017 boundaries)*,
 <<http://nzdotstat.stats.govt.nz/wbos/Index.aspx?DataSetCode=TABLECODE7502>>
 (Accessed 2018-1-15).

オーストラリアとニュージーランドの地方自治

平成 30 年 3 月 30 日発行

編集・発行（一財）自治体国際化協会（CLAIR）

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル 1・6・7 階

TEL 03-5213-1730 FAX 03-5213-1741



Council of Local Authorities for
International Relations